

(註一二) 龍湖問錄卷二丙子正月十八日雲觀書。

(註一三) 使鮮日記卷坤。

(註一四) 勉庵集附錄卷二年書丙子年二月。

(註一五) 日省錄李太王丙子年正月二十三日・二十七日・二十八日・三十日。崔益鉉の奏疏は山林隱逸の日本に對する感情を見るに足るものがあるので、左にその大要を録する。

臣名在國籍、今當賊艘入海、區區之懷、何忍自孤、臣聞賊船之報、意謂廊廟有定論、仰聽屢日尙無所聞、外間喧傳意在求和、萬口同憤、四境洶々、如其訛也、則公私幸甚、如其實也、則爲賊人地也、非爲國家也、此說施行、殿下之事去矣、以程朱調撥今日事、則與賊講和、必致亂亡之禍有五端、和出於彼之乞憐、強在我而我足以制彼、其和可恃也、今和出彼之乞憐耶、我之示弱耶、我不備畏憚而求和、則爲目前姑息、而向後駭擊之態、何以充之、所以亂亡者一也、彼之物貨、皆濫奢奇玩、而我之物貨、民命所寄而有限者也、不數年東土數千里、無復支存、國必隨亡、此亂亡者二也、彼雖托倭、其實洋賊、和事一成、邪學傳授、遍滿一國、此亂亡者三也、彼欲下陸往來、築臺而居、我已講和、無說拒之、若任之則財帛婦女之擄奪、惟意所願、此亂亡者四也、(中略)殿下之意、豈不曰彼來者是倭而非洋、其所執言者、既曰修好、則與倭修善、亦何害云、則以臣愚見、大有不然者、設使彼眞倭非洋、古今懸殊、不得不察、年前北來總理司文字、有法美二國與倭並出之說、昨年東萊訓導傳說、有倭人請立靈祠、請勿禁異服人、今倭之來者、服洋服用洋砲乘洋船、此倭洋一體之明證、況去月北春、專爲今番倭船之來、而其中乃有丙寅敗歸、是洋非倭、則與倭修善之日、是與洋結和之秋也、以與倭一事、爲殿下陳之、大官出見之初、堂堂摩言于彼曰、洋賊之獸行蠱惑者、以言乎天地父母之前、則即是所不容之賊子也、以言乎聖主之世、則是爲必誅之亂臣也、天下萬古皆得以誅之、若黨助則直是拂人之性者也、貴國尊信孔朱久矣、今因彼輩所脅而爲之前導、深爲貴國代羞也、春秋之法、亂臣賊子先治其黨、如有王者作、則貴國當先洋賊而伏法矣、其亟圖之、鄙國斥洋一事、以爲祖宗以來勿替之家法、今與貴國不得修善、豈特書契稱濫爲可駭哉、貴國自今若能幡然嚴絕洋賊、然後始

可講定、如不能、則即日回船、不宜久留、自速敗亡、如是辭言、然後隨其所接、而處之以義、則可以名正言順、奈之何計不出此、爲其所瞞哉(節略)。

(註一七) 丙子年正月二十三日に前司諫張皓根、同二十七日に右通禮吳尙鉉、二十八日に副護軍尹致賢が各上疏して斥倭を論じた。

(日省錄李太王卷一七六丙子年正月下)。

(註一八) 朝鮮交際始末卷三、使鮮日記卷坤、岩倉公實記卷下三一三一三六頁、世外井上公傳卷二 七一〇―七一一頁。

### 第一〇章 日韓修好條規締結と清國

#### 第二九 森公使の清國派遣 清總理衙門との交渉

江華島事件の發生するや、參議木戸孝允が明治八年十月八日三條太政大臣に建議書を提出して、朝鮮問題の處理に當り、清韓宗屬關係を重視し、先づ清國に對して宗主國としての責任を問ひ、清國政府が朝鮮國政府の行爲について責任を負ふことを拒絶した場合に、初めて日本國政府の自由行動が許されることを主張した。木戸參議の説は原則として政府の承認するところとなり、朝鮮に全權大臣を派遣するに先じて、清國に公使を差遣することに内定したが、その人選は相當に困難であつた。

是より先、外務少輔森有禮は江華島事件發生後、外務省法律顧問、ペシャイン・スミス (E. Peshine

Smith)と協力して對韓政策を研完し、太政官に意書見を提出したが、政府は森外務少輔を駐清公使の適任者とし、明治八年十一月七日三條太政大臣は同少輔を自邸に招致して、政府の對韓交渉の方針を傳へ、更に進んで、『清國は朝鮮の隣國にして交際亦熟せり、故に公使を北京に出し、事起の日、清國をして之を援くること能はざらしめ、又且日清兩國の交誼を全くするの事に任せしめんとす、今其人を選ぶに足下に若くはなし、因て先づ之を内諭す、若し見る所あらば之を陳述せよ』と内命した。森外務少輔は目下立案中の稅權回復を以て急務とし、急に職を去ることを好まない事情があつたが、太政大臣の懇諭に接して遂に受諾し、歸朝中の特命全權公使鮫島尙信を後任に推薦した。(註一)

明治八年十一月十日外務少輔森有禮は特命全權公使に轉じ、清國駐劄を命せられ、特命全權公使鮫島尙信は外務大輔に任せられた。森駐清公使は十一月十四日正院に出頭して、三條太政大臣・岩倉右大臣・木戸大久保兩參議に、清國に對する交渉方針を説明した。

本月十日清國在留公使ノ命ヲ拜スルヤ、其由ヲ發スル所ヲ思フニ、蓋シ清朝○清國ノ連關ヲ斷テ、一旦朝ニ事アルノ日ニ到リ、日清兩國間ノ交誼ヲ全スルノ義タルベシ、就テハ有禮須任ノ職分上、明カニ可心得ノ要事ヲ爰ニ條列シテ、御示命ヲ仰グ、

第一 清國政府へ可致ノ使命ハ、柳原前公使○前駐清特命全權公使柳原前光 歸朝以還、別ニ公使ヲ派出セザリシニ

依リ、今般更ニ其後官ヲ命ゼラレ、兩國間數千年來ノ交誼ヲ修メ、益々親密ニ到ラシムルガ爲メナリ、

第二 朝鮮ヲ一ノ獨立國ト視認メ、清國政府ヲシテ隣國ノ交誼ニ由リ、之ニ諭サシムルニ、日清兩國海客ノ爲メニ其沿海ヲ測量シ、以テ兩國人民ノ危難ヲ免カレシムルノ方法ヲ設クル事ヲ許シ、又兩國ノ海客薪水食物等ヲ得ルノ便、及ビ漂流民等ヲシテ容易ニ其生ヲ保タシメンガ爲メニ、其南海江華島邊ニ一箇所、北海ニ一箇所ノ港ヲ開ク可キヲ諭サシム可シ、又朝鮮モシ斯ノ要求ニ應ゼザルトキハ、竟ニ日清兩國ハ不得止各其意ニ滿ル丈ケノ處分ヲ隨意ニ爲スニ至リ、朝鮮ハ之ガ爲メ大ニ不利ヲ來ス事有ル可キヲ説クベシ、此ノ請求ニ應ゼズシテ、異日歐洲諸國ノ侵害ヲ被ルノ機至ルニ於テハ、嘗朝鮮一國ノ危患ニ止マラズ、日清亦其患ニ波及ヲ免ルコトヲ得可カラズ、因テ日清ハ各自ノ爲メ豫メ之ヲ未發ニ防グノ備ヲ爲サザルヲ得ズ、是又強テ前記二條ノ請求ヲ爲スノ一因タルヲ告グベシ、若シ清國政府前條ノ論事ヲ擔任スルヲ肯ゼザル歟、或ハ時機遷延スルニ於テハ、我國ハ特リ其事ヲ任ジ、直チニ所思ノ所置ヲ爲ス可キナリ、

第三 朝鮮ニ對シ右ノ請求ヲ爲スニ、實地ノ手續ハ沿海測量ト開港トノ二件ヲ主意ニ立テ、舊交ヲ修スルノ事ト、江華島暴擧ノ事トハ、右二件ノ目的ヲ達スルノ副言ニ附ス可シ、必ズ森山理

事官ヲ拒ミタルト、江華島暴擧トヲ以テ、使節ヲ派遣スルノ原因ト爲ス可ラズ、何トナレバ朝鮮ハ一ノ獨立國ニシテ、外交或ハ舊交ヲ拒ムハ、其權利ノ内ノ事ニシテ、江華島ノ變ニ至テハ、畢竟暴ニ對スル暴ヲ以テセリト云ヒ歸シテ、兩條俱ニ公法ヲ以テ論ズレバ、特リ朝鮮ノミヲ曲ナリト裁ス可キ者ニ非ザレバナリ、故ニ前件ノ二事ハ、未ダ以テ直ニ使ヲ朝鮮ニ派スルノ名義ト爲スニ足ラザルナリ、

前文述ル所ノ趣意ヲ尙ホ反覆シテ之ヲ言ハン、抑朝鮮ハ未開ト雖モ、孤立ノ一國ニシテ、之ニ接スルニハ必ズ萬國ニ對シテ恥ヂズ、後世ノ批裁ヲ待テモ憾ナキ公正ノ條理ニ基カザル可ラズ、何トナレバ我國ノ聲名ニ關スルノ一事ハ言ヲ俟タズ、方今ノ我所失ノ國權ヲ回復セント欲スルノ際頼ル處ノ者ハ唯公正ノ條理アルノミ、故ニ此條理ヲ顧ミズシテ、妄ニ朝鮮ニ事ヲ起ス時ハ、之ヲ自棄自害ノ政術ト云ヒ歸ス可ケレバナリ。

明治八年十一月十四日

特命全權公使 森 有 禮 (註二)

明治八年十一月十五日、森公使は明治天皇に拜謁仰付られた。十八日再び正院に三條・岩倉兩相と會見して、十一月十四日の建議を補足して、朝鮮交渉方針は和平を主とすべきことを強調した。二十

二日寺島外務卿の訓令を交付せられるに及び、文中「一面は江華島の事を問ひ、被る所の暴害の補償を求め」とあるのを見て、前後兩回に互る所説が、未だ政府に徹底しないことを慮り、正院に於て太政大臣・右大臣竝に參議大久保利通・伊藤博文に會見して、前説を重ねて痛論した。

抑方今國庫空乏ノ際、不得止事情實ヲ名トシ、妄ニ事ヲ起スハ、損ニ損ヲ加フルノ道ナリ、況ンヤ事ヲ起スノ名ハ、舊交ヲ修ムト云ヒ、江華島ノ暴擧ヲ責ト云如キ不要不急ノ條件ニシテ、外各國ノ惡評ヲ來タシ、内人民ノ信服ヲ薄クシ、竟ニ政府瓦解ノ禍ヲ招クニ到ラン、故ニ此擧タルヤ、實ニ政府自害ノ政術ト名クベク、拙策ノ最拙ナル者ナリ、然レドモ若シ其目的ト辨法トヲ改メ、朝鮮沿海ノ測量ト海客保安ノ爲メニ開港スルヲ目的トシ、彼ニ達スルノ着手ノ順序ハ、一意ニ平和ヲ主トシ、使節ノ到ルヤ、先ヅ砲臺ノ設ケナキ海岸ニ艦ヲ蟻シ、平和使節ノ主意ヲ明告シ、舒々江華府ニ抵リ、其地方官ヲシテ國都ニ報ゼシメ、國王親任ノ高官、應接全權使トシテ江華府ニ出張、談判ヲ遂ゲシム可シ、事果シテ平和ニ歸スル時ハ、日本政府ハ外萬國ノ美譽ヲ來タシ、國ノ品位權利ヲ進メ、内人民ノ歸服ヲ厚シ、内政ヲ興スノ便ヲ得ルニ到ルベシ、若クハ事破レテ一旦戰ヲ開クアルトモ、名義公正ナルヲ以テ、萬國悉ク我ニ左袒シ、妨碍ヲ爲スコト無カル可ク、人民モ皆政府ニ就テ、速ニ事ヲ成サンコトヲ勉勵シ、敢テ離抗ノ情ヲ生ゼザル可シ、是レ

則會計ノ損失ヲ別手ニテ償フノ策ナリ、斯ノ如クンバ、則チ余清國ニ到リ、應答意ノ如ク、又英魯等ノ公使ニ説キ、我政府ニ左袒セシメ、清國ヲ援クルコト無ラシムヲ得ベシ。

伊藤參議は外務卿訓令の内容は、森公使の意見と實質上矛盾せずと説明し、大久保參議も同意であると述べ、三條・岩倉兩相も異議なく、訓令中『被る所の暴害の補償を求め』の一節を削除するに決定した。猶外務卿訓令の全文は左の通りである。(註三)

特命全權公使 森 有 禮

我政府ハ大清政府ニ對シ、親睦ノ誠意ヲ重ズルガ爲ニ、駐劄使臣ニ命ジテ、特ニ大清衙門ニ抵リ、朝鮮ニ係レル左ノ事件ヲ報知セシム。

我徳川氏ノ朝鮮國ト隣交ヲ修ムル、茲ニ三百年ナリ、明治元年皇政革新、我朝廷禮ニ依テ書ヲ修メ、以テ舊交ヲ續ギ、和親ヲ敦クシタリシニ、朝鮮國斥ケテ受ケズ、爾後書ヲ發スル數次皆報ヲ得ズ、客歲我外務官員森山、朝鮮ノ東萊府使朴○朴齊寬ヨリ、我外務卿ノ書契ヲ修メテ、更ニ幹使ヲ發シ、東萊府ニ抵リ相接スベキノ約ヲ得、文憑具ニ在リ、我政府期ニ從ヒ書ヲ發シタルニ、何ゾ料ン、彼復タ謾言相當リ、約ニ違テ接セズ、又書ヲ受ケズ、森山空シク歸ルヲ致ス、但彼ニ在テ未ダ顯ニ相絶ツノ言アラザルヲ以テ、我ニ在テハ猶好意相交ランコトヲ期セリ、乃チ九月二十日

我火輪船一艘、牛莊ニ向テ駛往シ、朝鮮江華島ノ邊ニ在テ、將ニ淡水ヲ需メントス、俄ニ陸地砲臺ノ爲ニ轟撃セラレ、勢危急ニ逼リ、已ムヲ得ズ相當ノ防禦ヲ爲シタリ、我政府ハ朝鮮政府ノ心意ノ在ル所ヲ知ラズ、或ハ其地方官辦ノ擅興暴舉ニ出タルコトヲ疑フ、而テ仍隣誼ノ泯ビザランコトヲ望メリ、今特命全權辦理大臣ヲ發遣シ、一面ハ江華島ノ事ヲ問ヒ、被ル所ノ暴害ノ補償ヲ求メ、一面ハ益懇親ヲ表シ、彼ノ要領ヲ得、言好ミニ歸シ、以テ三百年ノ舊交ヲ續ガシメント欲ス、要スルニ妥便結局ヲ主トス、敢テ多事ヲ好マズ、未ダ朝鮮ノ果シテ平穩ナル辦法ヲ爲スコトヲ保セザルガ爲メニ、兵舶ヲ將テ、使臣ヲ護セザルコトヲ得ズト雖モ、然レドモ亦朝鮮ノ深ク相拒ムニ辭ナキコトヲ知ルナリ、但事隣誼ニ係ルヲ以テ、大清政府ニ告グルニ、此一案ノ起由ト我趣意ノ向フ所トヲ以テシ、以テ我政府ノ大清政府ト誠ヲ推シテ隱スコトナク、悃誼ニツ無ノ意ヲ表スルヲ須要トス、使臣宜ク此意ヲ體シ、辭命ヲ愆ルコト勿レ。

明治八年十一月二十日

奉 勅 外務卿 寺 島 宗 則 (註四)

森公使は北京に急行を要するので、明治八年十一月二十四日特務艦高雄丸に便乗して品川を出發したが、十二月十九日漸く芝罘に到着下船し、翌明治九年一月五日北京に著任した。(註五)

江華島事件の發生については、既に明治八年十月三日寺島外務卿より在上海陸軍大佐福原和勝を経由して、在北京臨時代理公使鄭永寧に打電した。鄭臨時代理公使は日清間にも重大關係あるものと認め、十月十三日信函を以て、事件の概要を總理衙門に通告した。但し電文には事件發生地を明記しないので、信函にも「ミャコ沿海」と記載して居る。

逕啓者、昨接本國外務大臣電報、我國砲船往朝鮮彌也古沿海、測量水深、於九月二十日因彼開砲擊我、次日進船、欲問是何主意、復被砲擊、遂致交戰、我兵登陸、毀其砲臺、收兵回國云、本署大臣接此相應照譯、送備貴王大臣查閱、專佈竝頌日祉。陽曆十月十三日。(註六)

日本國臨時代理公使の公式通告及び上海外字新聞紙の報道により、江華島軍艦雲揚事件の發生、竝に日本國政府より全權委員を朝鮮に派出することは既に知悉せられ、森公使の北京著任も本件に關して、清國政府と直接交渉するためであることは、一般に豫想せられて居た。

森公使は北京著任後總理衙門と直接交渉を開くに先じ、英國特命全權公使サー・トマス・ウェード (Sir Thomas Francis Wade) ・ロシア國特命全權公使エフゲニイ・ド・ブツォフ (Evgeni de Buzov) に諒解を求め、兩公使の援助を得て、總理衙門と交渉に當ることは、既に十一月十五日正院に於て開陳した同公使の意見にも見えて居る。後者は駐日公使として在任久しく、森公使とも友好關係があり、

前者は臺灣蕃族討伐事件について、日清間に調停した因縁があるからであらう。(註七)

ビュツォフロシア國公使とは會見の機會を得られなかつたが、明治九年一月五日到著即日、森公使はウェード英國公使を訪問して、其任務を説明し、助言を懇請した。森公使は先づ本件に關して、總理衙門に提示すべき覺書の概要を説明し、清國が果して朝鮮を指導して、和平に到達せしめる見込ありや意見を質した。英國公使は日本國政府の方針が、修好條約締結にあるか、又は貿易にあるか反問したので、森公使は日本國政府の要求は、第一に江華府附近に開港場を獲得すること、第二に朝鮮沿岸の測量公許、第三に日本國圖書を受理せしめることの三件であると説明し、且「清國政府若し著手を怠る時は、閣下(英國公使)或は説て之を爲さしむるを欲するや否や」と希望的質問を發した。ウェード公使は此質問を回避して云ふ、「欲せざるに非れども、我より之を發するは便ならず、先般臺灣の事我れ初め之を言ふ時、衙門諸官以て意とせず、葛藤紛錯するに至り、彼れより來て之を謀る、我れ初め言ふ所の意を以て之に告ぐ、彼即ち喜で之を謝納す、故に今般の事に於ても、我より之を發せしよりは、彼れより來て我に謀るを待つに如かじ、貴君(森公使)朝鮮事件を我に語れりと云はゞ、彼或は來つて我に謀るあらんか、尙ほ總理衙門に御應接の上委曲承りたし」と。(註八)

ウェード英國公使は婉曲に森公使の援助希望を拒否したものである。ビュツォフロシア國公使も後

に語つたところによつて判断するに、森公使を援助する意志がなかつたことは明かである。即ち森公使は當初の豫想に反して、英露兩國公使の援助に依頼せず、單獨總理衙門と交渉するの已むなきに至つた。(註一)之等の事情より森公使と清國政府との會商は著しく遅延し、黒田全權の江華到着前に、具體的結論に到達し得るや疑はしかつた。

明治九年一月六日森公使は書記官鄭永寧等を従へて、總理衙門を訪問し、管理總理衙門事務恭親王奕訢等各大臣に接見し、皇帝幼冲を以て信任狀を代遞した。恭親王等各大臣はまた森公使を答拜し、此に著任の儀禮を終へた。超えて一月十日森公使は、書記官鄭永寧・穎川君平・法制局御用掛竹添進一郎を従へて總理衙門を訪問し、軍機大臣兵部尙書沈桂芬・工部尙書毛昶熙・戸部尙書董恂・署理兵部左侍郎郭嵩燾等各大臣と會見した。公使は先づ覺書を提出して、日韓國交停頓及び江華島事件發生の概要を述べ、日本國政府の對韓方針を説明した。(註二)

一 曾經由署使鄭報貴衙門、以朝鮮國開礦情節、茲本大臣所更告者、客歲九月二十日我火輪船壹隻、駛往牛莊、船至朝鮮國江華島邊、將需淡水、岸上礮臺陡然開礮、我船俄遭轟擊、勢極危逼、不得已當行防護、僅得免難、轉回本國、夫朝鮮乃係數百年通交之國、而我政府特以盡心修交、殆斯十載、數次派使、往謀其事、彼只頑固不納使意、而接遇之際、頗形輕陋、將至辱我使命者數次

矣、我國人聞之、皆憤怒不堪、屢欲暴動、而我政府惟主平和、百方抑之、勉欲使貫其數年來所謀平和修交之道、而二年前朝鮮政府、稍改其方、遂約應由東萊府使朴、接受我外務卿書信、並訂我國出使齎書至府之期、我政府照期發書、特派森山茂作理事使臣、齎往從事、詎料彼違前約、託他詞不接使、不受書、使臣極口詰論不聽、致令空歸、而又江華島礮擊事起、我政府實未識朝鮮政府心意所在、而我國人憤極怒極殆無可狀、於是我政府深憾其十多年來所盡平和修好之心、一旦付之流水、故今特派全權辦理大臣、往問朝鮮政府心意所在、爲兩國得保親好于永遠之地也、總之妥平結局是爲主意、並非敢要多事耳、祇未能保朝鮮果爲平穩辦法、或以一二兵艦護從使臣不得已也、惟以事關隣竝、宜將此案緣由、與我旨趣所向、告之大清政府、以昭我政府與大清政府、推誠無隱之意也、本大臣竊祈朝鮮國以禮接我使臣、不拒我所求、以能永保平和也、若不然、事遂至敗、則韓人自取不測之禍必矣、彼此不幸何似、今日事機、實係禍福攸判、朝鮮見果及此、則應言歸于好矣。(註二)

各大臣は此覺書を一覽したが、特に發言するものもない。森公使は先づ清韓宗屬關係を提起し、首席大臣沈桂芬との間に應答が行はれた。沈桂芬は森公使の質問に對して、朝鮮國は禮部所管で、總理衙門は屬邦禮典の詳細を知らずと前提して、朝鮮國の政教禁令は一切その自主に任じ、外交の如きも

その自由に委任して、關係せずと明答した。森公使は更に屬邦の意義を追窮したが、沈桂芬は『所謂屬國とは我が所有の地にあらずして、その時を以て進貢し、我冊封願曆を奉ずるを以て云ふなり、若しその國を以て我が疆土内に屬するものとせば、關係せざるを得ずと雖も、其國疆域内に在らざるを以て、其國事を管することなし』と説明し、森公使が『所謂冊封とは貴國(清國)其主を選びて之を立るか、或は彼が立る所の主の請に應じて、單に冊封の禮式を行ふものか』との質問に答へて、『我より選んで立つるに非ず、彼の請に従て冊封するのみ、我屬國皆然り』と説明した。森公使は更に『屬國は其貢獻冊封等あるを以て、其屬邦たるの實體を認むべし、緬甸の如き或は來り或は來らず、其認むべき實體なきものに似たり、是の如きは屬國の名自ら混没するに至るべし』と注意したが、沈桂芬は『從來屬國たる者皆其自主に任ず、而して彼來らざるなく、又嘗て禮を闕くところなし、我亦例を照して之を接遇するのみ、緬甸は朝鮮琉球と固より異るところあり、殊に雲南土匪發し、路壅るを以て來らざること久し』と反駁した。

清韓宗屬關係に關する討論はかやうにして、結末を告げるところはない。森公使は之に關する討論を打ち切り、愈々本論に入つた。

茲ニ緊切致ヲ乞フノ事アリ、若シ不幸ニシテ我ト朝鮮ト事有ルニ至リ、我勝テ彼敗レ、我兵陸ニ

上リ、其戰地ニ於ケル、勢ヒ寸ヲ得レバ、則尺ニ據ラザルヲ得ズ、其時ニ至ツテハ貴國ノ之ヲ視ル、知ラズ何等ノ觀ヲ做スヤ、屬國ノ名ヲ以テ、異詞ヲ其間ニ容ルルノ理決シテ無カルベシ、獨リ我日本ノミナラズ、外別國ノ彼ト是ノ事アルモ亦然ルベシ、本使專ラ和平ヲ欲スト雖モ、萬一事此ニ至ルヲ恐ルヤ、預メ之ヲ問明理會セザルヲ得ズ、故ニ更ニ鄭重此ニ及ブ。

沈桂芬は即答に躊躇したので、森公使は明後一月十二日を期限として回答を要望し、沈桂芬は恭親王に上稟の上回答すべきことを約した。(註二二)

明治九年一月十日總理衙門に於ける會談は、森公使の期待に反し、清國が朝鮮國の不法行爲に對して責任を負ふや、全く要領を得なかつた。森公使は一月十一日鄭書記官に内意を含め、總理衙門を訪ひ、總辦周家楣に會見して、清の政情を探り、且清國政府より特使を朝鮮に急派して、日本國全權大臣を『款接して、必ず日韓の隣交を成全する様に諭せよ』と示唆せしめた。然るに總辦は各大臣の説明と等しく、『清國の朝鮮に於ける、唯彼の方貢を納れ、彼の王位を冊封し、或は兩民互市する而已の事にて、固より彼が内事に與聞せず、其自主に任せ候儀は獨滿清に始まるに非ず、従前歴代の例典と爲りたる故、先年英佛米等の船韓に往て、彼が慘暴に逢ふに因り、之を清國政府へ告て理論に及びし時も、亦た如斯答へ置、更に關與せず、即ち都下へ在留したる韓使も唯貢納願曆等の事を辦理する

のみ、且禮部衙門より韓事を專掌する故、例典を據准する外、總理衙門より他國の事を談入るとも一切承辨する事無之、此固守舊の頑固なる如此、實に奈如ともすべきなし」と述べたと云ふ。(註三)

(註一) 森公使使清日記(品海出帆以前之部)。

(註二) 森公使使清日記。

(註三) 森公使使清日記。

(註四) 自明治八年至明治九年朝鮮關係考證彙輯。

(註五) 森公使使清日記。

(註六) 明治八年十月鄭臨時代理公使報告拔萃。

(註七) 森公使使清日記。

(註八) 明治九年一月十三日外務卿輔苑森駐清公使報告附一。

(註九) 同附四。

(註一〇) 清光緒朝中日交渉史料卷一(一)光緒元年十二月二十一日總理衙門奏日本與朝鮮修好摺。

(註一一) 同(一)附件二日本國節略。

(註一二) 明治九年一月十日森公使總理衙門大臣對話。

(註一三) 明治九年一月十三日外務卿輔苑森公使報告別信。

### 第三〇 清韓宗屬關係論 森公使李鴻章の會談

明治九年一月十日森駐清公使と總理衙門との會談は、清韓宗屬問題に關する限り、全く暗礁に乘上げた。元來朝鮮藩屬問題は、夙に英佛米諸國より數回に亘つて提起せられた問題であり、恭親王奕訢の主宰する總理衙門は、朝鮮は中國の藩服であるが、其政教禁令一切その自主專行によるこの方針を堅持して來たが、今次日本國公使の態度より判斷するに、同國は最近内訌に苦み、民心を轉換するため、事を海外に構へる疑がないでもない、よろしく明治四年九月日清修好條規第一條に、『兩國所屬邦土、亦各以禮相待、不可稍有侵越』との明文を斥論し、極力阻止すべしとなし、一月十四日に至り森公使に回答した。(註一)

大清欽命總理各國事務王大臣

爲照覆事、昨准貴大臣交到節略一件、內稱貴國船至高麗江華、將需淡水、岸上砲臺、開砲轟擊、現在貴國遣員前往、意在和好等因、查此事前准貴國署大臣鄭函報、以測水致有此事、各新聞紙亦縷及之、今復准貴大臣節略詳述各情、朝鮮自有國以來、斤斤自守、我中國任其自理、不令華人到彼交涉、亦信其志在守分、故無勉強、卽以理揆之、朝鮮必非獨與貴國有所芥蒂、今因前事貴國欲



遣使前往、爲兩國得保親好、具見意在息兵、即此次貴大臣推念中國和好之情、詳述用意、無非信守我兩國修好條規、敦睦不渝、中國之於朝鮮、固不强預其政事、不能不切望其安全、日前貴大臣晤稱、辦事固要照約、但須看日本要與高麗和好、是有道理無道理、如今高麗不願和好、便是他無道理等因、朝鮮如無故稱兵他國境內、自不得謂爲有理、朝鮮如與他國往來、而獨不願與貴國往來、亦尚不得謂有理、貴大臣既云辦事要照條約、唯希貴大臣轉致貴國政府、不獨兵不必用、即遣使往問一節、亦須自行籌畫萬全、務期兩相情願、各安疆土、終守此修好條規、兩國所屬邦土、不相侵越之言、是則本王大臣所切盼者也、相應照會貴大臣查照可也、須至照會者。

右照會大日本欽派駐京全權大臣森

光緒元年十二月十八日 (註二)

總理衙門の照會は、日清修好條規第一條日清兩國は各領土屬邦を侵越すべからずと云ふ明文を引き、日本が清國の屬邦たる朝鮮に兵を加ふべからざることを力説したものであるが、森公使はその意味を諒解することが出来ず、一月十五日『由是觀之、朝鮮は是一の獨立する國にして、貴國の之を屬國と謂へるは徒に空名耳、彼既に隣と爲り、我に暴戾を加ふ、而今使を遣し、以て之を責め、且我國人民の爲めに、自ら海疆を保安するの義を盡さざるを得ず、此に因て凡事の朝鮮日本の間に起る者は、

清國と日本國との條約上に於て關係するところなし』と照會した。(註三)總理衙門は日本國公使が照會の意味を理解しないのを見て、一月十八日再び照覆して前言を繰返し力説した。

大清欽命總理各國事務王大臣

爲照覆事、光緒元年十二月十九日、准貴大臣照會一件、以日前貴大臣來本衙門、議及貴國欲與朝鮮和好各情、謂本王大臣曾有朝鮮雖曰屬國、地固不隸中國、以故中國曾無干預內政、其與外國交涉、亦聽彼國自主、不可相強等語、本王大臣查朝鮮爲中國屬國、隸即屬也、既云屬國、自不得云不隸中國、且日前回覆貴大臣、竝無不隸中國之說、修好條規內載所屬邦土、朝鮮實中國所屬之邦之一、無人不知、至中國向不勉強各情、已於本月十八日具覆節略○光緒元年十二月十八日照覆中、備言其義、今准貴大臣照會、本王大臣仍應聲明、合照修好條規所屬邦土不相侵越之意、彼此同守、不敢斷以己意、謂於條約上無所關繫、相應照會貴大臣查照可也、須至照會者。

右照會大日本國欽派駐京全權大臣森

光緒元年十二月二十二日 ○明治九年一月十八日 (註四)

總理衙門が禮典に據り、日清修好條規を引き、邦土の解釋を縷々説明して居るが、副島大使は別として、歐米諸國に留學久しく、フィリモアの國際公法に精通せる森公使の到底理解し得るところでは

ない。一月十九日照會を以て、再び朝鮮と日清修好條規と無關係なことを繰返し主張した。『因て思ふ、貴大臣條規の所屬邦土不相侵越之意を引く所以の者は、蓋し將來我國與朝鮮交渉して、凡そ該國政府及其人民より我に向うて爲す所の事有るに就て、即ち貴國より自ら其責を任ずるの謂なる歟、若し自ら其責に任ずる能はずと謂はゞ、屬國と云ふと雖も、徒に空名耳なれば、即我國自ら其理を伸べざるを得ず、條規に於て何の關係すること有らん哉』と。(註五)

森公使の見解によれば、『内政外交の權利を全有する國は、其政體勢力等の如何に拘らず、之を獨立自主の國と云ふ』(註六)と云ふにあり、此主張を擴充すれば、朝鮮は當然屬國の範圍を脱する。従つて公使は清國をして朝鮮の獨立自主の實あることを認め、將來日韓關係については、清國政府が絶対に干與することなしとの保證を獲得することに努力した。

是より先、森公使は直隸總督李鴻章との會見を要望して居た。今や森公使の非協動的な一本調子の態度に倦んだ總理衙門は、李鴻章の外交手腕に依頼して、公使の要望を承諾した。之がため森公使の直隸省城保定に往復する間、交渉は當然中止せられた。(註七)

明治九年一月二十九日森公使の歸京を待ち、總理衙門は三度照會を發して、一月十九日森公使の主張を反駁した。

大清欽命總理各國事務王大臣

爲照覆事、光緒元年十二月二十三日○明治九年一月十九日 准貴大臣照會一件、以本王大臣前此照覆、未能明

解其意、因思所引條規所屬邦土不相侵越之意、蓋就將來交渉、凡有該國政府及其人民所爲之事、即任其責之謂、若不任其責、雖云屬國、徒空名耳、於條約有何關係等情、查朝鮮爲中國屬國、中外共知、屬國有屬國分際、古今所同、本王大臣前次照會所稱、朝鮮寔中國所屬之邦之一、即中國之自任也、豈得謂屬國爲空名、豈得謂於條約無所關繫、貴國既與中國和好、訂明修好條規、理應彼此同守所屬邦土、不可稍有侵越之約、前月十八、二十二等日所覆節略照會、業已詳裁言之、所期於貴大臣者、祇在按照修好條規所言、永遠遵守不違、其用意甚平、其措詞甚顯、相應照覆貴大臣一竝查照可也、須至照會者。

右照會大日本欽派駐京全權大臣森

光緒元年正月初四日 (註八)

森公使は李鴻章との會談(後段參照)後、形式的の屬邦論を以て争ふことの無益を覺つたであらう。然れども今總理衙門に接し、又もや前言を繰返して清韓宗屬關係は空名に過ぎず、朝鮮は一の獨立國であるから、日韓兩國間の繫争については、清國の干渉を許さずとの意味を聲明した。

大日本國欽差全權大臣森

爲照會事、明治九年一月二十九日接准貴王大臣覆文、內稱朝鮮爲中國屬國、中外共知、屬國有屬國分際、古今所同、朝鮮寔中國所屬之邦之一、即中國之自任也、豈得謂屬國爲空名、豈得謂於條約無所關繫等語、本大臣查所謂中國自任一語、言短意微、其所自任者果何事實、猶未能明悉其意、又謂屬國不空名、而其不空名之實、似亦不曾見、又頻以兩國所屬邦土不可稍有侵越等語見教、是何可劇以侵越爲言哉、此等之處、本大臣實未能解、又不敢己意自解、惟本大臣前次照會所稱、我國與朝鮮國交涉、其該政府及其民人、向我所爲之事、貴國能否自任其責之處、其前其後、嘗未獲一確斷之言、則本大臣仍當以前次所稱朝鮮是一獨立之國、貴國謂之屬國、亦徒空名耳、而凡事起於朝鮮日本間者、斷謂於清國與日本國條約上、無所關繫等語爲准耳、仍應照會貴王大臣、希即分別示復可也、須至照會者。

右照會大清欽命總理各國事務王大臣

明治九年二月一日 (註九)

總理衙門は二月十二日に至り、照覆を致し、屬邦の意義を詳説して、屬邦が危急に瀕することがあれば坐視するに忍びず、又日清修好規第一條と無關係であり得ないと反駁した。

大清欽命總理各國事務王大臣

爲照覆事、光緒二年正月初七日、接准貴大臣照會、仍謂中國自任一語、未能明悉其意、屬國不空名之實、似不曾見、又以前引修好條規、謂何可劇以侵越爲言、而以事起於朝鮮日本間者、於條約所關繫等因、本王大臣查朝鮮爲中國所屬之邦、與中國所屬之土有異、而其合於修好條規兩國所屬邦土不可稍有侵越之言者則一、蓋修其貢獻、奉我正朔、朝鮮之於中國、應盡之分也、收其錢糧、齊其政令、朝鮮之所自爲也、是屬邦之實也、紓其難解其紛、期其安全、中國之於朝鮮、自任之事也、此待屬邦之實也、不肯強以所難、不忍漠視其急、不獨今日中國如是、伊古以來、所以待屬國皆如是也、本王大臣照會所引不稍侵越之言、正以不侵越者、厚期於貴國、非劇以侵越爲言也、貴大臣謂事起於朝鮮日本間者、斷爲與條約無與、則修好條規言之甚明、未能諱也、惟中國之於貴國友邦也、隣國也、朝鮮則中國屬國也、中國之望其相安無事則一也、今貴國之於朝鮮、猶期無事、而與我中國先開辦難之端、揆之事理、似非所宜、至於中國、苟有可爲之處、自由本王大臣早籌酌辦、以期彼此相安、正不待貴大臣再三言之也、相應照會貴大臣查照、須至照會者。

右照會大日本欽派駐京全權大臣森

光緒元年正月十八日 (註一〇)

森公使は之以上形式的な屬邦論を繰返す必要を認めなかつた。殊に黒田全權が既に江華府に進入して、朝鮮國全權と直接交渉を開始したことも豫想せられるので、二月十二日總理衙門照會中に、『其難を舒べ、其紛を解き、其安全を期するは、中國の朝鮮に於ける自任の事なり』、又『中國苟くも爲すべきところあらば、本王大臣早く酌辦を籌り、以て彼此相安を期す』との各節は、正しく清國が宗主國たる責を負ふ意志を表明したもので、森公使の要望と合すとなし、二月十四日左の照會を送致して、清韓宗屬關係に關する討論を打切つた。

## 大日本國欽差全權大臣森

爲照覆事、明治九年二月十二日、接准貴王大臣覆文、逐層閱悉、本大臣查前論朝鮮一節、極稱本國遣使、以期無事、原夫朝鮮實具獨立之體、其内外政令悉由自主、我國亦以自主對之、是以除該國自主政令外、其與貴國間所有關繫事理、我國決不顧及、貴國亦不得引條規中侵越等字、加諸我國、故曰所謂屬國徒空名耳、凡事起於朝鮮日本間者、於條約上固無與也、今閱來文、既以紓難解紛、爲中國自任之事、復稱中國苟有可爲之處、自由本王大臣早籌酌辦、以期彼此相安等語、是與本大臣所期望於隣國者、正相符合、曷不額慶、現在本國已派欽使往韓、自可樂觀其成矣、相應照覆貴王大臣查照、須至照會者。

右照會大清欽命總理各國事務王大臣

明治九年二月十四日 (註二)

總理衙門と交渉半にして、森公使は直隸保定に赴き、北洋大臣直隸總督李鴻章と會談した。森公使は既に日本出發前より、東洋隨一の政治家と目せられた李鴻章と會見して、一般政局について意見を交換する希望を有してゐたらしい。明治九年一月十一日總理衙門大臣大學士管理吏部事務寶鑾・兵部左侍郎崇厚等が新年を賀するため來訪した際、森公使は李鴻章との會見を希望し、元遣清全權大臣伊達宗城・大久保利通の傳言もあることを附加した。寶鑾は恭親王に上稟の上、回答すべきことを約した。(註二)

總理衙門は當初森公使の希望を重大視しなかつたが、總理衙門・森公使の會談は圓滿に進行せず、同公使が日清修好條規第一條の存在を無視するが如き態度を示すに及び、同條約締結の責任者たる李鴻章にその意義を説明せしめることを有利と考へたらしい。森公使自身も總理衙門との意見對立に苦しみ、李鴻章の干與によつて、總理衙門の空氣が好轉することを期待したと思はれる。かくして明治九年一月二十日頃森公使の希望を李鴻章に通じてその同意を得、同公使に回答を與へた。

森公使は鄭書記官を從へ、直督派員に迎へられて、一月二十四日直隸省城保定に到着し、直に總督

衙門を訪問した。李鴻章は翰林院編修黃彭年・候補同知黃惠廉（英語に通ず）を従へ、盛饌を備へて公使を饗し、酒間時局について忌憚なく意見を交換した。（註一三）

李鴻章は先づ森公使の外遊、東洋一般の政治問題について雑談したが、轉じて日清修好條規、清韓宗屬關係、目下の日韓交渉について、森公使・鄭書記官と一問一答を試みた。此會談は全く私的會談の形式を以てせられたけれども、總理衙門の公式會談、文書の往復よりも重大な意義を有するので、その重要部分を左に録する。

森大臣云 高麗與印度、同在亞細亞、不算中國屬國。

答云 高麗奉正朔、如何不是屬國。

森大臣云 各國都說、高麗不過朝貢受冊封、中國不收其錢糧、不關他政事、所以不算屬國。

答云 高麗屬國幾千年、何人不知、和約上所說所屬邦土、土字指中國各直省、此是內地、爲內屬、征錢糧管政事、邦字指高麗諸國、此是外藩、爲外屬、錢糧政事、向歸本國經理、歷來如此、不始自本朝、如何說不算屬國。

森大臣云 日本極要與高麗和好、高麗不肯與日本和好。

答云 不是不肯與貴國和好、是他自知國小、所以謹守不敢應酬、其於各國皆然、不獨日本。

森大臣云 日本與高麗是隣國、所以必要通好、高麗如何不肯。

答云 平秀吉擾高麗之後、恐不能無疑慮。

鄭署使云 平秀吉之後、日本與高麗也曾往來、中間忽然斷了、前數年與高麗約定接待使臣、後因日本改變衣冠、國書字體也改變了、他就不受。

答云 這個自然、高麗不敢與西國相通、日本既改西制、他自應生疑、恐與日本往來、他國即隨進來了。

鄭署使云 從前不過拒使、近來日本兵船至高麗海邊、取淡水、他便開砲、傷壞我船隻。

答云 備兵船是去高麗海口量水、查萬國公法近岸十里之地、即屬本國境地、日本既未與通商、本不應前往測量、高麗開砲有因。

森大臣云 中國日本與西國、可引用萬國公法、高麗未立約、不能引用公法。

答云 雖是如此、但日本總不應前往測量、是日本錯在先、高麗遽然開砲也、不能無小錯、日本又上岸、毀他的砲臺、殺傷他的人、又是日本的錯、高麗不出來滋擾、日本只管去擾他做麼。

鄭署使云 日本臣民俱懷憤恨、要與高麗打仗。

森大臣說 從前看高麗能謹守、不與外國相通、尙是可愛之國、今可恨了。

答云 既知是可愛、便不要去擾他、日本是大國、要包容他小國。

鄭署使云 森大人也是此意、所以壓住本國不要用兵、自請到中國、以爲高麗是中國屬國、必有上策、令高麗與日本和好。

答云 高麗非不欲與日本和好、但恐各國相因而至、中國若代日本說項、將來各國都要中國去說、所以料得高麗未必答應。○中

鄭署使云 森大人來到中國、有三宗失望的事、一是不能保全要與高麗和好的意思、二是總理衙門不明白他要和好的心思、三是恐本國臣民、知道中國不管、定要與高麗打仗。

答云 總署不是不明白、實是要和好的意思、凡事不可一味逞強、若要逞強、人能讓過、天不讓過、若天不怕地不怕、終不爲天地所容。○中

鄭署使云 森大人來意、本望中國設法、俾日本與高麗無事。

答云 高麗斷不出來尋事、日本不可多事。

鄭署使云 日本現又遣使往高麗、僅使臣一人前去、與之商量、看他如何、如果可商、竝不要與他通商、不爲多事、祇要議定三件、一高麗以後接待我使臣、一日本或有被風船隻、代爲照料、一商船測量海礁、不要計較、如果使臣到彼、再不接納、該使回到本國、必不能無事、一定要動兵了。

答云 遣使不納、古亦有之、元時兩次遣使至日本、日本不納、北條時宗竝將元使殺了。

森大臣云 以後恐不免要打仗。

答云 高麗與日本同在亞細亞洲、若開起仗來、高麗係中國屬國、儼既顯違條約、中國怎樣處置、俄們

一洲自生疑蚌、豈不被歐羅巴笑話。○中

鄭署使云 森大人因總署說中國不管高麗內政、所以疑不是屬國。

答云 條約明言所屬邦土、若不指高麗、尙指何國、總署說的不錯。

森大臣云 條約雖有所屬邦土字樣、但語涉含混、未曾載明高麗是屬邦、日本臣民皆謂指中國十八省而言、不謂高麗亦在所屬之內。

答云 將來修約時、所屬邦土句下、可添寫十八省及高麗琉球字樣。

鄭署使云 總要求總理衙門、與李中堂設法、令高麗接待日本使臣。

答云 日本礮船被擊、固有不平之氣、高麗礮臺被毀、兵士被殺、諒亦在不平之氣、高麗國雖小、其臣民之氣一也、正在氣頭上、即旁人解說亦無益、我勸日本此事且可緩議、俟一二年彼此氣平後、再通好也不遲。○中

此會談に於て、李鴻章は森公使・鄭書記官の質問に應じて、日清修好條規第一款に見える「邦土」

の意義が朝鮮をも包含し、従つて日本國は清國本土のみならず、朝鮮國領土の保全をも保證したことを説明した。鄭書記官は日清修好條規締結當時通譯の任に當つた人であるが、李鴻章の解釋に同意を與へない、最後に李鴻章も「邦土」の字義が曖昧で、意義を明確ならしめるため補足する必要があることを認めた。次に森公使・鄭書記官が江華島雲揚砲撃事件を朝鮮國政府の不法行爲と論ずるのを反駁して、領海三海里以内に侵入した日本國軍艦にも責任はあり、殊に永宗鎮攻撃は最も非友誼的行爲であると非難した。最後に鄭書記官は森公使の意を承けて、日本國政府が朝鮮に對して要求すべき三條件を説明し、李督より總理衙門に勸告して、同署より朝鮮國政府を戒飭して、日本國政府の要求に同意せしめるやう依頼した。森公使の李鴻章訪問の眞意は此にあつたであらう、李鴻章もそれを感知したことは疑を容れないが、用心深く明答を避け、或は朝鮮が自發的に日本に挑戦することなしと述べ、或は今清國が日本に代つて朝鮮の修好を飭諭すれば、將來歐米列強が朝鮮と事件を生じた場合、清國はその都度代理者たる地位に置かれ、事實上朝鮮をして應諾せしめることが不可能となるであらうと述べた。森公使は清國が仲介することを受諾しなければ、日韓開戦は不可避となることを示唆するや、李鴻章は若し日本が朝鮮を侵略すれば、清國必ずや黙止しないであらう、ロシアも必ずや黒龍江口地方に増兵して阻止する手段を取るであらうと述べ、最後に『徒傷和氣、毫無利益』の八字を書し、

更に紙尾に忠告の二字を加書して、鄭書記官に授け、森公使に轉示せしめた。

明治九年一月二十四日李鴻章・森公使の會談は、森公使に取つて極めて有益であつた。一月十日總理衙門大臣沈桂芬との討論、その後文書の往復で、清國政府の眞意は容易に理解し得られなかつたが、一月二十四日午後より夜に至る會談に於て、清國政府の方針は初めて明瞭に理解せられた。森公使は當初豫想した使命は到底達成せられる見込はなく、今や適當な時機を見計ひ、日本國政府の立場を聲明して、總理衙門との交渉を打切ることを賢明と感じたらしい。

明治九年一月二十五日李鴻章は、編修黃彭年等を従へて森公使等を答拜した。翌一月二十六日は光緒二年正月元日に當るので、一日延期し、二十七日保定を出發して北京に歸還した。(註一五)

明治九年一月より二月に互る森公使と總理衙門及び李鴻章との會談は、清韓宗屬關係に關する第二回目の交渉であつた。今次森公使は、第一回明治六年六月二十日遣清特派大使隨員一等書記官柳原前光・三等書記鄭永寧の總理衙門との會談(第一八參照)とは異り、充分に論議を盡し、彼我共に主張の要點を完全に理解した。

森公使は總理衙門・李鴻章との會談に於て、清韓宗屬關係は、日本國政府の主張の根據として來た國際法の原則と、多くの點に於て一致しないものがあることを發見した。朝鮮は内治外交共に完全に

自主で、獨立國たる實質を備へて居るが、尙清國の藩屬である。朝鮮國王は自國の統治について、何等清國皇帝に責任を負はないけれども、皇帝は宗主國元首として、朝鮮の領土保全に對して、重大な道徳的義務を負ふものであると。今後日本政府は此問題について、再び清國政府と交渉を行ふ必要を認めなかつた。

(註一) 清光緒朝中日交渉史料卷一(一) 附件一 總理衙門奏與日本使臣森有禮談片。

(註二) 同卷一(二) 附件三 覆日本國照會。

(註三) 明治九年一月二十日外務卿宛森公使報告第三號、光緒朝中日交渉史料卷一(二) 附件一 日本國照會。

(註四) 同卷一(二) 附件二 覆日本國照會。

(註五) 明治九年一月二十日外務卿宛森公使報告第三號、光緒朝中日交渉史料卷一(二) 附件三 日本國照會。

(註六) 明治九年一月二十日外務卿宛森公使報告。

(註七) 明治九年一月十三日外務卿補宛森公使報告。

(註八) 光緒朝中日交渉史料卷一(二) 附件四 覆日本國照會。

(註九) 同卷一(二) 附件五 日本國照會。

(註一〇) 同卷一(二) 附件六 覆日本國照會。

(註一一) 同卷一(二) 附件七 日本國照會。

(註一二) 明治九年一月十三日外務卿補宛森公使報告。

(註一三) 李文忠公全集譯署函稿卷四光緒二年正月一日述森使議朝鮮事。

(註一四) 光緒朝中日交渉史料卷一(二) 附件八 李鴻章與森有禮問答節略、李文忠公全集譯署函稿卷四光緒元年十二月二十八日附日本

使臣森有禮署使鄭永寧來署語談節略。

(註一五) 李文忠公全集譯署函稿卷四光緒二年正月一日述森使議朝鮮事。

### 第三一 清韓關係の新段階 李鴻章と李裕元

興宣大院君執政の一〇年間、朝鮮は危険な排外政策を實施し、表面的には輝かしい成功を収めた。その中最も脆弱性を有する方面は對日政策である。大院君は最近に於ける日本國政體の變革に基く日韓國交の刷新には強硬に反對し、遂に國交殆ど中絶の姿となつた。

日本は強隣である。朝鮮の挑戦に應じて起つたならば、國都は再び兵火の裡に沒すること、壬辰の記憶が未だに消磨しない筈である。大院君は國力を盡して、日本軍を撃退すること、尙丙寅辛未洋擾の例によることを妄信して居たであらうが、海外遠く分遣せられたフランス・アメリカ兩國の小艦隊と、數十海里の彼岸に強大な兵力を有する隣國と、同一視することの出來ぬのは、兵事を識らぬ朝鮮兩班にも明白な事實であつた。



國王・戚臣を中心とする政治的グループが、大院君の施政に反対して起つた一の理由は、危険な排日政策を清算するためである。而して彼等は獨力を以て之をなすとげる確信を有してゐなかつた。

思ふに外交は朝鮮國君臣の全く經驗しないところである。彼等は適切な指導者を必要とした。宗主國たる清は同治の初、總理各國事務衙門なる機關を設け、恭親王奕訢・大學士文祥の如き政治家が外交を主宰した。又直隸總督大學士曾國藩・江蘇巡撫李鴻章等の偉材が、地方大員として、總理衙門を支持した。咸豐・道光の外難は漸く去つて、同治中興は出現した。國王・戚臣は正に宗主國の施政を學ぶべきであらう。

國王・戚臣が外交に就いて、清國の指導を仰ぐについては、幾多の障害があつた。第一に清國が屢、第三國に聲明した如く、朝鮮の内治外交は一切自主に由るもので、政治問題について干渉した例はない。既に李太王丙寅（慶應二）年七月、フランス國艦隊遠征に際して、總理衙門は調停の意嚮を示したが、大院君政權は藩臣外交の義なく、守邦の彝典を格遵し、一毫も遺憾とすべきものなしと主張し、婉曲に拒否して居る。（註）今俄かに態度を一新して、清國の示教を求め、調處を請ふことは事態に於て不可である。第二に國初以來、政教禁令自主獨立に由つて來たものが、今一朝にして外交に關して、宗主國の指導を受ければ、將來内政干渉の端を開く危険がある。後者については、國王・戚臣

がどの程度に認識して居たか猶疑問であるが、後年最大の壓迫を以て強行せられたものである。

次に清國政府の明治新政府に對する方針が、朝鮮の期待するところと正反對であつた事は、國王・戚臣を甚だしく困惑せしめた。

日本國政府は歐米諸國と同一形式によつて日清國交を開始しようと企圖し、明治三年九月外務權大丞柳原前光・外務權少丞花房義質・文書權正鄭永寧に外務卿輔の公文を附して清國に差遣した。柳原外務權大丞等は天津に赴き、署理三口通商大臣成林を通じて、日清國交開始の希望を開陳したが、總理衙門は之に同意を與へた。翌明治四年六月日本國政府は大藏卿伊達宗城を欽差全權大臣とし、外務大丞柳原前光等を隨員として天津に派遣し、清國欽差大臣李鴻章と會同して、日清修好通商條約を締結した。超えて明治六年四月、外務卿副島種臣は特命全權大使を以て清國に差遣せられ、天津に於て直隸總督李鴻章と會同して、條約批准交換を終へ、ついで北京に赴き、穆宗に謁して國書を捧呈した。

日本を清國と對等の地位に置き、條約を締結することは、清國政府部内に於ても反對意見が尠くなかつたが、直隸總督李鴻章が『該國向非中土屬國、本與朝鮮・琉球・越南臣服者不同』と主張し、兩江總督曾國藩もまた日本を稱して、『又與我素稱隣邦、迥非朝鮮・琉球・越南臣屬之國可比、其自居

隣敵比肩之禮、欲仿英法諸國之例、自在意中』と論ずるに及び、總署は兩元勳の言を納れて、條約締結に決定したものである。従つて明治四年七月二十九日調印せられた日清修好條規は全く對等で、前文に大日本國・大清國と併稱し、末尾に明治・同治の兩年號を併記して居る。(註二)更に明治六年六月副島全權大使の渡清するや、洋服を着用し、日本軍艦に搭乗した。清國官吏は日本人が古來の冠服を捨て、洋服を着用し、洋禮を用ふることに驚愕と不快を感じたが、何等抗議するに至らなかつた。穆宗謁見に於ても、大使以下新式の洋式大禮服を着用した。大使の捧持した國書は日本文で、大日本國大皇帝・大清國大皇帝を併記し、自ら稱して朕と云ひ、全く對等の禮である。穆宗の回答國書に於ても、其形式に於て何等差があることを見ない。(註三)

日清關係の飛躍的進展は、釜山倭館在勤通詞より訓導・別差等に反覆説明せられたばかりでなく、朝鮮國使臣の實際見聞するところであつた。既に明治五年(李太王壬申)五月、回還冬至正使閔致序・副使李建弼は、昨明治四年日本國使臣が清國に來ても、臣服の國にあらざるを以て、臣と稱せず、對等の禮を以て條約を締結した報道を齎した。翌明治六年十月(李太王癸酉年八月)回還進賀正使李根弼・副使韓敬源はより驚愕に値する事實を傳へた。(註四)即ち彼等が北京四夷會同館に滞在中、附近の東牌樓賢良寺には日本國大使一行十數名が宿泊して居た。彼等は洋船に乗じて渡來したものである。

更に彼等は洋服を着用して皇帝に進見し、國書を捧呈したと云ふ。(註五)

朝鮮が大修大差使書契・外務卿丞書契を斥退して、受理を肯じない第一の理由は、大日本・皇・勅等の用語を本國に於て行用するのは異議がないが、隣國に對して用ふるのは僭であり、又日本文を用ふるのは舊格に反すると云ふにあつた。然るに朝鮮の宗主國たる清國が、日本國國書・公文に、大日本・大皇帝・朕・奉勅等の尊稱を使用しても、毫も異議を唱へず、又皇帝は日本文の國書を親受せられた以上、朝鮮の抗議の根本理由は既に失はれて居る。次に朝鮮は日本國使員が汽船に乗じ、古來の冠服を改めて洋服を着用することに異議を唱へ、東萊府使・別遣堂上譯官は、洋式大禮服を着用する日本國理事官の接見を拒否した。之も宗主國元首たる清國皇帝が、洋式大禮服を着用し帶劍した日本國大使を引見せられた以上、陪臣たる朝鮮國地方官・譯官が、大禮服着用の日本國理事官との接見を拒否することを、却つて僭と云はざるを得ない。

以上の矛盾は國王・戚臣等には明白に理解せられてゐた。明治六年末國王親政以來、日韓國交調整の必要を認めつゝ、依然書契の形式・服制の問題に拘泥して、未だ解決に至らないのは、朝鮮兩班が感情的に日本人に好意を有せず、殊に大院君は既に政權を返上しても、勢焰猶廟堂を壓し、排日政策の急激な轉換を許さなためであつた。

明治七年九月三日森山理事官・東萊府使朴齊寬間に、外務卿丞書契受理に關する暫定取極が成立した。此取極が實行せらるれば、日韓間の正面衝突を回避することが出来る。然るに朝鮮國政府部内の排日空氣は、翌明治八年五月に至つても其實行を許さない。

當時國王を輔佐した閔升鎬・閔奎鎬・閔台鎬・趙寧夏等戚臣は未だ年少で、政治的經驗に乏しく、戚臣と協力した領議政李裕元・左議政朴珪壽等は大院君の威力を排して、廟堂を指導するに餘り無力であつた。廟堂の排日論を彈壓し、日韓國交調整に方針を轉換するには、強大な壓力を必要とする。國王・戚臣は此壓力を宗主國の支持によつて、獲得しようとしたと信せられる。

もと清は宗主國ではあるが、朝鮮の内治外交に干渉する法的根據を有せず、又その前例もない。従つて國王戚臣がかやうな意味に於て、清に接近するのには、尠からぬ困難を伴つた。最後に國王戚臣を代表して此任に當つたのは、原任議政府領議政現任領中樞府事李裕元(號橘山)その人である。

明治八年二月十二日(李太王乙亥年正月七日)國王は元子垢を王世子に定め、例により清の冊封を奏請するため、領中樞府事李裕元を陳奏兼奏請正使、禮曹判書金始淵を副使、司憲府掌令朴周陽を書狀官に差下した。奏請使一行は同年八月三十一日京城を出發したが、此行こそ李裕元の政治的才幹に待つものが多かつた。(註六)

當時北洋大臣直隸總督李鴻章の勢望正に隆々として、清國政府を代表する姿をなして居た。李裕元は此有名な政治家に面接して、外交の指導を仰ぐ意志であつたらしい。然るに屬國使臣は妄に北京會同館を出ることを許されず、直督は保定府を省城とし、天津に行館を設け、頻年巡守する制なので、李裕元は遂に李鴻章に刺を通ずることが出来なかつた。かくして空しく北京を去り、歸國の途直隸永平府に宿泊した。知府游智開は廉吏の譽高く、會國藩・李鴻章の兩直督に識られて居た。(註七)李裕元は游智開に會見して其素志を述べ、知府は紹介を約したので、李鴻章に宛て一封の書を裁して、知府に託した。

東方雖偏、伏聞忠義貫日、聲聞徧天下、常所景仰、今秋奉使入皇城、回到永平府、逢游知府、憑探鈞體萬安、有若拜於牀下、不勝仰喜、小生生於海隅、所見無異坐井、焉有管窺乎、一游大方、平生足矣、天津遙隔、未由晉候以聽鈞教、含恨歸國、妄因游兄、數字仰累清聽、罪悚之極、僭越莫甚、若干答教、與榮無比、不任惶慄之至、不備謹呈、橘山小生李裕元再拜、白參一斤・清心元二十九丸・蘇合元一百丸、三種微物、敢此表忱、悚甚悚甚。(註八)

李裕元の書翰は全然國事に觸れて居ない。けれども知府游智開の紹介状には、當然それに言及したであらう。李鴻章自身李裕元が會談を要望する要件が、對日外交に關するものであることは、推測に

困難を感じなかつた。李鴻章は明治九年一月十日回翰を發した。

橋山尊兄閣下、兩地睽違、未由晤敘、頃由永平府游太守、轉呈惠翰、獎藉逾分、竝荷雅贖參藥三種、何誼之隆、而意之拳拳若是、遙聞閣下佐理宣化、膏澤生民、比已奉使歸國、馳驅皇路、雨雪載塗、蓋勞可念、東方爲中華屏蔽、方今海濱多故、尙冀努力加飯、益據忠謨、宏濟時艱、實所厚望、日本與貴國疆宇相望、邇來交際如何、中土幅員過廣、三面環海、揆厥形勢、既未能閉關自治、不得不時加防備、僕蒙朝廷倚畀之重、昕夕焦悚、懼弗勝任、頻年駐節天津、每遣水陸弁兵、往通濤海面巡哨、據報貴境安堵如常、人民同享太平之福、曷任慰頌、附致湖穎十枝、徽墨二匣、杭二縑匹、聊答盛意、書不盡懷、冬寒惟珍衛不次、合肥李鴻章、再拜。(註九)

日韓の危機を懸念するのは、獨り李鴻章のみではない。李裕元は奉天に於て奉天將軍崇實と會見した。崇實は日本が近年舊制を捨て、西法に倣ひ、火砲の銳を以て自ら恃みとして居る。朝鮮果して之を防守する計ありやを問ひ、暗に無謀の排外政策を戒めて居る。(註一〇)

李裕元は明治九年一月十二日(乙亥年十二月十六日)歸國復命した。彼が不在中江華島軍艦雲揚砲擊事件が発生し、日本國全權大臣の江華來著も旬日の後に迫つて居る。李裕元は李鴻章と會談の機會は得なかつたけれども、尙文通することを得、清國官界の空氣が、朝鮮が自力を計らず、強隣と事を

構へ、累を宗主國に及ぼすことを懸念して居ることを確めた。國王戚臣が大院君を中心とする排外論者を抑へ、對日交渉に當り和平を以て方針とするに、最も強い支持を得たに違ひない。

既にして日本國全權大臣は軍艦に搭乘して、江華外洋に到着し、兩國全權は二月上旬江華府に會見しようとして居る。此時清國禮部の咨文は到着して、最近明治九年一月十日より十四日に至る日清交渉の大要を報じ、且本件に關する清國政府の意嚮を傳へた。(註一一)

初め總理衙門は森駐清日本國公使より、日韓交渉について清國の干渉を要望せられるや、傳統的方法に基き、朝鮮は中國の藩屬であるが、政教禁令一切自主專行に屬し、中國は干與せぬ、今次日本と修好するも、朝鮮の自主によると回答し、且之を朝鮮國王に轉達するに止めようとしたが、日韓關係は西洋諸國と異り、且日清修好條規第一款に、兩國所屬邦土相侵越せずとの明文もあるので放置し難い、との意見が発生した。日本國公使の言によつても、同國全權が近く朝鮮都門に到るので、總理衙門は森公使との交渉は緒に就いただけであるが、とりあへず此方針を朝鮮國王に知悉せしめる必要を認めた。

○上 今日本國使臣森有禮、復以修好爲詞、由日本國派員前赴朝鮮、森有禮並有自行派人、由中國前往該國之說、日本與朝鮮、共隸東洋、鄰封密邇、構釁甚易、且日本國近已改從西洋政俗、衣冠

正朔全行變易、聞甚爲朝鮮人所鄙夷、此次日本構釁之謀、或因爲朝鮮輕視、激羞爲怒、抑或西洋各國、前此皆未得志於朝鮮、因而懲倭日本、以圖報復、均未可知、且日本國近日一切改從西法、人心不齊、莠民亂兵、時時思竊發、朝廷不能駕馭、或者其國兵民欲逞志於朝鮮、政府因而曲從、亦未可定、惟查李鴻章前與該國、訂立修好條規、第一條載明兩國所屬邦土、亦各以禮相待、不可稍有侵越等語、朝鮮向爲中國藩服、日本自應恪守條規、不得佔其邦土、現在使臣森有禮、來臣衙門、多有辯論、臣等總本條規之言、力爲阻止、能否就我範圍、殊難逆料、以後如續有與日本使臣辯詰之處、仍當隨時奏聞。(註二)

總理衙門の奏片及び日本國公使との往復照會謄本は、日韓兩國全權會同の直前に到着した。朝鮮國政府の根本方針は和平に確定して居たが、此書を詳閲して、日本國政府の朝鮮に要求する第一目的は修好條規の締結にあり、之さへ拒否しなければ、日韓關係斷絶の惧がないことを確認し得たことは、大なる收獲と云はなければならぬ。同時に總理衙門も此種の條約成立を希望して居ることも推測出來たのである。

江華府に於ける日韓會商は比較的順調に進行して、明治九年二月二十六日日韓修好條規は調印せられた。之に後れること十數日にして、清國禮部咨會は到着し、一月十四日以降二月二十四日に至る日本國公使との往復照會及び李鴻章・森有禮會談記錄謄本を傳達したのである。

森公使との會商に關する光緒二年正月三十日(明治九年二月二十四日)總理衙門奏及び日本國公使總理衙門往復照會は、前言を反覆力説した程度で、殊に日韓修好條規調印後に於て、殆ど用をなさない。之に反して「李鴻章森有禮問答節略」は、此大政治家が日韓關係に對する見解を大膽率直に表明したもので、恐らく李裕元が李鴻章に期待したと思はれるところを、此問答節略より看取し得たであらうと思はれ、將來の朝鮮の外交方針を決定する上に、重要な示唆を與へたものである。(註三)是を要するに、明治八年夏を一轉機として、朝鮮國王・戚族は目下の急務たる日韓國交の調整について、清北洋大臣李鴻章の助言を求めようとした。此企圖は豫想通り實行はせられなかつたが、間接に朝鮮の外交方針を指導するに尠からず効果があつた。就中李裕元と李鴻章と直接文通を開始した事實は、清韓關係史上注目するもので、今後數年間李鴻章は李裕元を通じて、朝鮮國王戚臣を指導する機會を與へられたものである。

(註一) 日省錄李太王丙寅年七月八日。

(註二) 田保橋潔 日支新關係の成立(史學雜誌第四四編第二號二七一六三・第三號四二一六六頁)。

(註三) 田保權譯 清國治朝外國公使の觀見(青丘學叢第六號一—三一頁)

(註四) 日省錄李太王壬申年四月四日。

(註五) 日省錄李太王癸酉年八月十三日。

召見回還進賀使于慈慶殿。

予(國王)曰、倭人十餘名來往皇城(北京)、而年前服色尙守渠國之制云矣、今則多做洋夷之樣云、爲洋夷之所誘、變其本色耶、(正使)李根弼曰、果然矣、而舉一國欲從洋制云、必生內亂矣、(副使)韓啓源曰、倭人果著洋服、今年春間乘洋船、隨洋夷而來、於東牌樓近地廢寺、初有久住之意、六月初傳其國書、連忙即歸、中朝之士多言、渠國必有內亂云矣、予曰東牌樓何處耶、根弼曰在東街、而近於會同館矣、予曰倭國今無關白、則洋夷之通倭、乃是倭主之所爲耶、根弼曰倭主引入洋酋、藉其力而除去關白、自以謂總攬權綱、而其實則獨坐空山、引虎自衛矣、敬源曰今則洋與倭無異矣(節略)。

(註六) 嘉格臺略年譜卷二李太王十二年乙亥、文獻叢編第二四輯光緒元年朝鮮國進貢案。

(註七) 清史稿列傳第二三八游智開。

(註八) 李文忠公全集譯署函稿卷四光緒元年十二月二十三日論日本派使入朝鮮。(附)朝鮮使臣李裕元來函。

(註九) 同卷四光緒元年十二月十四日覆朝鮮使臣李裕元。

(註一〇) 日省錄李太王乙亥年十二月十六日。

(註一一) 日省錄李太王丙子年正月十三日、光緒朝中日交涉史料卷一(一)光緒元年十二月二十一日總理衙門奏日本欲與朝鮮修好摺。

(註一二) 光緒中日交涉史料卷一(一)附件一總理衙門奏與日本使臣森有禮辯論片。

(註一三) 日省錄李太王丙子年正月二十一日、倭使日記卷二丙子年二月二十日・二十五日

### 第三編 日韓國交の更新と其反動

### 第一章(三二) 丙子修信使の差送

明治九年二月二十七日(李太王丙子年二月三日)、江華府に於て調印せられた日韓修好條規第二款によれば、本條規批准後一五箇月を経過すれば、日本國政府は隨時公使を朝鮮國首都に駐劄せしめ得べく、同第一款によれば、今後六箇月以内に兩國政府は別に委員を任命し、江華府若くは京城に會同して、日韓通商章程及び修好條規の細則を商議すべきことを規定して居る。過去八年間の經驗に徴するに、修好條規附録及び通商章程の交渉に當り、日韓國情の相違より、朝鮮側が細目に至るまで異論を主張し、その協定に尠からぬ困難を伴ふことを豫想しなければならぬ。此困難を除去し、交渉を圓滑に進行せしめるには、代表的の兩班を日本に差送して、明治維新による日本國の新體制所謂「文明開化」を見聞せしめることは、極めて有効であると考へられた。

明治九年二月二十七日修好條規調印後、殘務整理のため、江華府に殘留した日本國全權隨員外務大丞宮本小一・外務權大丞野村靖は、特命全權辦理大臣黒田清隆・副全權辦理大臣井上馨の内命を銜んで、朝鮮國接見大官申權・副官尹滋承に會見し、速かに日本に使節を差送すべきことを極力勸誘した。『修好既に成れり、我が國先に使節を致せり、對等の禮貴國宜く回禮使を致し、和好の意を表

すべし、曩昔數々、貴聘を勞し、經費翹ならず、詢に無益に屬せり、請ふ今より簡便を要とし、繁縟を去り、惟情を通ずるを主とすべし、往者贈遺を厚くするを以て禮と爲すと雖も、今や各國贈物を貴ばず、惟禮を通じて物を贈らざるべし、我より貴使派遣の期を促すにあらずと雖、六個月の後、通商章程を議するに後れざるべし、貴國人我服制を觀て、全國皆夷に變じたりと謂ふ者少なからずと、今や使節を派せらるるに於て、務めて異議の人を選ばれなば、我國の實形を視て、會心曉解する所あるべし、亦以て貴國の補益と爲すに足らん、大抵使節は輕裝を貴ぶ、釜山に抵らば我が國汽船往來の便あり、便載して至らば最も省便ならん』と。(註一)

宮本外務大丞・野村外務權大丞の説明は、明治九年三月一日接見大副官より狀啓せられたが、國王は之に多大の關心を示し、三月二日接見大副官の復命を聽取せられた際にも、接見大官申權の具體的の説明を求められた。

予<sup>○國</sup> 曰又有可聞者乎、申權曰清隆之言、六個月内即爲送使、一以爲回謝、一以爲採其謠俗、一以爲遊覽似好、而自釜山乘赤間關火輪船、自赤關東京、可以七八日即達、別無勞苦云矣、予曰然則此是通信使乎、權曰不拘品秩帶例、只以解事人送之云、從此彼我使、竝除禮幣、到彼給房費而居接、買飯供而吃喫、此與信使不同矣。(註二)

申權は更に自ら見聞するところにより、或は宮本大丞・野村權大丞の説明するところにより、日本の兵器が甚だ精銳で、大量に生産せられ、價格も低廉な事實を述べ、日本國政府の指導に従ひ、汽船に搭乘して其國に航行し、兵器の製造その他國內の開化を視察することが有效であることを示唆し、最後にその所見を開陳した。

臣今待罪御營<sup>○現任御營大將</sup>、正兵無多、禁營<sup>○禁衛營</sup>亦如之、訓局<sup>○訓練都監</sup>雖稍大、若出正兵、亦無幾多、外方則又無節制之兵、以此用兵、雖有智者、何以爲將、兵力之不振、已在虜目中、臣武將也、既見可虞、不以實陳、臣罪萬死、願今天下大勢、各國用兵、前後受侮、亦已屢矣、兵力之如此、若或播之各國、臣未知其所謾侮、又將如何、臣實甚憂、兵志攻則不足、守則有餘、天下寧有以其國不守其國者乎、所以膝膝之小、亦一以事大交隣、一以備禦守國、亦能全保於戰國之世、伏祝殿下、以三千里封疆、亦豈無守禦之良方乎、此所謂不爲也、非不能也、伏願殿下、奮發聖志、亟降備虞之處分、則軍國幸甚、臣已耄且昏、不足比數於將兵之列、躬閱目見、有不能自己者、敢此冒悚仰達矣。(註三)

申權の啓言によつて尠からず感動せられた國王は、日本國全權の勸告に従ひ、日本最近の國情を視察するために、使節を派遣するに決した。此使節は日本國全權の來訪に對する答禮を表面の理由とし



て居るが、通信使と性質を異するので、修信使と稱し、副使・書狀官を缺き、堂上官は唯一員に過ぎず、帶率人員も努めて減少し、唯「解事者」を人選した。

明治九年三月十八日(丙子年二月二十二日)、弘文館應教金綺秀を加資して通政に進め、禮曹參議を結銜して修信使に差下し、同月二十五日別遣堂上譯官玄昔運・李容肅が隨行を命せられ、以下軍官隨員等は修信使の薦を以て決定した。其全員、正使一員・堂上譯官二員・上官一〇員・中官四九名・下官一八名、合計八二名で、その中京城より帶率するもの僅か三〇名に過ぎず、通信使が正使・副使・從事官以下五〇〇名に達したことを思へば非常の減員である。(註四)

修信使差送について先づ考慮を要するのは、書契及び禮物である。書契については既に宮本外務大丞・野村外務權大丞と接見大官申櫛との間に協議せられ、當分國書を發することを避け、禮曹判書・外務卿間に往復することとし、既に書契式も大體協定せられて居るので、之に従ふことに定められた。禮物も亦宮本大丞・野村權大丞の言に従ひ、公禮單は當然取止めたが、江華府に於ける日本國正副全權の贈答の例に倣ひ、修信使の私禮單は携行する必要がある。之等は禮曹・戸曹に命じて準備せしめられた。

修信使行の準備は整頓したので、修信使は明治九年四月二十七日(丙子年四月四日)、景福宮康寧

殿に於て國王に辭陞した。國王は繰返して、日本國の物情は最も緊要なものであるから、精細に探知すべきことを命せられた。修信使は命を領したけれども、元來知識のないことであるから、果して王意に叶ふか保證し難いと奉答した。(註五)

修信使堂上譯官を命せられた玄昔運は現に釜山訓導の職にあるので、その不在中、別差李濟秀を假訓導に命じた。之と同時に訓導玄昔運に命じ、釜山日本公館長代理外務四等書記生山之城祐長との間に、修信使行に關する節目講定を行はしめたものの如くである。

江戸時代通信使行節目講定は特に重要視せられ、通信使儀註、禮物の増減について、困難な交渉を惹起したことも尠くはないが、修信使行に至つては、當初より日韓兩國間に原則的に意見が一致して居るので、大なる問題もなく、明治九年四月中旬には、山之城公館長代理・訓導玄昔運間に協定が成立したらしい。明治九年四月九日(李太王丙子年三月十五日)、東萊府使洪祐昌は單簡を以て、禮曹參議金綺秀が修信使に命せられ、同年五月十八日(丙子年四月二十五日)釜山出發の豫定であることを、山之城公館長代理に通告し、之を外務省に轉達せられるやうに依頼した。同日又訓導玄昔運は條陳及び修信使名單を公館長代理に提示した。通信使行講定節目に比して著しく簡單なものである。

- 一 修信使乗船日字、定於四月二十五日 〇五月十八日。

- 一 抵貴國外務卿・大丞之我國禮曹判書・參判書契齎去。
- 一 一行人員爲八十人。
- 一 行期在邇、水路且遠、我國船隻未及營造、又難迅涉、貴國火輪船一隻、可容一行人員及什物者、賃騎爲便、以此轉達貴朝廷、火輪船一隻指揮出送、四月二十日內抵釜山、然後可以趁期發行。
- 一 賃船價、依貴國指數、以銀子計之、書示多少於火輪船出來便。
- 一 使事凡務不可無審慎、船既賃騎、則貴國船格、勢將同騎、相當有御下禁雜之人。
- 一 貴國舌官幾人、使之同騎往來。
- 一 上官下陸後、所騎以車馬間賃騎。
- 一 信使一行所住處地名、及水陸路程、書示於火輪船出來便。
- 一 一行厨供自我準備、或有窘乏之需、則臨時買辦。(註六)

明治九年四月十日山之城公館長代理は、在勤外務七等書記生尾間啓治を上京せしめ、修信使の來朝を外務省に報告した。尾間書記生は四月二十日東京に到着し、東萊府使單簡を進達し、並に訓導玄昔運との交渉要領を報告した。外務當局は豫期した事として、即時其準備に著手し、先づ迎接掛として外務少録水野誠一・外務六等書記生荒川徳滋・七等書記生尾間啓治等を釜山に差遣することとし、又通

譯として公館在勤外務六等書記生中野許太郎・通譯御用見習吉副喜八郎、韓語留學生中村庄次郎・吉村平四郎・淺山顯藏・黒岩清美・武田甚太郎・武田邦太郎・阿比留勇作・大石又三郎・津江直助・住永瑋三(以上舊對州藩士)に、修信使一行と同船上京を命じた。又内務省驛遞寮所有汽船黃龍丸を借上げて修信使乗船とし、船醫として特に海軍中軍醫島田修海に臨時乗組を命じた。(註七)

明治九年四月二十九日水野外務少録一行は東京を出發し、五月五日大阪に到着、黃龍丸を見分の上内部改造に著手した。五月七日八〇名の船客を收容する客室の設備を完成し、同月十日神戸を出帆、下關を経て五月十三日釜山に到着した。因みに黃龍丸監督官は驛遞權大屬小杉雅三、船長は鳥谷保である。(註八)

黃龍丸に便乗した水野外務少録は、釜山到着と共に、公館長代理山之城外務四等書記生に外務省訓令を傳達した。山之城書記生は水野少録と協議の上、五月十四日・十七日の兩度訓導玄昔運を招致して、修信使節目を商議した。訓導も大體に於て異議なく、外務省訓令通りに確定した。即ち(一)日本國政府所有汽船黃龍丸を、無償で修信使の乗用に供すること、(二)一行の旅館は日本國政府に於て無償使用に供すること、(三)乗船中の食事は便宜上修信使迎接掛に於て調理支給すべきこと、(四)黃龍丸は下關・神戸に寄港するが、修信使は船中に宿泊すべきこと、(五)修信使一行は横濱にて下船、

鐵道にて上京すること等である。(註九)

修信使金綺秀一行は明治九年五月十四日(丙子年四月二十一日)東萊府に到着し、五月十八日より訓導玄昔運・上判事高永喜に命じて、行李の積込乗船準備に著手せしめた。修信使は五月十九日釜山鎮に入り、五月二十二日(丙子年四月二十九日)日本公館より員役を引率して、汽船黄龍丸に乗船した。黄龍丸は即日午後四時釜山出帆、五月二十三日下關著、修信使は上陸して永福寺に宿泊した。五月二十四日下關出港、二十五日神戸著、同二十七日同地發、五月二十九日午前四時横濱に入港した。

明治九年五月二十九日(丙子年五月七日)修信使乗船黄龍丸が横濱に入港するや、迎接掛外務三等書記生奥義制・浦瀬裕等は、乗船に修信使を訪問、誘引して上陸し、本町町會所にて小憩後、同日午前一〇時四五分發特別列車で上京した。黄龍丸は直に品川に廻航し、一行に屬する行李を陸揚した。

修信使乗用の特別列車は、五月二十九日午後零時一七分、舊新橋驛に到着した。小憩後迎接外務省判任官の誘導により、修信使は轎、上官以上は人力車、中官以下は徒歩で、儀仗騎兵半小隊に護衛せられ、旅館に定められた神田錦町二丁目一番地舊今川邸に入った。即日外務權少丞古澤經範が來訪し、修信使金綺秀・堂上譯官玄昔運と會見し、浦瀬三等書記生の通譯を以て、日本國政府の名に於て一行の安著を賀し、滯京中の日程について協議した。(註一〇)

七 修信使金綺秀寫眞



朝鮮國修信使・員役上官以上の姓名は左の通りである。

修信正使禮曹參議

伴尙副司果

書記副司果

軍官前郎廳

軍官前判官

畫員司果

司譯院別遣堂上嘉善

掌務官上判事

乾糧官副司勇

別遣漢學堂上嘉義

乾糧監官

以下次官四名・中官八名・下官五三名、合計七六名である。(註二)

著京の翌五月三十日修信使金綺秀は堂上譯官李容肅・玄昔運、上判事玄濟舜・高永喜を從へて外務

金	李	高	玄	玄	金	吳	金	朴	安	金
相	容	永	濟	昔	鋪	顯	汝	永	光	綺
弼	肅	喜	舜	運	元	耆	植	善	默	秀

省を訪問した。參議兼外務卿寺島宗則・外務大輔鮫島宗則・外務大丞宮本小一・外務權大丞森山茂・外務權少丞古澤經範は修信使一行と接見した。寺島外務卿は外務三等書記生浦瀬裕の通譯を以て、修信使と挨拶を終り、ついで修信使は使命を開陳し、堂上譯官玄昔運に命じて、禮曹判書・參判書契を森山外務權大丞に手交して、此に會見を終つた。(註二)

大朝鮮國禮曹判書金尙鉉

呈書大日本國外務卿大人閣下、維時首夏清和、伏惟貴國雍熙、本邦輯寧、均堪驩誦、本邦之與貴國、隣誼懇款、蓋有三百之舊、則唇齒攸依、心膺相照、固其宜也、忽因事端、彼此疑阻、抑亦還負之地、傳聞之言、何能保無差爽、迺者貴國大臣航海辱臨、本邦亦遣大臣、迎接於畿沿鎮撫之府、談晤歷日、辨理精詳、積歲含蘊、一朝開釋、何等快活、何等忻幸、惟我聖上深念舊好之續修、特派禮曹參議金綺秀前往、庸寓回謝之義、尙鉉祇承寵命、謹將尺幅、陳告大意、庶幾照領、欣慰無敷、恭希若序保愛以副遠懷、不備。

丙子年四月 日

禮曹判書金尙鉉

別幅

虎皮二張 豹皮二張 雪漢緞二匹 白綿袖十匹 白苧布十匹 白木綿十匹 各色筆五十柄 眞黑三十笏

憑付隨員、略伸謹儀、晒收是望。

丙子年四月 日

禮曹判書金尙鉉

大朝鮮國禮曹參判李寅命

呈書大日本國外務大丞大人閣下、維夏始熱、緬想台候鴻禧、溟海隔遠、傳聞易訛、兩相疑阻、屢閱星霜、每念隣交舊誼不勝慨嘆、何幸貴國大臣來、與本邦大臣洞析明辨、無復留碍、有若蘭畹雨收風定、而其臭固自如也、今奉朝命、特派禮曹參議金綺秀、以寓修謝之義、從茲敦宿契、而訂永好、懽忻曷已、肅此不備、仰惟照亮。

丙子年四月 日

禮曹參判李寅命

別幅

豹皮二張 青黍皮十張 雪漢緞十四 白綿紬十四 生苧布十四 白木綿十四 各色筆五十柄  
眞墨三十笏

憑付隨員、略伸菲儀、晒收是望。

丙子年四月 日

禮曹參判李寅命 (註三)

外務卿輔との會見を終つて、修信使が旅館に歸還後、宮本外務大丞・森山外務權大丞は回謝として修信使を訪問し、明治天皇の特旨により、修信使に拜謁仰付られる旨傳達した。金綺秀は「鄙人來時、初無國書、則實無拜見貴皇上之禮也、所以未承我主上之命也、則鄙人之擅自行、禮不可也」と拜辭したが、宮本大丞は重ねて、「不然、我皇上自聞信使之來、計日而待之、故俄已以使行來到之意奏達、則我皇上教以不日接見矣」と注意したので、金綺秀は「貴皇上軫念鄙人自遠方來、特有此曠絕之禮數、鄙人亦何可一例固辭、謹當依教、行拜見之禮矣」と拜承した。之より謁見の儀註について協議したが、大體修信使が朝鮮國王に謁見する儀禮に従ふことに決定した。(註四)

明治九年五月三十一日寺島外務卿は公文を以て、明六月一日赤阪假皇居に於て謁見を賜ふべき旨通

告した。同日又外務卿は答禮のため修信使旅館を訪問した。同日午後堂上譯官玄昔運・上判事玄濟舜は外務省に出頭し、修信使よりの獻上品を搬入した。修信使は國書を帶有せず、従つて國王よりの禮物も齎持しない。此獻上品は通信使の所謂私禮單に屬するもので、その種目は「雪漢緞五疋・虎皮五令・豹皮五令・青黍皮二〇張・白苧布二〇疋・白綿紬二〇疋・白木綿二〇疋・彩花席二〇卷・鏡花紙二〇卷・黃蜜三〇斤」であつた。(註五)

明治九年六月一日(丙子年五月十日)修信使金綺秀は黒團領烏紗帽を着し、六人轎に乗り、堂上譯官二名・軍官二名を従へ、喇叭手・樂工を先導せしめ、赤阪假皇居に參内した。式部官員の迎引により、御車寄にて轎より下り、堂上譯官を従へて假控所に入り、修信使は紅團領に換着して、控所に參入した。宮内卿徳大寺實則・參議兼外務卿寺島宗則・外務大輔鮫島尙信・式部頭坊城俊政竝に宮内・外務・陸軍諸官は、いづれも大禮服正装を着用して接見した。

既にして坊城式部頭より朝鮮國修信使參内の旨言上したので、明治天皇には正裝御着用、徳大寺宮内卿・侍從長東久世通禧等を従へさせられて謁見所に着御、傳宣して修信使を召させられた。修信使金綺秀は堂上譯官を次の間に留め、寺島外務卿に誘引せられて謁見所に參入し、闕際で第一回拜伏を行ひ、正面に出て、第二回拜伏、御座前で第三回拜伏を行つた。此時寺島外務卿・坊城式部頭は修信

使の左右で立禮を行ひ、外務卿より朝鮮國修信使の姓名を奏上した。天皇には立御、修信使の敬禮を受けさせられ、姓名披露の際には御會釋を賜はつた。(註一) 滄棧記に云ふ。

遂引正使入正堂、換著紅團領、紆廻而進閣門内、行東向曲拜禮、又直前而單拜鞠躬而立、公卿以下十餘人着紋綉上服、手奉毛兜子、次第分立於東西、其閣内一房、安寶卓于北壁下、有一人被黑質金繡之衣、頭不戴帽、短髮沃若、顔充而不豐、眼炯而不流、貌饒而直、身頽而揚、年今二十五、可量其英明之君也、仍退步而出閣楹外、又行曲拜、還歸歇所。(註二)

修信使は退出の際、前と同じく拜伏し、合計五拜を行つた。控所に於て茶菓を賜はり、退出歸館の際、吹上御苑の拜觀を差許された。

六月三日太政大臣三條實美は勅を奉じて、修信使金綺秀・堂上譯官李容肅・玄昔運を延邊館(濱離宮)に招き、午餐會を催した。當日修信使以下公服を具し、馬車に分乘して延邊館に到着した。陪賓として列席したのは、參議兼司法卿大木喬任・參議兼工部卿伊藤博文・陸軍中將兼參議陸軍卿山縣有朋・議官井上馨・海軍中將兼海軍大輔川村純義、竝に寺島外務卿・鮫島外務大輔及び迎接掛外務大少丞等である。尙修信使旅館に於ては、別に日本國政府の名を以て、上官以下に料理を賜はつた。修信使は此宴享を下船宴と解して居る。

既にして修信使の歸期も迫つたので、六月十五日三條太政大臣は、再び延邊館に於て勅命による午餐會を催した。所謂上船宴に相當する。陪賓は山縣陸軍卿・伊藤工部卿・川村海軍大輔の外に、陸軍中將兼參議開拓長官黒田清隆・神奈川縣權令野村靖・開拓少判官安田定則・開拓幹事小牧昌業、及び外務卿輔以下迎接掛外務大少丞である。野村神奈川縣權令等は江華會商當時日本國全權部隨員として、朝鮮人間に知己が多いがため、陪席を命せられたものである。(註一)

六月十七日禮曹書契に對する外務卿・外務大丞の回答書契成り、修信使に傳達せられた。その本文は左の通りである。

貴曆丙子四月附ノ貴翰接到致披見候、貴政府今般禮曹參議金氏ヲ以修信使トナシ、本邦へ派出セラレ、舊好ヲ續修シ、且本年我特命全權辦理大臣、貴國ニ前往セシ回謝ノ義ヲ寓スルノ旨趣等、具ニ了承イタシ候、抑兩國ノ交誼アルヤ日久シ、一旦契濶ナルニ及ビ情味漸疎ナリ、貴政府今信使ヲ派シ、速ニ弊邦ニ來ラシム、信使亦鄭重使命ヲ述ベ、周旋慎密、大ニ兩國ノ交權ヲシテ、暢敘スルノ地ヲ爲セリ、兩國ノ欣幸之ヨリ大ナルハ無ク、我皇帝陛下深ク之ヲ嘉尙シ、特旨ヲ以、信使ニ引見ヲ賜リ、寵遇淺ラズ、信使復命ノ日、閣下亦此事ヲ聞、満足セラルベシト信用イタシ候、茲ニ貴國ノ雍熙ヲ祝シ、并セテ閣下ノ福祉ヲ祈ル、敬具。

明治九年六月十七日

大日本國

外務卿 寺島宗則 (印)

大朝鮮國

禮曹判書 金尙鉉 閣下

貴國本年四月附ノ貴翰致披見候、貴國ト弊邦ハ一葦相航スルノ地、隣交ノ舊誼アル日久シ、貴使ノ本邦ニ來ラザル、既ニ六十餘年ノ星霜ヲ經タリ、是ヲ以兩間ノ情味漸乖離ス、本年我辨理大臣貴國ニ前往シ、舊好ヲ重修シ新盟ヲ建立ス、貴國亦速ニ信使ヲ本邦ニ來ラシメ、修謝ノ義ヲ寓ス、我政府來賓ヲ接遇ノ次第ハ、今茲ニ歴敍セズト雖モ、平素傾慕ノ念慮深カリシヲ、是時ニ顯シタルハ、貴賓モ亦了知セラレシナラシ、是ヨリ兩間交際ノ進步シテ、益親密ノ域ニ達スルハ期シテ待ツベク、蒼生ノ福是ヨリ大ナル莫シ、今信使本邦ヲ去ルニ臨ミ、貴意ニ回謝ス、敬具。

明治九年六月十七日

大日本國

外務權大丞 森山茂 (印)  
 外務大丞 宮本小一 (印)

大朝鮮國

禮曹參判 李寅命 閣下 (註一九)

外務卿丞書契は江戸幕府の舊制を廢し、新制式に従ひ、封皮は烏子紙の西洋型封筒、封印は封臘を使用した。本書は烏子紙を使用して大和綴とし、表紙は金襴緞子を以て表装し、眞紅の絹打紐を使用した。(註一九)

之と同時に修信使の獻上品に對する答禮として、下の品を下賜あらせられた。『刀一口・漆器六個・薩摩陶花瓶一雙・簾(扇)五握・赤地錦一卷・紅白絹二疋・甲斐色絹十二疋・越後白縮布十二疋・越後生縮布十二疋・奈良白曝麻布十五疋』。外務卿・外務大丞もまたそれ〴〵禮曹判書・參判に答禮品を修信使に託した。即ち朝鮮國禮曹より別幅の形式を以て贈與した禮物も、日本國政府は一切之を認めず、個人的贈答品として取扱つたものである。(註二〇)

修信使金綺秀は在京中の使命を果して、明治九年六月十八日東京を出發し、即日横濱にて汽船黃龍丸に乗船した。外務三等書記生浦瀬裕・六等書記生荒川德滋・中野許太郎・尾間啓治は護還と通譯を



兼ねて同船を命ぜられた。

汽船黄龍丸は明治九年六月十九日横濱を出帆し、横須賀に寄港して軍港を視察した後、往路を逆に神戸、下關を經由して、六月二十九日（丙子年閏五月七日）釜山に入港した。修信使は即日上陸し、超えて七月二十一日（丙子年六月一日）京城に歸着し、國王に復命した。（註二）

初め明治九年四月二十九日修信使金綺秀が辭陞した際、國王は繰返して「詳探彼中之物情、是緊切事也、須善爲探知可也」、「凡諸可聞之事、亦須不漏一々錄來也」と教せられた。又大臣卿宰中にも、今次の修信使は従前の通信使と異り、なるべく遊覽して、見聞を廣くすべき事を主張するものがあつた。蓋し最近江華府に來到した日本國軍艦・軍隊を實見して、その壯大精銳に服するもの尠からず、國王も御營大將申樞、江華府留守趣秉式の報告を聴取して心を動かされ、輒近に於ける日本國の開化の實況、特に優秀兵器の製造について視察を命ぜられたものであらう。（註三）

國王・威臣が江華府に於ける示威によつて如何なる程度の印象を受けたか、日本國政府は固より看取することが出来なかつたが、最近一〇年間日韓交渉の經驗に鑑み、頑冥固陋なる朝鮮國兩班に新日本の開化を實際に見聞せしめ、適當な指導を與へることの必要を痛感して居た。外務省修信使迎接掛では修信使の着京に先じ、關係當局と打合はせ、視察日程の編成に多忙を極めた。即ち「海陸軍訓練

を初め、諸省寮の體裁并兵營等を巡視爲致、且公園其他處々遊覽せしめ、場所に依り其技術等も目撃爲致候はゞ、大に彼れが見聞を開くの楷梯にて、我情勢をも熟知致すべくと存候（節略）」と云ふ趣旨で、老大な視察日程を作成し、太政大臣に伺の上決定した。その主要なものは左の通りである。

- 一（太政官所管） 元老院議事堂
- 二（陸軍省所管） 陸軍練兵 近衛歩兵營 戸山學校 砲兵本廠 士官學校
- 三（海軍省所管） 横須賀造船所 軍艦東 兵學寮（海軍兵學校）
- 四（内務省所管） 博物館 淺草文庫 勸業寮出張所植物園 衛生局司藥所 石川島懲役場 上野國富岡製糸場 市ヶ谷囚獄所 横濱製鐵所 和泉國堺紡績所
- 五（工部省所管） 工業寮 赤羽製作所
- 六（文部省所管） 書籍館（湯島聖堂） 師範學校 女子師範學校 英語學校 外國語學校 開成學校  
醫學校附病院
- 七（大藏省所管） 紙幣寮 活版局 驛遞寮 大阪造幣寮
- 八（司法省所管） 東京裁判所
- 九（警視廳所管） 消防卿調練

一〇 (開拓使所管) 北海道物産博物館

昔通信使は詩文の贈答に寧日もなかつたと傳へられるが、明治の修信使は正に視察に忙殺せらるべき運命にあつた。(註三)

修信使迎接掛に於ては如上の日程に従ひ、修信使一行の視察を促したが、全員見學を快諾したのは日比谷練兵場に於ける歩騎砲兵聯合小演習位で、已むを得ずして視察したのは、海軍兵學寮・近衛歩兵營・陸軍砲兵本廠・書籍館・開成學校・元老院議事堂等に過ぎなかつた。(註二四)

修信使の出發に際して、既に國王より物情詳探の教があり、金綺秀個人としても、なるべく見聞を廣くするに努めた事實はある。けれども迎接掛の編成した視察日程は、朝鮮兩班には過勞を強ひるものである、又元來豫備知識を有しないものが新式器械を見學しても、その原理を解せず、徒らに疲勞を重ねるに過ぎない。更に修信使は龐大な視察日程により、滯京期が無期限に延長することを懸念したことも事實である。

以上述べた官衙學校以外に、修信使は従前朝鮮に關係ある名士をも訪問した。乃ち六月七日迎接掛宮本外務大丞、六月十日華族宗重正(舊對州藩主宗義達)、十一日迎接掛森山外務權大丞の招待に應じて、各自邸に於ける饗宴に臨み、又江戸時代通信使旅館たりし淺草東本願寺別院の招待により、代理

として堂上譯官玄昔運を遣はした。

修信使金綺秀の日本國視察は、動もすれば消極的に傾いて居たので、果して國王・戚臣の期待に副ひ得たか甚だ疑はしい。修信使の歸朝復命するや、國王は日本國軍兵・兵器・電信・汽車・汽船より貨幣鑄造・農具製造に至るまで、反覆好奇的な質問を繰返されたが、修信使は「未得見之、而縱或見之、不可卒乍學得、故初不問之」、或は「今行則爲示其強請而不得已行之意、故此等技術未嘗一質也」と云ふに止まつた。但一行中書記(醫員)朴永善が、此度の信行を機會に、種痘法を朝鮮に傳へたのは、永く記憶さるべき挿話であらう。(註二六)

(註一) 善隣始末卷二、日省錄李太王丙子年二月六日。

(註二) 日省錄李太王丙子年二月六日。

(註三) 同。

(註四) 日省錄李太王丙子年二月二十二日、備邊司謄錄李太王丙子年二月二十四日、滄棧記。

(註五) 日省錄李太王丙子年四月四日、滄棧記丙子年四月四日。

(註六) 航韓必携卷一信使前報。

(註七) 航韓必携卷一信使前報・卷二迎官復命・卷九草葉公信。

(註八) 航韓必携卷二迎官復命。

- (註九) 航韓必携卷一・卷二。
- (註一〇) 航韓必携卷二・迎引次第、信使滯京日記卷乾、同文彙考附編續信行別單一丙子修信使金綺秀開見事件。
- (註一一) 滄棧記、航韓必携卷一。
- (註一二) 信使滯京日記卷乾、修信使日記膠草丙子年五月八日。滄棧記丙子年五月八日。
- (註一三) 航韓必携卷五禮曹判書參判往復、啓下書契冊光緒二年四月二日啓下、滄棧記丙子年五月八日。
- (註一四) 修信使膠草丙子年五月八日。滄棧記丙子年五月八日。
- (註一五) 航韓必携卷三朝鮮國修信使内謁見式、滄棧記丙子年五月九日。
- (註一六) 航韓必携卷三朝鮮國修信使内謁見式、修信使日記膠草丙子年五月十日、滄棧記丙子年五月十日。
- (註一七) 滄棧記丙子年五月十日。
- (註一八) 信使滯京日記卷乾・卷坤、滄棧記丙子年五月十二日・二十四日。
- (註一九) 航韓必携卷五禮曹判書參判往復、滄棧記丙子年五月二十六日。
- (註二〇) 航韓必携卷三、滄棧記丙子年五月二十六日。
- (註二一) 信使滯京日記卷坤、航韓必携卷九草梁公信、日省錄丙子年閏五月十八日・六月一日、同文彙考附編續信行別單、滄棧記。
- (註二二) 日省錄丙子年四月四日、修信使膠草。
- (註二三) 航韓必携卷三。
- (註二四) 信使滯京日記卷乾坤、同文彙考附編續信行別單、滄棧記。
- (註二五) 信使滯京日記卷坤、滄棧記。
- (註二六) 修信使日記卷坤、日省錄李太王丙子年六月一日、朝鮮新聞昭和三年九月二十二日・二十三日。

## 第二章 日韓修好條規附録の協定

### 第三三 宮本理事官の派遣 日韓修好條規附録案

明治九年二月二十六日日韓修好條規は締結せられた。此條約は三〇〇年の歴史を有する日韓國交を更新して、原則的に兩國政府直接交渉としたに止まり、實質的に何等の成果を擧げなかつたと云つてよい。日韓通商條約の締結、開港場の選定より、即時必要を感じつゝあつた釜山開港場遊歩區域の設定に至るまで、一切を日韓修好條規第一款の規定による修好條規附録に委譲したのである。

之を朝鮮國政府より見るに、略、同様の事情があつた。江華府會商に於て、日本國全權はその起案に成る修好條規の無條件承認を強制し、朝鮮國全權はその意義を充分に諒解するに及ばずして、鵜呑にした傾向が著しい。その最も重大化したのは外交代表の首都駐劄問題である。初め日本國全權の提示した修好條規第二款に、『日本國朝廷、自修好之日、以十五日後、派出使臣、到朝鮮國京城、須得親接乘權大臣、商議交際事務、此使臣或留滯京城、或隨事務整理、直歸國、共任其時宜、朝鮮國朝廷隨時派出使臣、到日本國東京、須得親接外務省貴官、相議交際事務、此使臣或留滯東京、或隨事務整

理、直歸國、亦任其時宜』と記載せられたが、朝鮮國接見大官申樞・副官尹滋承は政府の訓令に基づき、修正對案を作成し、日本國全權隨員外務大丞宮本小一・外務權大丞森山茂を館所に招致して之を提示した。即ち日本國使臣を接見すべき朝鮮國政府當局を、外務卿に相當すと信せられた禮曹判書に修正し、且公使の京城常駐を認めず、一〇年或は一五年は一回定期往來せしめようとした。

修好之後、不可無兩國使价往來、而我使則到彼、親接外務省貴官、彼使則來此、親接秉權大臣云者、恐非平等之禮也、彼使見我大臣、則我使亦見彼大臣、我使只接外務省、彼使當接禮曹、蓋我國則交隣之事、禮曹掌之、與彼之外務省何異焉、開館港口・定約通商以後、不必更有整理之事務、設或有之、隨其大小、自該國官及該地方官會商辦理可也、何必使臣之留滯於京城乎、且地隔滄溟、涉險惟艱、使价聘款實屬兩國大事、而有難頻繁、不得不十年或十五年、酌定期限而往來、是爲兩國俱便之道、此意明白講定。(註一)

宮本・野村兩隨員は朝鮮國全權の修正案を齎して復命したが、その翌日堂上譯官玄昔運が來訪して、重ねて修正意見を開陳したので、日本國全權部は協議の結果、朝鮮國全權部の主張を認めるに決し、原案第二款中『派出使臣到朝鮮國京城、須得親接秉權大臣、商議交際事務、此使臣或留滯京城、或隨事務整理直歸國、共任其時宜』との項を、『隨時派使臣、到朝鮮國京城、得親接禮曹判書、商議

交際事務、該使臣駐留久暫、共任時宜』と修正し、同日夜黒田・井上兩全權が、申樞・尹滋承兩全權訪問の際、その旨通告した。(註二)

修好條規原案第二款の修正について、黒田・井上兩全權復命書に、『然るに彼其屬官をして、意を通せしめ、條約中異議あるの件を刪改せんことを乞ふ、臣等以爲く、和好の大局を全ふせんには、亦少しく寛恕する所あるべしと、因て彼の欲する所に從ひ、其緊要ならざる條件一二を刪改す』と見え、原案・修正案共に内容に大差なきを信じて、朝鮮國修正意見に同意した意味が、言外に看取せられるが、是は宮本外務大丞等が、申樞等の主張を完全に理解しなかつた事に起因する誤解で、朝鮮國全權部の解釋によれば、原案は日本國公使の京城駐劄を規定したものであるが、修正案は臨時派遣の使節に限り、認める意味を寓したものであつた。(註三)

修好條規第二款は、かくの如く日韓兩國全權相互に異つた意味に解釋したまへ、左の如く確定した。日本國政府、自今十五箇月後、隨時派使臣、到朝鮮國京城、得親接禮曹判書、商議交際事務、該使臣駐留久暫、共任時宜、朝鮮國政府、亦隨時派使臣、到日本國東京、得親接外務卿、商議交際事務、該使臣駐留久暫、亦任時宜。(註四)

公使の首都駐劄が朝鮮國全權の諒解を得るまでに猶多くの説明を要した。朝鮮國全權は、公使の資

格、國書の内容に多大の懸念を示し、宮本外務大丞等に對して、日本國公使の着任に際して、國王に謁見、國書を捧呈すべく、國書には回答國書を必要とする。然るに自ら朝鮮國王と稱して、日本國皇帝に國書を送る事は、體面上忍び難いところであると述べ、公使の資格・派遣手續等について、説明を求めるところがあつた。宮本大丞は説明すらく、『外國へ公使を出すに凡そ三等あり、第一を全權公使と云、第二を辦理公使と云ふ、共に其國主の親書を帶往して、駐劄之國主へ謁見を乞ふ、右親書を手渡しになす手續なり、第三等は代理公使と稱す、是は自國外務卿より、駐劄すべき國の外務卿へ書簡を齎し往き、直に是を其外務宰相に渡して、其國主へ表立謁見を乞ふ事なし、然し交際事務を處分するに至ては、三等とも異なることなし』と。朝鮮國全權はなるべくは國書を必要としない三等公使の來任を希望した。宮本大丞は『今より何等公使を貴國へ可派出との約束はいたし難けれども、貴國には斯くまで國書往復を嫌はれ候事ならば、當分の間は可成國書往復等の手数を省き候様、拙者ども外務省へ歸り申立置べし、且公使の儀は高官の者を互に派出するを、其國を敬禮する事と相成居候へども、高官は隨て隨員等も多く入費相増候故、何れの國にても可成は次官の方を派出して、事を濟せ度と思ふは常情なり、貴國は我隣邦にて交際事務も多ければ、高官を出すべき筈なるに、多少差支有之譯に候はゞ、代理公使又は理事官にて、當分の間濟せ候事は、必ず相叶候事なるべし』と答へた。

朝鮮國全權は重ねて、代理公使に附すべき外務卿の信任状態を徴して、満足の意を表した。(註五)

以上の點より見れば、日韓修好條規は附録の成立を待つて、初めてその効力を發揮すべく、修好條規附録は單なる修好條規の施行細目ではなく、その重要性に於て、修好條規そのものにあへて譲らなものである。従つてその協定の任に當る特派委員は、充分の權限を與へられ、その人選も慎重を必要としたものである。

日本國政府は日韓修好條規が當初豫想せられたよりも、比較的容易に成立した事實に鑑み、修好條規の細則を協定するに、大なる困難あることを豫想しなかつた。前者の締結に、有力なる政治家の派遣と、強大なる兵力示威によつて成功を収めたが、細目の協定は純然たる外交交渉に委したがため、意外の長時日を必要とし、且其間朝鮮國の内亂の渦中に投せられる不幸を経験しなければならなかつた。

日本國政府は明治九年六月七日外務大丞宮本小一を理事官として、朝鮮國差遣を命じ、外務大録河上房申・外務中録奥義制・浦瀬裕・外務權中録石幡貞・外務權少録荒川徳滋・中野許太郎・外務省十等出仕住永辰妥・尾間啓治に隨行を命じた。六月十三日には、寺島外務卿の名を以て、宮本理事官の差遣を在京の朝鮮國修信使金綺秀に通告し、禮曹に轉達を依頼した。宮本外務大丞は曩に日韓修好

條規締結當時、日本國全權部首席隨員として、朝鮮國接見大官申樞・接見副官尹滋承と面識もあり、今又修信使迎接掛として朝鮮人間に知己多く、且比較的その政情に通ずるを以て、適任と目せられたものであらう。(註六)

明治九年六月二十八日付委任狀によれば、宮本理事官の任務は、(一) 修好條規附錄、(二) 貿易規則及び貿易に關係ある事項の協定であつて、同日太政大臣訓令によつて、その内容を左の如く規定せられた。

訓 條

- 一 日本人ノ遊歩規程十里ハ、彼モシ多少短縮セント求ムルトキハ、五里迄ハ許諾スベシ。
- 一 朝鮮人民日本ニ渡來スルノ件、附錄案ノ如ク記載スルヲ欲セザルトキハ、暫ク此條ヲ削去ルベシ。
- 一 彼ヨリ耶蘇教ヲ彼ノ國人ニ傳播スルヲ禁ジ、及ビ他ノ外國人日本人ノ籍ヲ借り、朝鮮各港へ居留商賣スルヲ禁ズル等ノ條款ヲ加入センコトヲ請フトモ、之ヲ許諾ス可ラズ、然レドモ若シ之ガ爲メ談判整ハザルノ場合ニ到ルトキハ、理事官ノ名ヲ以テ別ニ書簡ヲ作り、其請求ニ應ズルモ妨ナシ。

一 朝鮮官員貿易ノ爲メ、朝鮮人民ヨリ賄賂ヲ求メ、又ハ專賣ヲ許シ、或ハ重税ヲ課スル等ノ事アリト聞ク、猶釜山ニ到リ實際ヲ審問シ、果シテ然ラバ、此弊害ヲ救ヒ、貿易ノ妨トナラザル爲メノ要領ヲ約束シ置クベシ。

一 兩國男女姦通律ヲ設ケンコトヲ、彼ヨリ強請スルモ、我邦既ニ一定ノ律アリ、今是ヲ變通スベカラズ、然レドモ彼國一方ニテ其國臣民ヲ禁止セント欲スル爲メ、國律ヲ立ルハ其意ニ任ズベシ。

一 彼我漂流人民ヲ救援スル爲メノ經費ハ、兩國相互ニ支給シテ、其償還ヲ求メザルハ普通ノ常理ナレドモ、朝鮮人民ノ我ニ漂流スル毎年比々トシテ絶ユルナシ、我ガ人民彼ニ漂往スルハ僅々ナリ、且彼ノ邊民糧食足ラザル時ハ、故漂シテ救活ヲ求ムルノ意ナキニアラズ、然レバ是等ノ煩雜ヲ免カルル爲メ、漂流民ヲ救活スル時ハ、相互ニ相當ノ補償ヲ約スルモ亦當然ノ理ナリ、條約議定後、別ニ此事ヲ約シ置クベシ。

一 清國北京ト朝鮮京城トハ、陸地來往シ得ベキ地ナレバ、兩國へ派出ノ我ガ官員、時トシテ兩都ノ間ヲ旅行シ得ベキ爲メ、朝鮮政府へ照會シ、彼強テ是ヲ拒マザレバ、約諾ヲ求メ置クベシ

○以下  
條貿易規則ニカカ  
ル、第三六參照

左ノ件件ハ、彼強テ請求スルモ肯諾スベカラズ。

一 日本金銀貨於朝鮮、同國人民使用スルヲ拒ム事。

但金銀貨ノ名ヲ以テ使用スルヲ拒ムトモ、金銀塊モ貨幣ニ作リタル金銀モ日本物品タレバ、輸入シテ一ノ物貨ト見テ、韓人ト貿易スルヲ得ル理アレバ、本文ヲ必ず條約面ニ掲載セザルベカラザル件トナスニアラズ、然レドモ成ルベキ丈、掲載スルヲ求ムベシ。

一 日本人民在韓中、彼國人民ヲ使役ニ供スルヲ拒ム事。

一 輸入ヲ禁ゼザル間ハ、朝鮮人民我ガ邦物ヲ隨意使用スル事

○以下一條貿易規則ニカカル。

以上數款ノ外、我レハ以テ瑣末ノ事件ト爲スモ、彼レニ在テハ關係少ナカラズト思量シ、強テ約定ヲ要スル條款アラバ、我國權及ビ從來ノ外國交際上ニ害ナキ者ハ、時宜ニ依リ、彼ノ請求ニ應ズルモ妨ナシ。

明治九年六月二十八日

太政大臣 三 條 實 美

理事官には海軍大軍醫矢野義徹が付せられ、又陸軍大尉勝田四方藏・陸軍少尉益満邦介が視察のため同行を命ぜられ、又一行の乗艦として軍艦淺間(第一)(艦長海軍少佐緒方惟勝)が充てられた。

明治九年七月三日、宮本理事官は隨員及び矢野海軍大軍醫等を従へて東京出發、横濱で軍艦淺間に乗艦して即日出帆、同月五日神戸入港、七月十一日神戸發、十四日對州嚴原に到着した。同地に於て、修信使護還を終つて滞在中の浦瀬外務中録・荒川・中野兩外務權少録等朝鮮語通譯を隨員に加へ、同夜嚴原出帆、七月十五日釜山に入港した。理事官以下公館に上陸し、又公館長外務權中録山之城祐長に命じ、東萊府使洪祐昌に口陳を送致して、宮本理事官が軍艦に搭乗して江華に前往することを通告せしめた。東萊府使は七月二十日公館に就き、理事官のため下船宴を設行した。

七月二十一日理事官は軍艦淺間に乗艦して釜山を出帆、一旦嚴原に廻航した後、同月二十二日出帆、七月二十五日仁川府濟物浦沖に投錨した。(註七)

是より先朝鮮國政府は、修信使の齎した禮曹宛外務省書契及び東萊府使の報告によつて、宮本理事官の來着を知り、明治九年七月二十二日(李太王丙子年六月二日)刑曹參判趙寅熙を講修官、漢城府左尹黃鍾顯を伴接官、弘文館修撰李喜元を延接官、最近日本より歸朝した堂上譯官李容肅を差備譯官に差下した。(註八)

七月二十六日軍艦淺間投錨の翌日、仁川府使尹映及び差備譯官李容肅は理事官を訪問して、協議の結果、理事官は通津に上陸し、金浦・陽川を経て、陸路京城に向ふに決した。七月二十九日理事官一

行は汽艇にて淺間を發し、通津府德浦鎮に上陸し、延接官李喜元の歓迎を受け、通津を經由して、同日は金浦に宿泊した。翌七月三十日同地發楊花津を渡り、同日午後二時三十分京城西大門外京畿中營(清水館)に入り、之を旅館とした。伴接官漢城府左尹黃鍾顯は直に就館、王旨を傳宣して理事官を慰勞した。(註九)

七月三十一日(丙子年六月十一日)宮本理事官は大禮服を着用し、隨員及び矢野海軍大軍醫・勝田陸軍大尉・益滿陸軍少尉を従へ、南大門より入城して禮曹を訪ひ、禮曹判書金尙鉉・參判韓啓源・參議金永壽と會見し、浦瀨外務中録の通譯を以て挨拶後、理事官より日韓修好條規批准書を禮曹判書に傳達した。同時に宮本理事官派遣に關する外務卿公文をも手交し、且同理事官委任狀を提示して、禮曹堂上自ら交渉の衝に當るべきや、若くは別に委員を任命せらるゝや質問した。禮曹判書は禮曹は禮典を掌り、新規の件は關係しない。別に政府の命を以て、刑曹參判趙寅熙を講修官に差下し、商議せしめようと傳へた。又禮曹判書は明八月一日國王に謁見を仰付けられ、後司譯院に於て宴饗を賜ふ旨傳達し、理事官も謹んで領承した。(註一〇)

禮曹に於ける會商を終り、理事官は旅館に歸還するや、同日夕伴接官黃鍾顯が來訪して、國王謁見に關する儀註について協議した。伴接官は朝鮮國臣僚の謁見の儀式を説明して、之に従はれたいと

要望したが、宮本理事官は、修信使金綺秀が日本國皇帝謁見の際、自國の儀式に據つたことを引證して、明治八年太政官布告第一八號に從ひ、三鞠躬の禮を行ふことを主張した。伴接官は右の件は修信使の報告で承知して居ると答へ、理事官の意見に同意を表した。(註一一)

明治九年八月一日早朝宮本理事官は大禮服を着用し、河上外務大録・浦瀨外務中録・石幡外務權中録・荒川外務權少録を従へ、差備譯官の前導により、景福宮に參入した。國王は翼善冠袞袍を具して、景福宮修政殿に御し、領中樞府事李裕元・領敦寧府事金炳學・判敦寧府事洪淳穆・領議政李最應・左議政金炳國・判中樞府事申櫛等に入侍せしめられた。既にして宮本理事官は伴接官黃鍾顯に導かれ、浦瀨中録を従へて、左挾門より進入し、帽を脱して三鞠躬の禮を行つた。國王教して曰く、『盛炎如此、無事利涉乎』と。理事官奉答して曰く、『遠來之人、如此勞問、萬萬榮感矣』と。國王命じて理事官を退出せしめ、崇陽門外幄舎に於て、酒菓を賜はつた。

國王謁見を終つて理事官は景福宮を退出し、禮曹に赴き司譯院宴饗に列席した。主人として、禮曹三堂上は固より、判中樞府事申櫛・議政府堂上徐承輔・南廷順・工曹判書尹滋承・講修官趙寅熙・伴接官黃鍾顯・同副承旨金綺秀・延接官李喜元が參集した。尙是日理事官より國王及び大院君への進獻品を伴接官に交付した。(註一二)



宮本理事官入京に伴ふ外交的儀禮は此に終了し、日韓修好條規附錄に關する會商は、八月五日午後より理事官の旅館京畿中營(清水館)に於て開始せられた。日本側より宮本理事官及び河上外務大録、朝鮮側より講修官趙寅熙及び堂上譯官金繼運・玄昔運が列席し、浦瀨外務中録・荒川外務權少録が通譯の任に當つた。

宮本理事官は會談に先じて太政官委任狀を提示し、講修官もまた議政府傳教謄本を示して其權限を確認した。次に理事官は修好條規附錄案及び通商章程案を提出して、其内容を説明した。(註一三)

修好條規附錄案

- 第一款 嗣後兩國都府ニ設置スル使臣館舎ハ、隨處人民ノ房屋ヲ賃借スルモ、或ハ地基ヲ賃借シ、館舎ヲ建築スルモ時宜ニ從フベシ。
- 第二款 使臣並眷屬隨員及朝鮮各港在留ノ日本管理官ハ、朝鮮國內地ヲ經過スルヲ得ベシ。
- 第三款 使臣館・管理官ヨリ各所へ通ズル送文ハ、自費ヲ以郵送スルモ、或ハ該國人民ヲ雇、專差スルモ各其便ニ從フベシ。
- 第四款 議定シタル朝鮮通商各口ニ在リテ、日本人民地基ヲ租賃スルハ、各其地主ト相議シテ價ヲ定ムベシ、朝鮮政府ニ屬スル地ハ、朝鮮人民官ニ納ルト同一ノ租ヲ致シテ居住スベシ、而シテ簽

山草梁項ニハ、從前日本公館ノ周圍ニ關門アリテ、日本人ノ出入ヲ自由ナラシメザリシガ、今是レヲ廢撤スルヲ朝鮮政府許諾セリ、其他二口モ此ノ如キ關門ヲ設ケテ、出入ヲ妨グルコトナシ。

第五款 議定シタル朝鮮各港ニ在ル日本人民、附近地方ヲ間行シ得ベキ道路ノ里程ハ、其地ノ埠頭ヨリ算シテ直徑十里<sup>日本里程</sup>トス、此里程ニ滿ル處ノ地名ハ、豫メ其地方官ト管理官ト議定スベシ。此里程内ハ日本人民隨意ニ行歩シ、或ハ旅亭ニ宿泊シ、土宜ヲ買辨スルヲ得ベシ。

第六款 議定シタル朝鮮各港ニ於テ、日本人民、朝鮮人民ヲ賃雇スルヲ得ベシ、或ハ朝鮮人民日本へ往カント欲スル時、罪犯等ノ故障無キ者ハ、朝鮮政府之ヲ抑留セザルベシ。

第七款 議定シタル朝鮮各港ニ於テ、日本人民モシ死去シタル時ハ、適宜ノ地處ヲ選ミ、埋葬スルヲ得ベシ。

第八款 日本國人民、日本ノ諸貨幣ヲ以、朝鮮國人民ノ所有物ト交換シ得ベシ、又朝國人民ハ交換シ買得タル日本ノ諸貨幣ヲ以、日本國ノ諸貨物ヲ買入ルル爲、朝鮮國指定ノ諸港ニテハ、諸人民相互ニ通用スルヲ得ベシ。

朝鮮國ノ銅貨幣ハ日本國人民隨意ニ使用シ、輸出入スルヲ得ベシ。

第九款 朝鮮國人民、日本國人民ヨリ買得或ハ贈與ヲ受ケタル諸物品ハ、隨意ニ使用シテ妨ナシ。

第十款 議定シタル朝鮮各港へ他ノ外國人、日本人ノ籍ヲ借り、居留商買スルハ、朝鮮政府堅ク之ヲ禁止ス ○本款ハ後理事官、自發的ニ削除ス。

第十一款 修好條規第七款載スル所ノ日本測量船、朝鮮沿海ヲ測量スルニ臨、時宜ニ隨、朝鮮人民ノ家ニ宿泊シ、或ハ船中當用ノ物品ヲ其他ニ就キ買辨スルヲ得ベシ。

第十二款 朝鮮國ハ海外諸國ト通信セズ、日本國ハ諸國ト締盟友誼アルノ故ヲ以、嗣後朝鮮國ノ沿海へ諸國ノ船舶、風波ノ爲困難シ漂著スルアラバ、朝鮮國人民仁慈ノ心ヲ以、相當ニ救援シ、是レヲ日本國ヨリ派出ノ官員へ遞付シ、漂民ノ本國へ送還スルヲ望ム時ハ、日本官員承諾セザルナシ。

第十三款 右十二款ノ章程及次ニ添ヘタル通商規則共、修好條規ト同一ノ權ヲ有シ、兩國政府遵行シテ違フナカルベシ、然レドモ此各款中、兩國人民交際貿易上、實際ノ障礙ヲ起シ、改革セザルベカラザル事柄ヲ認ムル時ハ、兩國政府其議案ヲ作り、一箇年前報知シテ、是レヲ協議決定スベシ ○前文及ビ委、員姓名ヲ略ス。(註一四)

講修官ハ宮本理事官の説明を聴取したのみで、自ら意見を開陳せず、政府に報告して然る後回答すべしと述べたに過ぎなかつた。(註一五)

(註一) 倭使日記卷一丙子年正月二十一日。

(註二) 朝鮮交際始末卷三、倭使日記卷一丙子年正月三十日。

(註三) 朝鮮交際始末卷三。

(註四) 外務省條約局編舊條約彙纂卷三朝鮮琉球(昭和九年)三頁。

(註五) 朝鮮交際始末卷三。

(註六) 宮本大丞朝鮮理事始末卷二・卷五。

(註七) 宮本大丞朝鮮理事始末卷四理事官日記。

(註八) 備邊司謄錄李太王丙子年六月三日・六日。

(註九) 宮本大丞朝鮮理事始末卷四理事官日記、倭使日記卷三李太王丙子年六月三日・七日・八日・九日・十日。

(註一〇) 宮本大丞朝鮮理事始末卷四理事官日記明治九年七月三十一日・卷三對話書明治九年七月三十一日宮本理事官禮曹判書對話書、日原案卷一、倭使日記卷三丙子年六月十日・十二日。

(註一一) 宮本大丞朝鮮理事始末卷四理事官日記明治九年七月三十一日・宮本理事官朝鮮國王へ謁見記略。

(註一二) 宮本大丞朝鮮理事始末卷四理事官日記明治九年八月一日・宮本理事官朝鮮國王へ謁見記略、日省錄李太王丙子年六月十二日。

(註一三) 宮本大丞朝鮮理事始末卷三對話書明治九年八月五日理事官講修官對話書、倭使日記卷四丙子年六月十八日。

(註一四) 宮本大丞朝鮮理事始末卷五修好條規附錄案、倭使日記卷四丙子年六月十八日。

(註一五) 宮本大丞朝鮮理事始末卷三對話書明治九年八月五日。

## 第三四 日韓修好條規附録の締結

明治九年八月七日宮本理事官館所に於て、同理事官及び講修官趙寅熙の第二次會商が開催せられた。會議の劈頭、講修官は政府の訓令による修正對案を提示し、此に愈々逐條審議が開始せられた。その最も論議の目標となつたのは、第一・第二・第五各款である。

修好條規附録原案第一・第二の兩款は修好條規第二款によるもので、主として公使の首都駐劄及び之に伴ふ特權を規定し、當初八月五日第一回會商で、宮本理事官は（一）『我國使臣貴國京城に到れば、館舎を借らざるを得ずと雖も、若し於貴國御貸下さる事難相成ければ、地所を借用して新築可致筈なり』、（二）『我國使臣都合に寄、其妻子并書記譯官等を携へ來るべし、此輩と諸開港場在勤の我官員とは、何れも自由に貴國內部を通行することを得たし、又貴國駐劄の我公使は或は北京駐劄の我公使より兼動する事もあるべし、依て公使旅行の節は、貴國內地通行無差支許されたし』と述べた。第五款は釜山開港場の自由遊歩地域の設定で、『各開港場に在留する我國人民、諸方へ遊歩規程地境界は日本里數一〇里四方と定め、其境界に標示ありたく、尤其境内の物は互に賣買を許すべし、且又我國商民毎歲幾度歟時期を定め、大邱及其他の如き處の市に參るべき爲め旅行致したし』と要求し

た。（註）

以上三款に對して、講修官は左の如き對案を示して、全面的に拒絶若くは修正を要求し、爾餘の一款については、原則として同意を表した。

兩國使臣館舎及地基之事、貴國通商於大清、亦照各國通行之例、貴國使臣留住北京、而至若我國則不無兩不便宜之端、我國會不通商外國、百姓人民、初不識此等規例、而今忽開館於關關叢雜之中、初見初聞、驚怪而疑惑、必然之勢也、貨利奔競之場、何處無奸細無賴之徒乎、生事於意外、以致主客之疑阻、最是可慮、且各國使臣之駐燕京、不但管領該國商民之事、亦與各國使臣互相交涉、必多其事、而今於我國、則貴國使臣獨留客館、數處開港、遠隔山川、別無遙相接應之事、則使臣駐京、實無緊關事務矣、凡事便否經歷乃知、而此事則預料其不便而無益明矣、港口設官、既足管理、則必無事務之煩於使臣、而如有不可不商議裁處者、小則書契往復、大則兩相通使、未爲不可、開館駐京、實難奉施。

使臣及眷屬・隨員・日本人民管理官、朝鮮內地經過之事、此後貴國使臣、或欲由旱路到京、則自當沿途迎送、其他人員、則何可不拘行進程限、隨意行走於陸路耶、凡事務歸兩國俱便、不相妨碍、然後方可永以爲好、苟或一有不便之端、恐不無後悔、實難奉施、既不得奉施於使臣之設館駐京、

則通路北京、不必議到、且非我國之所主張也。

日本里程、比我國里程、本有不同之說、未知長短遠近之的確何如耶、各港灣內日本人民行進程限、一依草梁和館界限爲宜、而買辦售賣之節、自在定限之內、不須更煩論難。

日本商民每歲定期行商各處事、苟如是則開港二處及草梁和館、均無設館立規之本意矣、客商之逐利東西、載貨奔走、實非得計、孰知安坐港口、各處商民湊會交易之爲穩便乎、物貨之流通、市鋪之殷盛、可期於開港之處、而若復散行各處、往來無常、則恐滋意外弊端、毫不兩相利益、此一款亦不得奉施。(註二)

宮本理事官・講修官趙寅熙の第二次會商に於て、既に修好條規第二款の解釋について、重大なる解釋の相違があることを曝露した。即ち宮本理事官は、使臣の駐留久暫時宜によるとの條文を解釋して『或は急にて歸る使臣もあるべし、或は落著て交渉を結べよとの命を帯びて來る者もあるべし、我國へ外國より來る公使の内、既に一〇年に過る者もあり、在留公使なれば、今度拙者理事官の命を奉じて來りし如き者とは全く同じからず』と主張するに對して、講修官は『元來修好條規第二款の使臣と云事と、此度貴理事官の入京相成たる如くに使臣の參られる事と見做し居れり、尤駐留久暫は便宜次第なり、何れ兩國通交の上は、使臣互に往來の事は覺悟なれども、永住と云事は一向承知不致、唯一

時の御用にて入京ある者を云趣意なりと認め居れり』と反駁した。宮本理事官は事の意外に驚愕し、公使の職務と首都駐劄の意義を反覆説明したが、講修官は『自古京城中に外國人住居致したる例なし、然るに貴國使臣入京ありては迷惑不少、尤時々用向に付來京の節は久暫共に便宜に任ずべし、各國公使の貴國及び清國に於けるが如く、平生用なくして住居相成候段は、斷然御斷可申旨、我諸大臣一決致したり』と斷言した。理事官は更に考慮を求めたが、講修官は民情已むを得ずと云ふに過ぎない。公使駐劄問題が完全に暗確に乗上げた以上は、原案第二款の公使の内地旅行、家族同伴の如きは、到底諒解點に到達し得べき見込はない。

原案第一・第二款は一時審議を中止し、次に第五款遊歩區域の設定に入り、講修官の草梁倭館の例によるとの修正案を反駁して、理事官は述べた。『遊歩規程の我國一〇里と申は、人足の一日程なり、當所(京城)より仁川の濟物浦迄は一〇里餘と聞く、貴國人の事は知らざれども、我國人は専ら健康を養ふ爲め、遠行するを要するなり、纔に倭館の如き處に閉籠めらるゝ時は、鬱屈却て不宜事でも考へ出す者なり、尤一〇里内にて、決して大商賣を致すと云ふ趣意には非ず、譬へば歩行の節、或は柿を買ひ、瓜を買ふと云ふ如き事のみ』と。講修官は云ふ、『仁川より京城迄は凡我一〇〇里(韓里)に當る、然る時は其境内には人民住居は難相成、假令王命ありても、婦人を持て居る者は住居不致べし、

住居する者は纔に男子のみ也、元來雙方人民安著爲致度との趣意なれば、人民安著せざることは、政府より強て止むる事難相成、依て坂ノ下（訓導の任所、倭館設門外にあり）迄位の遊歩境界にて如何哉」と。之より理事官・講修官間に遊歩地域内の人民退去、特に婦女子の問題について押問答を重ねたのみで、何等の結論を得ずして散會した。（註三）

第三次會商は八月九日理事官館所に於て、開催せられた。講修官趙寅熙は覺書を提示して、公使京城駐劄、隨員家族同伴、開港場遊歩地域について、理事官の主張を反駁した。

今春修好條規第二款曰、今十五箇月後、隨時派使臣、到朝鮮國京城、得親接禮曹判書、商議交際事務、該使臣駐留久暫、共任時宜、條款本文如此而已、何曾有館舍地基之說、又何曾有使臣眷屬之語乎、於此兩說始覺貴國今欲置公使於我京也、使臣之築館携眷、初非條規之所載、則鈐印之朱墨尙未乾矣、此豈自我失信乎、貴言之及此、實是條規之外、而大非相孚之道矣、且況公使駐京之兩不便宜、日昨所陳猶有未盡、貴國必欲開港於數處、則該處事務、貴國管理官及我地方官商議處斷足矣、何必煩公使之駐京乎、百姓愚民、少見多怪、易惑難曉、此是爲人上者、最所當念、而雖有嚴令峻法、其於不樂不便何哉、萬一有意外事端之不可測者、交好之地、悔之無及矣、順民之志、順物之情、是爲天下萬國所同然也、而我國治法、尤貴此道、故清國交市、亦不於我境置官留

住、而獨於貴國、許以數處開港者、以有草梁館舊例之可做故也、至若創行之事、人民之所不欲、朝廷亦不得強以行之耳。

各處行商一款、其爲行之不得、非止一段、而非春間條規之所講者乎、尤不當更論可否、而卽以利害得失論之、毫無利益於貴國、反恐害歸於貴民、誠以遷徙逐利、本是商民之辛苦、而客鄉殊俗、語音不通、彼此齟齬、易取欺侮、何可以官人公差一一領護其行止乎、其所狼狽不見是圖、失計之大、不必更論耳。

貴國里程之不同於我國、曾或聞之、而不意若是之相左矣、且勿論其長短如何、大抵所擬程限者、我國地方則唯當以我之里程指點其幾里也、何可以貴國里程行之於我國乎、周圍之廣占、必致該處民情之大段駭惑、如其不樂而離散、又豈客心之所安乎。（註四）

使臣駐京・隨員家族同伴については、前議を繰返すのみで毫も要を得ず、釜山遊歩地域については依然押問答を繰返し、理事官は『一〇里と云ふは據あり、我邦遊歩規程は一〇里なり、且日本人は一日に一〇里を行くは通例なり、故に譬へば貴政府に於て一〇里四方と云ふ時は、差支ゆる場所もあれば、某方は七里にして、某方は八里と云ふが如きは、事情所不得止ありて、相談あらば勘考もいたす譯なれども、一丈の間に一寸を答ふるが如し、決して承る可からず』と述べたが、講修官は遊歩地域

の里程は廟議に於て確定したもので、再考の餘地なしとして一蹴した。

八月九日會商は夜に入つて繼續せられたが、兩者の意見對立のまゝで、何等進展を見ない。理事官は最後に江華會商時の接見大官申櫛と會見して、修好條規第二款の解釋を聽取することを要望するに至つた。(註五)

八月十日第四回會商は理事官館所に於て行はれた。講修官は原案第一・第二・第五款の對案として三條の覺書を提示して、朝鮮國政府最後の讓歩であると言明した。

公使官不可留住京城事、

國之有使、卽哀慶交聘之通信修禮也、未有以通商等事、特派使臣而來留京城也、今雖以各國通行之規爲言、而我國則未嘗與各國通商、惟於大清有開市之例、而初無公使之來留矣、今與貴國商行無前之規、留住公使於京城、則其爲駭俗生弊、有不可勝言、此個事勢、我既詳料、而不明言之、則非交隣誠信之誼也、我既明言之、而公欲強而行之、則亦非交隣誠信之誼也、惟公熟量更勿相煩。開港處行進程限、一依草梁館事、

草梁館定界、卽兩國成憲三百年遵守者也、今許數處開港之増設、實出於修好之至意、而交易條規、雖變草梁之例、至於程里界限不可異同、今若廣占、則該處人民必皆驚駭散走、棄墳墓離鄉井、莫

保其生矣、此豈可行之事耶、惟公熟量更勿相煩。

各處行商不可許施事、

今春條規只有二處開港之約、而無各處行商之說、今何可忽發此論乎、如果行商、則往來之路、交貿之際、必有許多難處之端、事必不成、而亦安有開港程限之意乎、惟公熟量勿相煩。(註六)

宮本理事官は朝鮮國政府の非友誼的な態度に憤激して、此覺書の受理を拒否した。翌八月十一日第五回會商は理事官館所に開催せられたが、公使駐劄問題が解決を告げない間は、修好條規附録は固より、貿易規則の如きも、審議を中止せられ、會商は殆ど決裂状態に陥つた。宮本理事官は接見大官申櫛との會見に最後の希望を繋げ、連に督促した。講修官趙寅熙は申櫛も日々廟堂の議に參與し、修好條規の解釋については、政府のそれに比して何等相違なしと主張したが、最後に理事官の要望を認め、申櫛との會見は政府に上申すべきことを約した。(註七)

明治九年八月十三日午後理事官館所に於て、重大會談が行はれた。日本側よりは宮本理事官・河上外務大録、朝鮮側より判中樞府事申櫛・工曹判書尹滋承・堂上譯官玄昔運が出席(吳慶錫は疾病により不參)し、荒川・中野兩外務權少録が通譯の任に當つた。此會見は私的會談の形式によるものであるから、講修官は參加してゐない。

宮本理事官は前接見大官との會見を要望した理由を述べ、公使駐劄に關する修好條規第二款の解釋を質した。申權は云ふ、

右ハ於我國ハ條約面ニ違背ハ不致積ナリ、彼第二款ニ在ル通り、時ニ隨テ使臣ヲ派出シ、即我國ノ修信使、貴國ノ理事官ノ如キ者、京城ニ駐留相成ルコトハ、元ヨリ承知致居レリ、然レドモ條約面ニ設館ノ文字ナケレバ、今更條約外ノ事ヲ於我政府承諾スルコトハ難相成、尤駐留ノ久暫ハ其時宜ニ任ス事ナレバ、假令使臣ノ滯京長久ナルモ、我國ヨリ歸期ヲ促スコトハ不致ベシ。

理事官は重ねて公使館設置について異議ありやと質したが、申權・尹滋承は左の如く答へて、條好條規第二款の解釋を明かにした。

今般貴官ノ如キ使臣ニシテ御入京被成時、我國ヨリ拒絶致ス事ハ元ヨリ無之、併通商ニ關スル用向ニテ、使臣御入京長ク御滞在相成事ハ承知難致ト申政府ノ決意ナリ

○下。

理事官は講修官の出席を希望したので、趙寅熙は直に列席した。理事官は申權・尹滋承・趙寅熙三官の前で、又もや修好條規第二款及び公使の職務を説明したが、兩者の意見の對立は遂に解消するに至らない。理事官は最後に修好條規第二款の解釋一定せざるを以て、修好條規附録原案第一・第二款中、公使の首都駐劄・家族同伴の件は、暫く討議を中止する旨聲明した。

次に開港場遊歩地域設定問題に入り、理事官は一〇邦里即一〇〇韓里を原則とし、實地視察の上、適宜互讓して圓滿協定に至ることを希望したが、講修官は實地視察の必要なしとして拒絶した。(註八)

八月十三日の會商に於て、日韓修好條規の解釋について、重大な相違があることが曝露せられた。しかもその責任の大半は、當時日本國全權首席隨員として、條約案説明の任に當つた宮本外務大丞その人に歸すべきものである。今此條件を討論する時は、修好條規附録全部の不成立が懸念せられるので、やむを得ず自發的に撤回したものである。明治九年九月二十一日宮本理事官復命書に云ふ。

一 京城使臣館地代又ハ家賃ヲ議スル事

右件條約擬案中ニ掲載アルヲ省キタル所以ハ、朝鮮政府此一題ニ驚愕シテ、築館ノ事及使臣駐京ノ事ハ、條約面ニ掲載無キ條件ナレバ承諾シ難シト○中、彼ノ大旨ハ茲ニ止リ、到底公使ノ京城ニ駐劄スルヲ嫌惡スルノ餘、最初條約ノ節ヨリ、京城ニ日本館ヲ築キ、使臣ヲシテ無際限永住セシムルトノ文意ナシトシテ、今之ヲ條約附録ニ掲載スルヲ欲セザル也、此一條ノ爲メ再三ノ討議ヲ費シ、我ハ駐留久暫共ニ時宜ニ任ズトノ條約アレバ、五年十年ノ間駐留スルモ我ノ隨意ナリ、設シ此使臣久駐ノ意ニ非ザレバ、自今十五箇月後ト云文字ヲ加フルノ理ナシ、今度理事官ノ入京ノ如キハ、固ヨリ臨時ノ事務ナレバ、十五箇月前ト雖モ入京スルヲ以テ、第二款ノ文意ハ斯ル臨

時使臣ノ事ニ非ル意味ヲ徵ス可シ、十五箇月後ト定メシハ、朝鮮政府ニテ是ヲ程能處分スルニ、諸般ノ手數アルヲ想像シ、多少ノ猶豫ヲ與ヘタルナリ、日本東京ニ朝鮮使臣ヲ置クハ、條約結收ノ日ヨリシテ差支ナケレバ、十五箇月後ノ文字ナシト云意味ヲ主張シ論及スレバ、彼ハ直ニ之ヲ拒ムノ辭柄ナシト雖モ、偏ニ京城ニ日本館ヲ築カレテハ、人民驚愕ニ堪ヘズト云乞哀ノ情實論ヲ含ミ、修好條規第二款ニ築館ノ文ナキヲ幸トシ、附會シテ使臣ハ只其時々ノ公務ヲ以テ往來スル者ト見做シ、久暫ノ二字ハ其事務ノ輕重ニ從ヒ、多少日數ノ長短アルモ、十年五年ノ久キ居住ノ意ヲ含ミタル文字ニアラザル可シトノ意見ヲ張り、辯論屈セズ、終ニハ彼ヨリ我使臣ノ職制ヲモ論及シ、一事終テ一事興ルハ格別ナリ、若シ事終ルノ後、故ナク滯留スルノ理ハ有マジ、或ハ使臣ハ各口在留ノ管理官ノ如キ通商事務ニ關係スルノ理有マジ抔ト論出ス、是等ノ論趣ハ一々辯解シタレドモ、我ノ要用トスル家賃地代ノ事ヲ、強テ附錄ニ掲載セント欲スル時ハ、此一款ノ爲メ數十日ノ議論ヲ費サザルヲ得ズ、退テ熟考スルニ、修好條規既ニ明文アリ、使臣駐留十年乃至二十年ニ至ルモ久ノ一字ニテ足ル可シ、實際使臣ヲ出スニ當リ、彼此事ヲ拒ミ、使臣ノ速歸ヲ促スノ權ナシ、然バ家賃地代ハ其時ニ臨ミ、使臣ヨリ徐々ト議シテ可ナリ、必ズ附錄ニ掲載ス可キ要件ニ非レバ、寧ロ此條ヲ削去シ、時日ヲ空涉セザル方、軍艦碇泊ノ都合ニモ可然ト相考、談判未

決中、我ヨリ此條ハ暫ク刪去スベキ旨ヲ唱へ出シ、斷然刪去セリ、決シテ彼論意ヲ是トシ、刪去シタルニ非ズ、後日猶ホ築館駐京ノ議ヲ起ストモ差支アルコト無シ。(註九)

宮本理事官が修好條規附錄の稿とも云ふべき公使駐劄問題を自發的に撤回したので、交渉決裂の危機は既に脱したと考へられた。明治九年八月十六日第六回會商は、理事官館所に於て開催せられた。講修官は修好條規附錄及び貿易規則原案による朝鮮國政府の對案を提示し、原案と併せて逐條審議を開始した。その主要なものは左の二條である。

第一款 兩國信使必哀慶問、交聘只以書契書契當有定式、隨時派送京城、竣事即還、無得以通商事派使駐京。

第四款 開港以草梁仍舊・某地・某地新設三口的定、右三口自設館處、用朝鮮里尺、東西南北限十里增寬草梁舊制、而隨其地形爲之、此里程内日本人民、可得行步買賣土宜及日本物產、雖限内母入人家、城内及公廟非因公、則不得出入。

修正案第一款によれば、兩國使臣の職務は吉凶慶弔に制限せられ、通商に關する事項に干與を許さず、之を管理官に委譲しようとするものである。之は修好條規第二款の重大なる修正を意味するものであるから、公使駐劄を撤回した理事官も再び修好條規第二款の解釋について激論したが、具體的



結論に到達するに至らなかつた。第四款遊歩地域規程について見るに、原案の一〇邦里を殆ど一〇分一に縮小して、一〇韓里に修正した。一〇韓里でも草梁倭館の舊時に比して大擴張であることは事實なので、宮本理事官も原案を固執せず、妥協案として、東萊府及び馬山浦は一〇韓里區域外にあるが、毎月一〇回に限り、兩邑への遊歩を許可されるれば、修正案に同意しようと言へた。(註一〇)

八月十七日理事官館所に於て、第七回會商が行はれた。講修官趙寅熙は宮本理事官を訪問し、政府の命を以て、理事官の妥協案を全面的に拒絶した。理事官は政府諸大臣との直接會見を要望したが、即時に拒絶せられ、又申權・尹滋承との再會見をも拒否せられた。(註一一)

八月十八日講修官は理事官に會見を要求した。宮本理事官は病を以て拒絶したが、講修官が重大公幹であると主張するに及び、病室に於て會談した。第八回會商である。講修官は將來日本國使臣が京城に差送せられる場合、隨員の定員及び上京道路を一定しようとするものである。朝鮮國政府は今回宮本理事官の經過した通津・金浦・楊花津に一定する希望を有して居た。宮本理事官は上京道路の一定を不便として初め同意しなかつたが、八月十九日第九回會商で略々同意を表し、政府に請訓の上、回答すべきことを約した。(註一二)

最後に遊歩地域に東萊・馬山を包含することは、第七・八・九回會商に於て尙決せず、八月二十一

日第一〇回會商に持越された。當時修好條規附錄・貿易規則のいづれも理事官・講修官間に妥協成立し、遊歩地域のみ未解決であつた。講修官は遊歩地域一〇韓里は國王の允裁を経たところで、絶対に變更し難しと主張し、理事官が政府諸大臣と會見を求めても之を拒絶した。然れども理事官の決心甚だ鞏固で、東萊馬山案を撤回せしめることは不可能と見られたので、朝鮮國政府は東萊邑に限り、遊歩地域に包含することを承認するに決し、講修官に訓令した。講修官は八月二十三日第一回會商に於て之を聲明し、宮本理事官も之に同意を表した。(註一三) 明治九年六月二十八日太政大臣訓條には、遊歩地域を一〇邦里と明記し、場合によつては五邦里に縮小することを承認して居る。宮本理事官が訓條の範圍を超えて讓歩するのやむなきに至つた事情は、同理事官の復命書に次の如く述べて居る。

一 各口日本人民遊歩規程之事

右遊歩規程ハ我十里ト題ヲ出シタルニ、是亦彼ノ尤驚愕スル所ナリ、蓋シ釜山ノ近傍古來倭寇ノ侵掠ヲ受ケ、倭人ヲ畏ル鬼賊ノ如シ、中葉以降、對州人民一手ニ專住ス、此州人頗ル不良ノ所爲アリシコトハ、兼テ聞知スル所ナリ、故ニ彼ヨリハ我全國皆然ト視做シ、今日ニ至ルト雖モ、日本人民ヲ忌憚スル情實尙甚シ<sup>○中</sup>、故ニ政府勉メテ此規程ヲ短縮セント欲シ、釜山從前設門アリシ處迄ノ舊慣ニ仍リ、一步モ改革更張セザルヲ求メタリ、我意ト大ニ反對スルヲ以テ、我ハ一切

之ヲ肯ゼズ、且既ニ倭館ノ南方富民洞ノ如キ、六七十年前、纔ニ二三ノ人家アリシニ、今ハ一部落ヲ成スニ至ル、何ゾ日本人民ヲ嫌惡スル者、豈ニ如此倭館ニ密邇シテ部落ヲ成サンヤト辯解シタレバ、彼レ此理ニ窮シ、終ニ多少ノ擴張ヲ肯諾シ、彼十里<sup>我一里二丁二十四間ニ當ル</sup>四方ノ直徑ヲ規程ト爲スニ至ル、誠ニ此規程ヲ以テ釜山港ノ一處ニ當レバ、彼地タル空山峨々トシテ聳へ、四方トモ間行逍遙スベキ場所ナシ、故ニ我二里三里ノ遠キニ赴クベキ日本人ハ絶無ニシテ僅有ノ勢ナラン、唯一ノ釜山城ノ行ク可キ方面アルノミ、此城下ハ殆ド右ノ規程内ニ及ブノ地ナレバ、既ニ人民間行ニ於テ不足ナル可シ、然レドモ東萊府ハ此釜山及倭館近傍ヲ管轄スル本府ナリ、倭館ニ來ル商民多クハ此府内ニ住ス、故ニ東萊府ニ往來シ得レバ、日本人民商業ニ便利ナル勿論ナレバ、此地ヲ加ヘンコトヲ懇請セシニ、彼容易ニ承諾セズ、且日本人ノ來テ公廨ニ入り、或ハ故ナク府人ノ家ニ立入ランコトヲ畏ルル等、瑣末ノ故障ヲ辭柄ニシ、カヲ盡シテ拒ミタリ、此談判ノ爲メ又々數日ノ時間ヲ費シ、追々曲折ノ談ニ入り、河上大録ノ名ヲ以テ別紙甲號<sup>○別紙略ス</sup>手録ヲ送ラセ、僅ニ彼憂苦スル念慮ヲ解キ、遂ニ此一款ヲ結收ス、訓狀中我五里迄ハ短縮スベシト有レドモ、倭館ヨリ東萊迄凡我四里ニモ可及歟、實際ニ於テハ我人民充分ニ差支ナキ遊歩規程ト相考候。(註一四)

遊歩地域確定によつて、宮本理事官・講修官趙寅熙間に、完全に意見が一致した。而して修好條規

附錄及び貿易規則については、過去一〇回の會商によつて既に妥協點に到達して居たので、その條文の整理には時間を要しなかつたのであらう。即ち明治九年八月二十四日(丙子年七月六日)理事官・講修官會同して、日韓修好條規附錄及び貿易規則に記名調印し、同時に附屬文書も交換せられた。修好條規附錄について見れば、原案第一款は完全に削除、第二款は管理官に限り内地旅行が認められ、第四款の遊歩地域が一〇韓里に縮小せられた點が著しい修正で、其他の各款は原案と實質的の相違はない。

第一款 各口駐留日本國人民管理官、於朝鮮國沿海地、日本國諸船致敗緊急、得告地方官、經過該地沿路。

第二款 使臣及管理官所發之文移書信郵致費銀、事後辨償、或雇人民專差、各從其便。

第三款 在議定朝鮮國通商各口、日本國人民之租賃地基居住者、須與地主商議、以定其額、屬官地者、納租與朝鮮國人民同、如夫釜山草梁項日本館、從前設有守門・設門、從今廢撤、一依新定程限、立標界上、他二港口亦照此例。

第四款 嗣後於釜山港口、日本國人民可得間行道路里程、自埠頭起算、東西南北各直徑十里<sup>朝鮮里法爲</sup>定、至於東萊府中一處、特爲往來、於此里程内、日本國人民隨意間行、可得賣買土宜及日本國物

産。

第五款 在議定朝鮮各口日本國人民、可得賃雇朝鮮國人民、若朝鮮國人民得其政府之允准、來於日本國亦無礙。

第六款 在議定朝鮮各口日本國人民、如病故、可得撰適宜之地以埋葬、一依草梁遠近爲之。

第七款 日本國人民、可得用本國現行諸貨幣、與朝鮮國人民所有物交換、朝鮮國人民、用其所交換之日本國諸貨幣、以得買日本國所產之諸貨物、以是在朝鮮國指定諸口、則可得人民互相通用。

朝鮮國銅貨幣、日本國人民得使用運輸之事、兩國人民敢有私鑄錢貨者、各用國律。

第八款 朝鮮國人民、所買得於日本國人民貨物、或其贈遺之各物、隨意使用無妨。

第九款 從修好條規第七款所載、有日本國測量船、放小船測量朝鮮國沿海、或際風雨或潮退不能歸本船、該處里正安接近地人家、如有需用物品、自官辨給、追後計償。

第十款 朝鮮國未曾與海外諸國通信、而日本則異于此、修好經年、所締盟有友誼、嗣後諸國船舶、爲風波所窘迫、漂到沿邊地方、則朝鮮國人民、須於理無不愛恤之、該漂民望送還于其本國、政府遞致各港口日本國管理官、送還于本國。

第十一款 右十款章程及通商規則、共有與修好條規同一權理、兩國政府可遵行之、無敢有違、然

而此各款中、若兩國人民於交際貿易實踐、有認頓爲障礙、不可不釐革、則兩國政府速作議案、前一年報知之、以協議改立。(註一五)

明治九年八月二十四日、日韓修好條規附錄及び貿易規則に調印した後、翌二十五日宮本理事官は浦瀬外務中録を率ゐて議政府に赴き、領議政李最應・右議政金炳學に告別し、ついで禮曹に於て司譯院下船宴に列席した。八月二十六日宮本理事官は隨員を率ゐて京畿中營を出發し、通津府に到着した。翌二十七日汽艇に出迎へられて軍艦淺間に乗艦、同二十九日仁川拔錨、八月三十一日長崎に歸著した。九月七日軍艦淺間は長崎出港、神戸を経て、九月二十日横濱に歸著した。宮本理事官は九月二十一日正院に出頭復命した。(註一六)

京城に滞在すること殆ど一箇月、前後一二回の會商を重ねて成立した日韓修好條規附錄は、決して豫期した成績を挙げたものと云ひ難い。公使の首都駐劄問題で、修好條規の解釋に重大な相違あることを曝露したばかりでなく、遊歩里程については訓令を超えて讓歩することを餘儀なくされた。此事情については、外務省及び宮本理事官の不用意がその主なる原因となつて居るが、一面朝鮮の如き半開國に於て、長期に亙り、困難なる任務を課せられた使臣の精神的竝に物質的苦痛も、過小に評價することを許されない。即ち七月下旬より八月下旬に亙り、炎熱灼くが如く、加之連日の降雨は、狭小

なる朝鮮家屋に蟄居を餘儀なくされた一行の健康を甚だしく害し、小使一名は死亡し、奥外務中録は一時危篤に陥つた。理事官自身病床に於て、講修官と會談した程である。更に濟物浦沖假泊中の軍艦淺間の状態は之も譲らない。艦長以下乗組士官兵員の上陸は殆ど絶対に許されず、沿岸に於て淡水生糧品の補給を受ける見込は極めて乏しかつた。加之錨地は極めて不安で、艦長緒方海軍少佐は、老朽鈍重な舊式軍艦の保安に多大の苦心を費した。緒方艦長は當初宮本理事官の談により、漢江口に滯泊二週間の豫定であつたが、京城に於ける會商の停頓により、無期限に延長せられることを憂慮し、八月末日を超えれば、一旦歸航するの已むなきに至ることを注意した。理事官は此點を懸念し、殊更に談判の終結を急いだ傾向がある。(註一七)

(註一) 宮本大丞朝鮮理事始末卷三對話書明治九年八月五日理事官講修官對話、倭使日記卷四丙子年六月十八日。

(註二) 倭使日記卷四丙子年六月十八日、日使文字卷一丙子。

(註三) 明治九年八月七日理事官講修官對話書、倭使日記卷四丙子年六月十八日。

(註四) 倭使日記卷四丙子年六月二十日、日使文字卷一丙子。

(註五) 明治九年八月九日理事官講修官對話書、倭使日記卷四丙子年六月二十日。

(註六) 日使文字卷一丙子。

(註七) 明治九年八月十日・十一日理事官講修官對話書、倭使日記卷四丙子年六月二十一日・二十二日。

(註八) 明治九年八月十三日理事官講修官對話書、倭使日記卷四丙子年六月二十四日。

(註九) 宮本大丞朝鮮理事始末卷五明治九年九月二十一日宮本理事官報告。

(註一〇) 明治九年八月十六日理事官講修官對話書、倭使日記卷四丙子年六月二十七日。

(註一一) 明治九年八月十七日理事官講修官對話書、倭使日記卷五丙子年六月二十八日。

(註一二) 明治九年八月十八日・十九日理事官講修官對話書、倭使日記卷五丙子年六月二十九日・七月一日。

(註一三) 明治九年八月二十一日・二十三日理事官講修官對話書。

(註一四) 明治九年九月二十一日宮本理事官復命書。

(註一五) 舊條約彙纂卷三(朝鮮)九一二三頁。

(註一六) 宮本大丞朝鮮理事始末卷四理事官日記・卷五理事官復命書、善隣始末卷三。

(註一七) 宮本大丞朝鮮理事始末卷四理事官日記・卷六理事官軍艦淺間艦長往復。

### 第三五、公使駐劄と國書捧呈

明治九年二月日韓修好條規は成立したけれども、同年八月修好條規附録は、日韓兩國の外交關係が正常化するには、前途なほ遼遠であることを示した。その最も問題となつたのは、日本國公使が朝鮮國首都に常駐すること、並に之に伴ふ特權即ち家族を同伴すること、及び朝鮮國內地を隨時旅行することである。然るに朝鮮國政府は修好條規第二款の解釋を根據として、公使の常駐を拒絶し、國際間

の慣例によつて認められた特權を否認するのみならず、日本國使臣の上京道路を一定しようとは試みた。

宮本理事官は朝鮮國講修官の蒙を啓くに努力したが、趙寅熙は之に屈せず、修好條規附錄案の成立後も、特に以上の各件について、本國政府に請訓の上確答せられるやう要望した。宮本理事官も公使常駐を規定する修好條規原案第一款の撤回には同意したが、朝鮮國政府の要求を承認したものでなく、再交渉の餘地を残す必要を感じて居た。但上京道路については、朝鮮國情より判斷して一定する外、方法がないことを自覺して居た。

如上の理由により、修好條規附錄調印の當日、宮本理事官は講修官趙寅熙の要望に應じて、左の覺書を交付した。

兩國使臣派送京城、只以交聘事務、至若通商、自有各口管理官職掌、不必以此事務、專使駐京事。

嗣後日本使臣之往來船舶處所、必有一定地方、然後迎送之節、以如禮整備、依今番理事官之行、上下船皆從通津、永爲定式事。

此二件即今不可遽議然否、須還報東京而回答也。

明治九年八月二十四日

理事官 宮 本 小 一 (註一)

宮本理事官は明治九年九月二十一日歸朝復命し、日韓修好條規附錄・日韓貿易規則及び附屬文書を提出すると共に、寺島外務卿に詳細な説明文書を進達して、交渉の經過竝に上記の覺書を交付した理由を説明した。

朝鮮國政府の要求は、日韓外交關係を國際法の原則に従つて正常化しようとする、日本國政府の方針と根本的に相反する。外務當局は國際法の原則による公使の職務と特權を、朝鮮國政府に認識せしめる必要こそ痛感すれ、宮本理事官覺書を承認する意嚮を全然有しては居なかつた。

朝鮮國政府は使臣駐京・上京道路一定の兩案件を頗る重要視し、明治九年八月二十四日付宮本理事官覺書を、日本國政府に確認せしめることに焦慮し、理事官の京城退去直後、禮曹判書金在顯より書契を寺島外務卿に致して、上述の兩件は既に朝鮮國政府が、日本國理事官と講確商定するところにかゝり、但理事官が專決し難く、本國政府に請訓する意を傳へたものであるから、日本國政府に於ても速かに之を確認せられ、修好條規附錄に追加條款として、記載せられたいと要求し、併せて講修官趙寅熙よりも宮本理事官に書契を送つて、以上二件について、理事官の注意を促し、禮曹書契に關して

幹旋を依頼した。(註二)

日本國政府は、宮本理事官覺書の趣旨を絶対に認めない方針なので、禮曹書契に接するや、寺島外務卿は當該責任者たる宮本外務大丞に命じて、講修官趙寅熙に回答書契を送り、明治九年八月二十四日覺書に觸れずして、その内容を否認せしめ、一面修好條規第二款の解釋を是正した。

貴國曆丙子年、禮曹判書金閣下、致書我外務卿寺島氏、命下官諮問來書之意於閣下、書中曰、兩國使臣派京城、只以交聘事務、至若通商、自有各港口管理官職掌、不必以此事務專使駐京事○中略夫使臣之爲職、以專掌兩國交際事務爲主任、而交際事務、不止吉凶慶弔二典、則駐留其國政府所在地、各通暢其情誼、互相親睦、莫有阻隔之憂、此則使臣之職掌、貴政府亦所既詳悉、不須下官煩瀆也、蓋在兩間、互成邦國、則其人民、不得不相交通、夫交通也者、有無相補也、艱難相救也、人民業已交通矣、則立人民之上、任邦國之責之雙政府、亦不得不相修交誼、相講友道、是則通信・通商之道所由而起也、故通信・通商於理無二途、況貴我兩國、一葦可航、人民往來、爲日亦既久、尋常商務、管理官擔任之足矣、無敢煩兩政府、若夫交道生風波、商路爲之否塞、管理官與地方官會議而不諧、遂紛醞釀成大事、或貿易景況、從時勢變遷、則擬議通商章程、以釐革其弊端等、是由商路起、交涉以至成重大事件、當此時不有使臣辨理之、誰能任之、若夫由通商所釀成

之事項、概爲使臣所不管知、拋棄之不顧慮、則是闕使臣之職掌也、而貴判書以爲交聘事務者、可未必如是其然、顧此是總括概論其要領耳、不然則以如貴修信使會辱臨我邦者、爲交聘事務乎、我外務卿未能確審之、若或以爲使臣之爲職、卽如前項所斥者、不止哀慶二典、其關涉于交際萬般事務、駐劄其政府所在地、暢達情誼、保護和親者乎、則與我外務卿所見似無有差異、貴判書之意其將何在○下(註三)略。

使臣上京道路の一定についても、不便を理由として之を拒絕し、修好條規第五款の趣旨より見ても釜山竝に他の二開港場より隨時上陸、陸路京城に赴任するのは當然であるとの意味を力説したが、但通津府が京城に最短路なるが故に、使臣亦便宜上當分此道路によるべきことを暗示して居る。

宮本外務大丞の書契は、新任釜山駐在管理官近藤眞鋤に命じて、朝鮮國政府に傳達せしめた。朝鮮國政府は本書契を以て、明治九年八月二十四日宮本理事官覺書を無視するものとして、不快に感じ、明治九年十二月二十七日(丙子年十一月十二日)付講修官趙寅熙に命じ、明確なる言辭を用ひて宮本理事官の不信を詰責し、重ねて使臣駐京の非、上京道路一定の必要を力説せしめた。(註四)

公使駐京・上京道路案件が未だ決しない間に、之に密接なる關係ある一事件が惹起した。卽ち明治九年十月十四日太政大臣布告によつて、日本國臣民の朝鮮國釜山に渡航を許可せられたため、商民の

陸續渡航を見、その中に家族を携帶するものが尠くなかつた。然るに朝鮮國政府は、曩に宮本理事官が修好條規附録案第二款使臣眷屬携帶の件を削除するに同意したのを目して、確定事項となし、且使臣すら家族の携帶を許されなければ、一般商民は特に條文を以て規定せずとも、當然その中に包含せられるものと解し、東萊府使尹致和に命じ、近藤管理官に對して、家族の退去を要求せしめた。同管理官は特に本國政府の訓令によるにあらざれば、同意するを得ずと稱して、遂に要求に應じない。此に於て明治十年二月(丁丑年正月)禮曹判書徐堂輔は、公文を寺島外務卿に致して、日本國商民携眷の條約違反となる理由を説明し、速に釜山駐在管理官に命じ、家族を召還せられたいと要求した。此事件は日本國政府の誠に意外とするところであつて、同年六月八日付寺島外務卿は、回答書契を以て、修好條規附録原案第二款の削除は、單にその商議の無期延期を意味するに過ぎず、確定事項と見做さるべきではない。且商民の携眷は、修好條規第四款による「彼我人民之權理」に據るもので、使臣の携眷とは全然關係なしと説明した。朝鮮國政府は此新語による解釋に同意し得なかつたであらうが、商民携眷の問題については、之以上追窮するところがなかつた。(註五)

當初日本國政府は、明治九年二月修好條規に於て日韓國交の大本を規定し、六箇月後締結せらるべき修好條規附録に於て、その施行細目を協定すべき豫定であつたが、宮本理事官の交渉に於ては、修好條規に残された重大案件の大半は、暫定取極或は協定期の結果を見るに過ぎなかつた。之がため日本國政府は、依然舊制度の形式に従ひ、釜山駐在管理官より東萊府使を通じて、朝鮮國政府と交渉する外なく、修好條規附録に於ける留保事項の解決を急速にする必要を感じた。

明治十年九月十日、外務大書記官兼代理公使花房義質に、朝鮮國差遣——駐割でないことに注意を要する——を命じ、當時急務とせられた修好條規第五款による開港場二箇所の協定を主とし、その他懸案の解決に當らしめた。その中注意を要するのは、使臣駐京及び上京道路問題で、同年九月二十四日寺島外務卿内訓及び別訓に左の如く見えて居る。

#### 一 公使駐割地之事

使臣ノ駐割スルハ京城タル可キ事勿論ナレドモ、即今朝鮮未京城駐割使臣ノ故ヲ解セズ、且外人ヲ接スルニ慣レザルヨリ、駐京實ニ便利ナラザルヲ見バ、使臣臨機ノ處分ヲ以テ、江華・仁川兩府ノ間 若シ開港ヲ此所ニ定メバ即其所ヲ以テ當分駐留ノ所ト爲ス可シ、但シ京城ニ往來ヲ要スル時ハ、何時モ差支ナキ様定メ置ク可シ。

一 使臣京城ニ駐留スルハ、不要ナリトノ論ハ、各國ノ通例アルヲ説示シ、之ヲ拒ムハ修好ノ意ト

協ハザルヲ論ジ、修好條規ノ明文ニ違ハザラシム可シ。

一 使臣京城へ往來スルノ道路ヲ一定スルノ論ハ、聽容ス可キ事ニ非ズ、然レドモ江華・仁川ノ間ニ公使館ヲ置クコトニ決セバ、兩三年ヲ限り、道筋ヲ定メ置クハ害ナシ。(註六)

本訓令の内容は頗る注意すべきもので、(一) 使臣駐京は、修好條規第二款により、原則として之を承認せしめ、但當分首府に最も近き開港場に駐留するとも差支なしとし、(二) 上京道路も當分一定するも支障なしと規定したもので、朝鮮國政府の反對を考慮し、頗る妥協的性質を有するものである。公使館問題は舊江戸幕府末期、列國公使館設置の過早によつて、江戸人心の不安を惹起し、數次の暴動を経て、一時神奈川居留地に撤退するに至つた經驗により、又上京道路の一定は、朝鮮國內の交通が開けず、使臣が釜山その他より隨意陸路を選択することは、事實上不可能に近い事情を看取し、此協調的態度に出でたのであらう。

花房代理公使は、明治十年九月二十六日東京を出發し、宮本理事官と同一上京道路によつて、同年十一月二十五日京城に到着、京畿中營に入つた。

是より先、朝鮮國政府に於ては、公使駐京に關して懸案未だ解決せず、殊に丙子年十一月十二日付講修官趙寅熙書契に對する回答書契が未だ到着しない間に、日本國政府が慶弔以外の使命を有する公

使を差遣したことを不法となし、その入京を拒絶する論も生じたが、今俄かに國交を阻害することを不利とし、差備譯官釜山辦察官玄昔運に命じて、即日花房代理公使に説明を求めしめるところがあつた。公使は禮曹判書に會見の上、詳細に説明すべしと答へた。翌十一月二十六日公使は、禮曹判書趙寧夏と會見し、外務卿信任狀を手交した。然るに信任狀に公使駐京・上京道路に關して、何等記載するところなく、禮曹判書はその理由を質したが、公使は本件に關して、別に外務卿の命があり、公使より詳細に説明しよう、信任狀には別に記載せられて居ないと答へ、禮曹判書も之を諒として、當日の會見を終つた。(註七)

明治十年十二月一日花房代理公使は、講修官禮曹參判洪祐昌と會見し、その主要任務たる開港場敷定に關して、交渉を開始しようとした。講修官は會見の初、禮曹判書の命を以て、先づ公使駐京・上京道路問題について、宮本理事官と交渉の顛末、竝に外務省・禮曹往復書契の件を述べて、日本國政府の説明を要求した。公使は『修好條規第二款に使臣入京駐留の事を記載せしは、兩國通交の上に無くては叶はぬ個條なればなり、然るに貴國強て之を取除けん御相談あれども、無くて叶はぬ者を消除する譯無之段、曾て宮本大丞の辯解もありしに、其れにても未だ御了解ならぬ位故、幾萬言を費すとても、書面上にては行ぬ事、且書面上にては、辭も廉立候間、本使より懇々申辯すべしとの事に



候』と答へた。講修官は之に満足せず、猶宮本理事官覺書について追窮するところがあつた。公使は之に答へず、講修官が諒解せざるは遺憾であると述べたので、講修官は一轉して、日本國使臣が屢入京するため經費も尠くない、今後は管理官・地方官間にて交渉したしと主張した。公使は本國政府の命令もあり、交渉を地方官に移すことには同意しなかつたが、經費の點には考慮の餘地があることを傳へ、更に長文の覺書を手交して、公使の職務を説明し、日韓兩國が國交新たに成立してより、外交事務漸次繁激を加へ、事件發生毎に使臣を差遣すれば、煩雜と冗費には堪へないに至るであらう、且修好條規第二款の交際事務を慶弔に限ることは不合理である、通商に關する事務と雖も、事重大にして、管理官・地方官間に委任出來ないものが多い、此種の紛議を來した際、公使が駐京すれば、直ちに本國政府を代表し、朝鮮國政府に直接交渉して、解決を促進し得るであらう、更に自今朝鮮半島は、列國環視下に置かれ、特に英・ロシア兩國の如きは、常に鬱陵島・永興灣を窺視しつゝある、故に若し此等の諸國が事を構へ、朝鮮國が重大なる危機に瀕した際、日本國公使が駐京すれば、直ちに關係諸國間に仲裁を試み、禍を未萌に防止し得る。凡そ『百般事故、非駐京直攝、則不可能爲者、不知亦有幾許、若夫疏壅滯伸冤屈、事簡而成務、費省而應機、議事不煩簡牘、遭變不待特使者、唯有公使駐京一事耳、況事變之來不測、而機事不密不成、固非尋常書牘可以辨者、公使要務既如是、則不可

一日不駐京也』と述べた。(註八)

第二回會商は十二月四日館所に於て行はれた。講修官は重ねて公使駐京の問題に言及し、經費の見地よりして、公使駐京に反對し、十二月七日第三回會商の際、又もや公使駐京・上京道路の件に關して再議を要求したので、公使は十二月一日提出の覺書を熟覽せられたしと注意し、最後に『使節往來は政府交通上無くては叶はぬ事務なれば、煩しくとて取消す譯には不相成、費用は幾重にも相談致し、省くる丈は省き候様可致候』と述べ、此討議を打切つた。(註九)

此後講修官は、公使駐京及び上京道路に關して論ずることなく、問題は常に開港場の決定に就て上せられたのであるが、花房代理公使は、本件が未だ朝鮮國政府の諒解するところとならなかつたのを思ひ、十二月十七日に至り、公文を禮曹判書趙寧夏に致して、國際法の見地より、公使駐京の必要及びその職務待遇を説明し、併せて光緒二年清同文館刊星輶指掌萬國公法二部を贈與して、其參考に供した。

修好條規在我兩國間、固醇正公明、未始不據宇內通行公法也、以何知其然、參照星輶指掌、亦足以會其理、該書係清國光緒二年北京同文館版行、說方今宇內各國遵行通使之例規殊詳、其說邦國當有專管外國交際大臣、曰與各國使臣會晤商議、本係總理大臣

○總理各國事務衙門大臣

分內之事、至國君欲將

和約・聯盟・通商・交戰等之事宣示各國、此等文件均由總理大臣繕辦、遇慶弔等事、雖偶有國君自行函致隣邦、亦例應由總理大臣辦理第一卷第八葉其說外國公使與總理大臣會晤、曰總理大臣尋常接見公使有定期外、公使若欲會晤、必須專人面謁、或函請時日、方可以無礙、該大臣政務爲要、遇有緊要事件、以及重任公使、亦可隨時前往、不得限以常格、其說使臣職務古今不同、曰第一卷第十葉昔有遣使他邦、專通慶弔之禮者、自常川通使駐京之例開、則使臣專爲保持兩國和好、護庇本國商民、通報關係本國事件、是以使臣之職守不必專屬一事矣、即是各國現行例規、清國所取裁也、在我兩國、亦既認使臣職務古今不同矣、則往來不可限以交聘事務、又各不可無專管交際事務大臣也、修好條規第二款、互約送駐京使臣、且指定專管交際大臣、加以使臣得與該大臣親接商議之件、可謂於彼三則無復餘蘊矣、而貴國今輒曰、使臣不可駐京、或又將言未有專管交際大臣、問其故、不過言不堪煩不堪費、夫兩國使臣、互相往來駐留者、不爲不煩也、不爲無費也、除煩省費、固我兩國所願、雖然貴政府今稱曰煩曰費者、恐非我所斥言煩與費之實也、繁文褥禮之謂煩、籍之耗焉之謂費、苟其或不然、就禮不得不爲、費不得辭者、而強欲辭之省之、適以蔑如兩國金石之約也、使臣之往來駐留於兩京、固爲重交誼持和好、非如昔日交聘事了即還也、今兩國修好・通商、據字內通行公法、創定條規矣、則舊例古格、革除殆盡、欲各無往來駐留不可得、其既約往來駐留、著爲例典矣、則

是在貴國、爲於禮不得不爲、於費不得辭者、然則煩不可得而除乎、費不可得而省乎、曰否、繁文褥禮固可以除也、籍之耗焉之元費、固可以省也、何言繁文褥禮、曰幣帛也、鹵簿也、贈饋也、華飾也、除是數者、則煩與費顧亦不足憂之、今貴國措其可除可省者而不問、却於不得不爲不得辭之例典、欲強辭且省之、其曰蔑如兩國金石之約、不亦宜哉、以是故我外務卿不敢輕裁覆書、先使宮本大丞再問其如何、而貴國猶似有未悟者、茲重命本使辨晰此意、敢問嗣後兩國使臣往來、薄其幣帛、祛其鹵簿、饋食・館舍、其任其自辨、不煩贈饋、不要華飾、簡便取給、而猶且不免煩與費、則請與聞其說焉、若夫或議及有往來則不可無其禮、幣帛・鹵簿禮也、贈饋・華飾亦禮也、禮既不可廢、煩與費莫由肯省除矣、則我將答而言、幣帛者禮之未行者也、鹵簿者儀之抑末者也、至贈饋・華飾則最其末也、兩國果欲以禮款待使臣、則聖上宜時延見也、大臣宜互往來也、禮待既如是、然而交誼不密、和好不保者、字內各未曾聞有是事、貴政府亦曰禮耳、何必言末儀、況拘煩與費、蔑如兩國金石之約、非萬萬所望也。

之と同時に又公文を以て、公使上京道路一定の不必要と不合理を論じた。曩に外務卿訓令を以て、當分上京道路設定を認められて居るが、花房代理公使は開港に關して、朝鮮國政府の讓歩を得ない間は、我より妥協的態度に出づる必要なしとし、上京道路の件も斷乎として拒否したと云ふ。(註一〇)

明治十年十二月十七日付花房代理公使の覺書は、初期の日韓關係史上特筆に値するものであらう。即ち日韓修好條規が國際法を基準として居るもので、舊時の日韓關係に認められた慣例に依るべからざる事を判然聲明し、同條規第二款に對する判中樞府事申儘初め、朝鮮國關係當局の誤解を正した——必然的に宮本理事官の誤解をも修正する結果となつた——。次に朝鮮國政府の公使駐京の結果、經費膨脹を來すとの主張を駁して、國際間の通義による公使往來のため、要する經費の支出は、獨立國としては當然の義務であると論じ、寧ろ朝鮮國政府の所謂煩費と稱するもの、實體が、全く繁文縟禮の結果に外ならずと斷じ、朝鮮國政府が徒に禮の末節に拘泥するを止め、國際間の通義による儀禮の本義に従ふことを勸告したのは、正に當時の朝鮮官界の通弊を直指したものである。此適切な注意も、宋學の傳統に墨守する以外、何者も理解しようとしなない舊朝鮮の兩班には、全く縁遠いものであつた。彼等は徒に公使の新語を交へた生梗なる漢文の難解に惱まされるのみで、公使の強調する國際間の通義には無關心であつた。禮曹判書趙寧夏は短簡を花房代理公使に致して、その好意を謝し、公使駐京・上京道路は、重ねて商議することあるべしと通告したに過ぎなかつた。(註二)

花房代理公使は、遂に開港問題を達成する能はずして、明治十年十二月二十日京城を退去したが、同月二十七日禮曹判書趙寧夏は、書契を寺島外務卿に致して、公使駐京及び上京道路一定に關する宮

本理事官覺書を、修好條規附録に追加せんことを要求し、之に關する丙子年十一月十二日講修官趙寅熙書契に對する回答を求めた。日本國外務當局は明治十一年四月二十六日寺島外務卿書契を以て、再び花房代理公使覺書を要約して、懇切に公使駐京の理論的及び實際的理由を説明し、併せて上京道路一定の不合理と不便を論斷したのである。(註三)

公使駐劄と同時に問題となつたのは、國書式特に國書に記載さるべき元首の尊號である。元來日本國は皇帝陛下、朝鮮國は國王殿下を稱し、兩者の間に權衡を失する嫌があり、既に明治元年以來日韓國交の危機も、尊號問題が一原因となつて居る。明治九年二月、日韓修好條規に於ては、之等の紛糾を避けるため、條約文にては、兩國政府或は朝廷を以て稱し、元首の尊號を兩國公文書に用ひないことに諒解が成立したが、明治九年六月二十八日付宮本理事官に對する寺島外務卿信任狀に、「我皇帝陛下」の尊號が二處に見えたため、禮曹判書金尙鉉は協定違反となし、詰問するところがあつた。理事官は之を釋明して、既に同年六月朝鮮國修信使金綺秀來朝の際、その書契に朝鮮國王を稱して、聖上として居るため、日本國外務當局は協議の上、皇帝陛下の尊號を用ひたのである、實際問題として、書契中元首の尊號を全然省略することは、實行困難であると述べた。講修官は之を諒として、議政府に稟申の上、明治九年八月二十三日、今後兩國書契に元首の尊號を記載する場合には、日本國元

首を「皇上」、朝鮮國元首を「聖上」と稱することを提議した。「大抵皇帝陛下之稱、秦漢以來、臣子上書於其帝而稱之、未有隣國往復以此稱之也、公（宮本理事官）亦觀古史、則可以知之矣、嗣後則不得不用位號處、貴國則只稱皇上、我國只稱聖上甚宜、以此改定如何」と。理事官は講修官の言を以て道理あるものとし、本國政府に請訓を約した。ついで修好條規附録調印の日、講修官は信函を理事官に致して、兩國間の往復公文書については、明治九年二月江華府會商、竝に今次會商の結果を基準とした書契式を協定せん事を提議した。其文に『兩國交聘勿煩國書、只自兩政府及外務省・禮曹、隨其事之大小、互相書契奉有、公之今春酬酢、往使來使、竝用此式、須有現定文字、方可永遵母替』とあり、文義稍明確を缺くため、理事官初め單に國書往復を辭謝するものと解釋し、書契式の一定に想到せず、従つて回答を與へなかつたもの、如くである。而して國書式及び元首の尊號は、公使駐劄問題と同時に解決せらるべき筈であつた。（註一三）

公使駐京問題解決の曙光を認めたのは、明治十三年である。其第一步は花房代理公使の辨理公使陞任である。明治九年二月判中樞府事申儘・宮本外務大丞間の協定により、日本國より差遣する使節は、外務卿の信任狀を携帶する代理公使に内定して居たのであるが、今や修好條規締結後四年を経た上、花房代理公使も久しく四等官（奏任）に止め置くことが出来ない事情にあり、遂に明治十三年四月十七

日辨理公使（三等官勅任）に任じ、朝鮮國差遣（駐劄ではない）を命じた。辨理公使には親署の信任狀（國書）を附する例であり、従うて當該國元首に謁見、親しく捧呈するの義務を負うて居る。

花房辨理公使の赴任に先じ、明治十三年八月朝鮮國修信使禮曹參議金弘集が來朝した。明治九年第一回修信使の例によつて、明治天皇は修信使を引見あらせられ、又延邊館にて宴享を賜はつた。外務卿井上馨は花房公使を接伴委員として、朝鮮國外交の將來について懇々注意し、又在東京清國公使館參贊官黃遵憲よりも極東の政情を説明し、朝鮮國政府當局に戒告するところがあつた。（註一四）の歸朝復命の効果もあつて、朝鮮國政府の對日外交も徐々ながら緩和の徴があつた。

明治十三年十一月二十四日花房辨理公使の出發に臨み、外務卿井上馨は訓令を授け、公使駐京に於いては、左の如く注意するところがあつた。

漢城ニ公使館ヲ設立スルハ、彼ノ最モ所忌ナルヲ以テ、明治九年我が理事官、修好條規附録ヲ講定スルニ方リ、一應發論シテ中止シタルナレドモ、到底不可已事ニ付、本年再ビ此議ヲ起シ、租ヲ定メテ、地基ヲ借り或ハ家租ヲ定メテ、家屋ヲ借ルカ、兩様中ニ就テ談判スベシ、尤仁川開港ノ議決スルニ於テハ、尙數年間ハ公使モ同所ニ駐留スルトモ可ナリ、故ニ本件ハ仁川開港ノ事ト連接シテ、緩急時宜ニ從フ可シ。（註一五）

花房辨理公使一行は、明治十三年十二月十七日に京城に到着、翌十八日公文を禮曹判書に送り、その國書を捧持するを以て、國王に謁見、親しく捧呈すべく、其期日を指定せられたいと請求し、且その譯文謄本をも交付した。

是より先朝鮮國政府に於ては、國書捧呈・仁川開港に關して議論沸騰し、交渉の衝に當るべき禮曹判書金炳始は十二月十五日職を罷め、趙寧夏を以て代へたが、除拜後三日を経ても肅拜せず、同十八日許遞せられ、尹滋承が禮曹判書に拜せられた。禮曹參判も亦十三日を以て更迭し、前吏曹參議金弘集を以て之に任じ、超えて十五日講修兼伴接官に、監察李祖淵を郎應に差下した。金弘集は即日疏辭したが、許されなかつた。(註一六)

朝鮮國政府部内に於て、國書問題に關して難色あるものは、頑迷な舊式政治家を除き、國書そのものの受理ではなく、回答國書の形式にあつた。國書には大日本國大皇帝、大朝鮮國大王と記載せられて居るが、此尊號については最早異論なく、自ら國王と稱して、皇帝に書を奉ずるを忌むのみである。十二月二十一日李太王は、領敦寧府事洪淳穆・領中樞府事韓啓源・領議政李最應・禮曹判書尹滋承・參議金元性を召見して、國書受否を議した際に、洪淳穆が、『其國書措辭恭遜、捧納固非難、而將欲回答、則不無窒碍處矣』と述べたのは、此意味に外ならない。此日の御前會議は何等決するところなく、

明二十三日禮曹判書交渉の結果に待つことゝなつた。(註一七)

十二月二十二日禮曹判書尹滋承は、參判金弘集・郎應李祖淵・差備譯官崇祿玄昔運を従へて、花房公使の館所清水館を訪問し、外務七等屬荒川德滋の通譯を以て交渉に入つた。尹滋承は先づ修好條規締結の際、明治九年二月江華府會商により、使臣は代理公使、書契は禮曹對外務省とすべき諒解が成立せるにも拘はらず、今次辨理公使に國書を附して差遣せられた理由を詰問した。公使答へて云ふ、『貴論の如く、大事は政府(議政府)と政府(太政官)、小事は禮曹判書と外務卿と往復し、公使は三等(代理)公使と申事は、宮本へ御談ありたる貴政府の意なれども、我政府にては御同意致さず、故に約定は無之候、且御詳知之通、我國近來外交を重じ、歐美(米)各國と互に國書往來、使節の駐劄ある者十數國に及び候、貴國と吾國との如きは、數百年來通信の國と稱し、政教風俗略相同しく、境最近きに居りながら、未だ此例も開けず、其交遠方異俗の邦にも及ばず、爲に他邦の侮を受ける者なきに非ず、吾主上には深く此義に叡慮を軫され候て、此度敢て國書を修し、下官に辨理公使として、貴國に駐劄被命候儀に有之、貴國主上にも定て此意を同くせらるべしとは、吾主上の深く信じ思召さるゝ處に候何卒速に奏問を遂られ、聖慮御候ひ相成度事に候』と。尹滋承は日本國の厚意は諒せざるにあらずとも、國書往來は重大事件にして、之を政府に報告し、充分協議を経た後、諾否を決すべしと述

べ、當日の會見を終つた。(註一八)

朝鮮國政府に於ては、禮曹判書の報告を得て、遂に日本國書を受理するに決し、その儀註は國朝五禮儀を基準として、適宜に修正することとし、ついで日官韓應翼に命じて、日子を擇ばしめ、庚寅年十一月二十六日巽時(明治十三年十二月二十七日)に決した。十二月二十三日には、差備譯官崇祿吳致默を館所に遣して、國書接受の廟議確定を傳達せしめた。(註一九)

國王謁見國書捧呈の事決するや、花房公使は直ちに儀註を講定せんがため、禮曹判書に會見を求めたが、明治九年八月一日宮本理事官謁見の例による事として、差備譯官・伴接官共に公使の要求を重要視しなかつたが、十二月二十五日差備譯官玄昔運來訪の際、公使より強硬に主張したため、玄昔運は禮曹の儀註案を内示した。公使が之を見るに國際間の慣例に反し、又日本國宮廷儀式にも合せず、『使以下跪伏四拜』等の文字數箇所もあつたので、公使は即刻その不當箇所を修正し、禮は三進三退の六揖に止まり、國書は必ず國王に親しく捧呈せざるべからざるを強調し、又即夜通譯官荒川七等屬を講修兼伴接官金弘集邸に遣し、之を注意せしめた。(註二〇)

日本國公使の主張は、朝鮮國政府に於て尠からず論議せられたものゝ如く、十二月二十六日に至り伴接官は來訪して儀註節略を提示した。

國書香亭子盛安 操辦我人舉行

公使乗四人轎陪行、至闕門外、香亭子由正門入、公使下轎於月臺下、由西挾門入、巡查落留於闕門外軍幟、國書到闕門外、公使奉傳於禮官、禮官奉詣于殿内、後引儀引公使就拜位、公使行禮而立、承旨宣教、延客使陞殿、通事跪俯伏、與引公使、由西偏階入、詣前楹間行禮、主上問貴國主上、問勞公使訖、行禮却行。

此儀註は簡に失し、要を得ないため、多くの説明と討論を要した。その第一は國書を公使自身捧持せずして、香亭子に奉安し、公使は正門を避け、西挾門より出入する事である。伴接官は通文館志を引いて、香亭子の性質を説明し、清國勅使の禮式亦かくの如しと陳べたため、之に同意し、闕門内禮官たる禮曹郎廳の國書捧持も多く異議なく決したが、但禮官先づ殿内に入つて國書を奉安し、公使は階下に止まつて拜禮するは甚だ不當であつて、公使は國書を奉せる禮官の直後に従ひ、國書は正階を進めば公使は西階より陞り、公使面前に於て、國王が國書を披見せられるやう、儀註の修正を要求した。伴接官は頗る難色があつたが、再議を約して去つた。(註二一)

明治十三年十二月二十七日は謁見式舉行の日である。當日拂曉、差備堂下譯官高永喜、荒川七等屬を訪ひ、謁見儀註は公使の主張概ね容れられたるを以て、伴接官は後刻來訪すべしと報じた。花房辨

理公使以下大禮服を著用して、準備を整へ、巽時(午前八時)出發を待つたが、伴接官は未だ見えない。九時過ぎて伴接官來訪、倉皇出門を促した。依つて儀註について質すに、伴接官は唯國王の聖慮によつて決するもので、今確答し得ないと云ふ。公使は頗る不快に感じ、伴接官と論ずるところがあつたが、遂に要を得ず、空しく時間を過すことが出来ないで、遂に閤門内儀註が若しその主張に反すれば、唯國書捧呈を中止すべしと放言して行に上つた。其函簿は禮曹より出給した儀仗の外に、公使乗艦天城より分派せられた儀仗水兵二九名を先頭に、國書を奉安せる香亭子は、外務省巡查三名に護衛せられて之に續き、次に公使の乗輿は二名の巡查に護られて之に従つた。隨員は或は轎、或は乗馬にて之に續いた。昌德宮敦化門に到つて、儀仗を撤し、儀仗水兵は天皇禮式を以て、國書の正門に入るを送つた。公使は隨員と共に敦化門にて下乗し、徒歩門内に進入し、肅章門にて隨員を撤し、公使は通譯官荒川屬を從へて、國書に従ひ協和門外に到るや、禮官來つて、國書を捧持せん事を請うた。公使はその公使と同行すべきやを質し、禮官之を首肯したので、香亭子より取つて國書を之に付し、公使は引儀に導かれ國書に陪して、重熙堂に達した。

當日國王は定刻、翼善冠・袞龍袍を具して重熙堂に御し、明治九年八月一日宮本理事官謁見時の例に倣ひ、領敦寧府事洪淳穆・奉朝賀姜洸・領中樞府事韓啓源・領議政李最應(左議政金炳國疾により

不參)を入侍せしめられた。既にして伴接官禮曹參判金弘集に、日本國辦理公使入侍を命ずるや、禮官は先づ國書を捧持して重熙堂正階を陞り、花房公使は荒川屬を從へて、國書に一步後れ、西階を陞り、西挾門楹内に立ち、ついで伴接官王命を以て進前を促すに及び、楹内に於て第一揖を行ひ、進んで御座を正面に望み、約三メートルにして第二揖を行つた。此時禮官進んで國書を御座前の几上に安じた。公使は更に閤を超えて、御座の前二メートル許の所に於て第三揖を行ふ。之が參入の時の三揖である。此時「國王親から立て、國書を袋より出し、案上に置いて、先づ原文を見終り、次に譯文を給ふ、其間傍人と小話し、御諱・御璽等之處は、別に意を注がるゝ趣あり」。國書に云ふ。

#### 大日本國大皇帝

敬白大朝鮮國大王、曩爲敦兩國交誼商當行事務、簡派代理公使花房義質、義質往來貴國、已有年所、能贊兩國之好、朕器重之、仍陞任辦理公使、駐劄貴國京城、以掌辨交涉事宜、義質爲人忠篤精敏、匪勉從事、朕克知其堪任、冀大王幸垂寵眷、時賜陞見、朕之所命陳述善爲聽納、以盡其職、茲祈大王多福。

神武天皇即位紀元二千五百四十年明治十三年十一月八日 於東京宮中親署名鈐璽。

#### 御諱國璽

奉勅 外務卿 正四位勳一等 井上馨 (印)

國王教して曰く、『貴國主上萬安に在らせらるゝや』と。次いで『公使遠路安寧渡航ありしや』と勞問せらる。公使拜謝し、次に頌詞を奏した。

使臣花房義質

面奏、金石之約久彌堅、乃創置駐劄使員、茲奉國書謹進呈、更期親睦於永延、并頌實祚無疆。

終つて之を荒川七等屬より、差備譯官玄昔運に授け、玄昔運より承政院都承旨趙同熙を経て御覽に供した。國王披閱、公使を見て點頭、伴接官に命じて公使を退出せしめらる。公使その座にて一揖、闔外に於て再揖、極内に退いて三揖を行つた。是を以て退出時の三揖、合して六揖とする。國王命じて、肅章門外幄内に於て酒菓を賜ふ。公使は昌德宮を出て、領議政李最應に會見し、更に禮曹に於ける下船宴に臨席した。禮曹三堂上を初め六曹堂上陪席し、奏樂酒を行ひ、盛儀を極めた。但堂内雜沓甚だしく、雜入庭上に喧騒し、禮堂怒號叱咤の状は、舊と變るところがなかつたと云ふ。(註二二)

かくして紀念すべき明治十三年十二月二十七日の謁見式は終つた。朝鮮國王が國際間の通義に基づき、海外使臣を引見したことの嚆矢である。花房公使は本件を以て特に重要視し、翌二十八日井上外務卿に報告して、『右(謁見)は兩國親有之事件にて、且各國注目之際に付、甚苦心罷在候處、意外早速

順成に至り、駐劄論を併せて結局候儀、時勢然らしむる所とは乍中、御誠意之貫徹する所と恭賀之至に不堪候』と述べて居る。(註二三)

花房公使が、謁見式と公使駐京を關連せしめて居るのは、朝鮮國王に捧呈した頌詞にも見えて居るが、前者が國際間の通義なるを以て、その圓滿解決は、自然後者の解決に導くとの見地によつたものであらう。形式的に何等公文書の交換を見なかつたけれども、朝鮮國政府は、今後日本國公使が、長期に互つて、京城西大門外清水館(舊京畿中營)に國旗を掲げて、滞在することを默認し、その任務が國家慶弔以外通商事務に關涉することも、暗黙裡に承認した。けれども之は日本國政府の要求の正當なるを認めた結果ではない。春秋の古法『待夷狄之道、順其性』に倣ひ、倭使駐京の久暫其意に任じ、速かに還發を促して、事端を畔くべからずと云ふ意味に過ぎないのである。(註二四)

公使駐京問題は、かくして變態的ながら解決したが、家族同伴及び内地旅行の特權に至つては、その解決は更に遅延した。明治十五年壬午變亂善後の一として、同年八月三十日花房辨理公使、全權大臣李裕元・副官金弘集間に調印せられた日韓修好條規續約第二條に、『任聽日本國公使・領事及其隨員・眷從、遊歷朝鮮内地各處事、指定遊歷地方、由禮曹給照、地方官勘照護送』と規定するに依つて、解決を告げたものである。(註二五)



- (註一) 宮本大承朝鮮理事始末卷四明治九年八月二十四日講修官ヨリ出シタル口上書、日使文字卷一丙子。
- (註二) 宮本大承朝鮮理事始末卷四宮本理事官歸朝後禮曹判書及講修官ヨリ照會、倭使日記卷五丙子年七月十日。
- (註三) 宮本大承朝鮮理事始末卷四宮本理事官ヨリ講修官へ回答。
- (註四) 宮本大承朝鮮理事始末卷四朝鮮國議政府堂上趙寅熙ヨリ再回答。
- (註五) 善隣始末卷三、同文彙考附編續通商一。
- (註六) 善隣始末卷四。
- (註七) 明治十一年二月花房代理公使復命概略草案、倭使日記卷六丁卯年十月二十二日・二十三日。
- (註八) 明治十一年二月花房代理公使復命概略・公使入京駐留一件、善隣始末卷四、倭使日記卷六丁卯年十二月二十七日。
- (註九) 公使入京駐留一件、倭使日記卷六丁卯年十二月三十日。
- (註一〇) 善隣始末卷四、日使文字卷二丁丑。
- (註一一) 日使文字卷二丁丑。
- (註一二) 善隣始末卷四、日使文字卷二丁丑。
- (註一三) 善隣始末卷三、倭使日記卷四丙子年六月二十七日・卷五丙子年七月五日。
- (註一四) 善隣始末卷五、同文彙考附編續信行別單。
- (註一五) 善隣始末卷五。
- (註一六) 承政院日記光緒六年十一月十一日・十二日・十四日・十七日。
- (註一七) 承政院日記光緒六年十一月二十日。
- (註一八) 明治十三年辦理公使朝鮮事務撮要 圖書捧呈。

- (註一九) 承政院日記光緒六年十二月二十二日・二十四日、倭使日記卷一四庚辰年十二月二十二日・二十三日・二十四日。
- (註二〇) 明治十三年辦理公使朝鮮事務撮要圖書捧呈、倭使日記卷一四庚辰年十一月二十五日。
- (註二一) 明治十三年辦理公使朝鮮事務撮要圖書捧呈、倭使日記卷一四庚辰年十一月二十五日。猶此儀註について、花房辦理公使は、明治六年六月二十九日、特命全權大使副島種臣の北京に於て清穆宗に謁見した際、協定せられた儀註を參考として、修正したものである。従つて公使が鞠躬禮を行ふに當り、ヨーロッパ諸國の宮廷禮式に於て見るが如く、國王の起立を條件としなかつた。此事については拙稿「清同治朝列國公使の觀見(青丘學叢第六號所載)參照。
- (註二二) 明治十三年辦理公使朝鮮事務撮要圖書捧呈、承政院日記光緒六年十一月二十六日、倭使日記卷一四庚辰年十一月二十六日。
- (註二三) 明治十三年辦理公使朝鮮事務撮要。
- (註二四) 承政院日記光緒六年十一月二十日。
- (註二五) 舊條約彙纂卷三(朝鮮)二四―二六頁。

### 第一章 日韓通商章程の締結

#### 第三六 日韓貿易暫定取極

明治九年二月江華府會商に於て、日本國全權は通商問題について、何等發議しなかつたが、朝鮮國接見大官申權・接見副官尹滋承は往時の公私貿易の經驗によつて、此問題を等閑視する能はず、三月十九日日本國全權部隨員外務大丞宮本小一を招致して、修好條規原案に六箇條より成る追加條件を附せられるやう要望した。(第二七參照)その大半は通商に關するものである。

- 一 朝鮮國在留日本人に常平錢(葉錢)の使用を禁ずること。
- 二 米穀の輸出入を禁止すること。
- 三 貿易はバーター制による。及び朝鮮商民に前貸を行ふことを禁ずること。
- 四 阿片輸入を禁止すること。

宮本外務大丞は一々その實行の可能と否を説明した。一については『常平錢を日本人民使用する能はざる時は、日本人朝鮮に在て、菓物一顆煙草一斤を買入ること能はざる譯に相成、寛裕貿易を許

したる詮なき事にて、決して行はれざる事なり』、二については『米穀の事は假令貴國より輸出を禁ずるとも、輸入は禁ずるに及ぶまじ、貴國饑饉の時は、我國より米穀輸入自由に候得ば、貴國人民餓孚を免れ候理なり、然れば此條も不用なり』、三については『物を以て物に易ゆるは、古風の貿易法にて、方今各國にても更に用ひざる法なり、則寛裕貿易とはかやうの事に規則を用ひざる事なり』と説明し、四については『阿片は我國外國條約中既に嚴禁中のものなり』として、同意を表した。尙宮本外務大丞は此種の通商問題については、六箇月後來着すべき委員と商議せられるやう希望した。(註一)

既にして明治九年二月二十六日日韓修好條規成るや、その第一款に『兩國既に通好を経たれば、別に通商章程を設立し、兩國商民の便利を與ふべし、且現今議立せる各款中、更に細目を補添して、以て遵照に便にすべき條件共、自今六箇月を過ずして、兩國別に委員を命じ、朝鮮國京城又は江華府に會して商議定立せん』と規定せられた。(註二)

日韓修好條規締結のため、黒田・井上兩全權を初め外務省の有力者が、對州・朝鮮の實地を視察する機會を得たことは決して無益でなかつた。彼等は朝鮮が豫想外に貧弱な一小國であることを認識した。日韓貿易も舊對州藩吏によつて著しく誇張せられて居るが、朝鮮よりの輸入は年額約二五〇、〇〇〇圓、朝鮮國への輸出僅かに約一五〇、〇〇〇圓内外に過ぎず、米穀・大豆等の大量輸入を除けば、

輸出入共に見るに足るものがない。日韓貿易は畢竟對州貿易であることは、江戸時代に異なるところがない。此等の點を考慮して、將來の日韓通商章程は、對州住民の生活を維持することに重きを置き、當分現狀維持を可とし、兩全權より太政大臣に上申した。

明治九年六月、日韓修好條規附錄竝に日韓通商章程協定の命を帯びて、宮本外務大丞差遣に決定するや、六月三日外務卿寺島宗則は、日韓通商章程協定の方針について、左の如く伺を太政大臣に進達し、六月十九日「伺之通」たるべき旨指令せられた。

元來宗氏廢藩後ハ、別紙丙號輸出入表ノ如キ微々タル貿易ニ有之、貧困無産ノ朝鮮國向來貿易催進ノ目的難相立候、加之目今迄ハ、對州人民ニ限り專貿易ヲ許シ有之候得共、向後ハ日本全國ノ人民何レノ港ヨリ發船シテ彼國ヘ往キ、彼國ヨリ歸船シテ、我何レノ港ニ入ルモ隨意ノ事ニ相成候得バ、收税スルノ場所難相立ト存候、且輸出税ハ各國貿易品スラ是ヲ廢止シテ、我作業ヲ催進セント欲スル時勢ニ付、朝鮮輸出税ハ今日ヨリ無論ニ之ヲ徵セズ、彼國ヨリ輸入シ來ル物品ト雖、少數且多クハ實用品ニテ、國害トナルベキ物品無之候條、是亦數年ノ後迄無税ニ差定メラレ、曾テ黒田・井上兩大臣獻言ノ趣意御採用相成候方可然ト存候、尤右ノ外對州人民同州所産ノ米麥ニテハ不足ニテ、年々支給ニ差闕候趣ニ付、宗氏公貿易ノ例ニ倣ヒ、數年間日本銅錫等ヲ以、彼ノ

木綿米ニ交換スルノ道ヲ開キ、對州人民ノ困迫ヲ救度ト存候。○上(註三) 下略

外務卿の意見上申に基き、太政官に於ては、更に外務省に宮本理事官に賦與すべき太政大臣訓令案及び通商章程案の起案を命じた。明治九年六月二十八日太政大臣訓令中、通商章程に關する分は左の如くである。

一 貿易ノ催進ヲ要スル爲、彼我共ニ輸出入税ヲ徵スルナシ、是通商章程中ノ要旨ナリ、然レドモ朝鮮政府強テ收税法ヲ今ヨリ起サント欲シ、是ヲ肯諾セザレバ、談判一決ニ至ル能ハザル時ハ、朝鮮ヘ輸入品税ヲ從價五分ヲ以肯諾シ、是レニ從ツテ、收税法ノ一款ヲ通商章程中ニ加ヘテ事ヲ議スベシ。

一 貿易規則中左ノ一款ヲ加フベシ、進口出口ノ手數ヲ謝スル爲、左ニ掲グル港金ヲ日本船主ヨリ朝鮮官廳ヘ納ムベシ。

一 連桅橋ノ商舶及蒸氣商船 金五圓

本船附屬ノ小艇ヲ除ク

一 獨木橋船 金二圓

貨物五百石以上ヲ載セ得ベキ船

一 同

金一圓五十錢

貨物五百石ヲ載セ得ザル船

日本政府ニ屬スル諸官船ハ港金ヲ出コトナシ。

一 彼國ヨリ米麥ヲ輸出スルヲ禁止セント乞フ時ハ是ヲ許シ、對州人民年來朝鮮米ヲ食用トスル便利ヲ失ハザラシメン爲メ、彼承諾スルナラバ、公貿易ニ似タル交通ノ方法ヲ試ムベシ。(註四)

宮本理事官は明治九年七月、軍艦淺間に搭乗して江華に向ふ途、嚴原及び釜山に滞在し、長崎縣嚴原支應勤務長崎縣權大屬山崎忍之助・在釜山公館長代理外務權中屬山之城祐長等に就いて、日韓貿易の現況を詳細に調査し、對韓交渉の參考とした。(註五)

明治九年八月五日、宮本理事官が朝鮮國講修官趙寅熙と會見して、日韓修好條規附錄及び日韓通商章程の商議を開始するや、理事官は『貿易章程の方御分り易かるべしと存するに付、先づ之を御話し致すべし』と述べ、通商章程案を提示して逐條説明した。(註六)

第一則 朝鮮國議定ノ貿易諸港へ日本商船(政府ニ屬スル軍艦又ハ運送船ヲ除ク)入口スル時ハ、三日ノ間ニ船主又ハ船長ヨリ、朝鮮官廳へ日本人民管理官ヨリ發給シタル證書ヲ呈スベシ。

此證書ハ船主ヨリ日本船籍・航海公證ノ類ヲ港内碇泊中、管理官へ交付シ、管理官之ヲ接受シ

タル旨ヲ證スル爲ニ與ヘシ書ナリ。

管理官之ヲ接受シタル旨ヲ證スル爲ニ與ヘシ書ナリ。

且其者ヨリ其船ノ記録ヲ呈スベシ。

此記録ハ船名・發船ノ地名・船ノ噸數石數・船長ノ姓名・乗組人數・旅客ノ姓名ヲ日本文ヲ以て詳記シ、船長鈐印シタルモノ也。

同時ニ其船ニ裝載シタル貨物ノ報單及一船準備品ノ記録ヲモ呈スベシ。

此裝載貨物ノ報單ハ、貨物ノ名或ハ其物質ノ實名、貨主ノ姓名、貨物ノ斤量・丈尺・記號・番號(之アル貨物ニ限ル)ヲ、日本文ヲ以て、詳細開明シタルモノ也。

第二則 進口船貨ヲ記載セント欲スル時ハ、船主又ハ貨主ヨリ、其貨物ノ名及元價・斤量・箇數ヲ日本文ヲ以て詳記シタル願書ヲ、朝鮮官廳へ呈スベシ、官廳ハ速ニ卸貨准單ヲ發給スベシ。

第三則 第二則ノ准聽ヲ得タル後、貨主ハ其貨物ヲ起載スベシ、朝鮮官廳ニテ其貨物ヲ驗明セント欲スル時ハ、貨主是レヲ拒ムヲ得ズ。

第四則 朝鮮ヨリ出口セント欲スル貨物ハ、落貨ノ船名並其貨物ノ名數ヲ、第二則進口貨報單ノ式ニ倣ヒ、願書ヲ貨主ヨリ官廳ニ呈スベシ、官廳ハ速ニ是レヲ許可シ、且貨物ヲ驗査セント欲スル

時ハ、貨主是ヲ拒ムコトナシ。

第五則 船上所用ノ雜物(米糧ノ類)ハ、輸出違禁ニ係ル物品アリト雖モ、數目ヲ約計シ、備儲スルヲ得ベシ。

第六則 日本商船出口セント欲スル時ハ、其前日ノ午前朝鮮官廳へ報告スベシ、官廳報告ヲ得バ、曩日船主驗呈セシ管理官ノ證書ヲ還付シ、且出口准單ヲ發給スベシ。

日本ノ郵便船ハ成規ノ時限ヲ用ヒズ、官廳ニ報知シテ、出入スルヲ得ベシ。

第七則 左ニ掲グル各物件ハ進口ヲ禁ズベシ。

物名 阿片 吸煙用

第八則 朝鮮政府及其人民議定シタル貿易港ノ外、他ノ別港へ各物件ヲ運輸セント欲スル時ハ、日本商船ヲ雇賃シ得ベシ。

第九則 朝鮮國ヲイテ議定シタル各港ノ外、他ノ港岸ニ往テ、密ニ賣買スル日本商船アラバ、其貨物及賣買ヨリ得タル錢數ヲ併セテ、朝鮮政府へ没入スベシ。

第十則 此規則ハ嗣後貿易ノ形況ニ從ヒ、何時ニテモ雙方ノ委員其事情ヲ酌量シテ相會議シ、改正増補スルヲ得ベシ。(註七)

宮本理事官は貿易規則の説明に當り、従前の慣行を成文化した程度であることを特に力説したが、講修官は理事官の説明を聴取して、政府に請訓すべしと述べたに過ぎなかつた。

明治九年八月七日第二回會商に於て、講修官趙寅熙は覺書を以て、『貿易規則自第一則止第九則、并可依講本』と聲明し、原則として同意を表明した。修好條規附録の難航に比して、之は極めて簡單に成立したものである。(註八)

通商章程締結に當つて、日本國政府が特に重要視した輸出入税に至つては、朝鮮國政府に於て當初輸出入税を賦課することを考慮せず、講修官も發言しなかつたため、問題とならなかつた。又對州人民の食糧たる米及び雜穀の便宜的輸出法に至つては、宮本理事官は左の理由を以て、自發的に提議を斷念した。

訓條中ニ、彼國ヨリ米麥輸出スルヲ禁止セント乞フ時ハ之ヲ許シ、對州人民年來朝鮮米ヲ食用ト爲ス便利ヲ失ハザラシメン爲メ、彼レ承諾セバ、公貿易ニ似タル變通ノ方法ヲ試ム可シト有リ、右ハ現今對州ノ形況取調ノ爲メ、於嚴原長崎縣支廳出張ノ權大屬山崎忍之助ニ面議シ、彼ノ意見書ヲ得テ熟考スルニ、近ゴロ數年間朝鮮米ヲ仰ガズシテ、食糧ニ窮セザル方法モ粗整備シタルバ、自今朝鮮米ヲ緊要トシテ求メザル旨、別紙丁號<sup>〇</sup>別ノ如シ、且既ニ條約面歲遣船等ノ事ヲ

革除ス云々トアレバ、此米銅交換法ハ即チ公貿易ノ純粹ナル者ニ付、之ヲ沿襲スルトキハ、他ノ舊弊革除ノ方ヲ失フノミナラズ、政府銅ノ專賣ヲ爲シ、人民自由ノ賣買ヲ許サザル等、多少不難ノ影響ヲ生ズレバ、我ヨリハ進ンデ此事ニ議及セズ、彼ヨリモ公貿易ヲ爲ザレバ、大ニ事端ヲ省クトノ旨ヲ語リシコトモ有リ、彼レ敢テ舊章ヲ顧戀セザル様子ニ付、遂ニ談判ニ及バズシテ止メタリ。(註九)

かくして日韓貿易規則は宮本理事官・講修官間に整理せられて、明治九年八月二十四日(丙子年七月六日)修好條規附録と同時に調印せられた。其全文一則より成り、原案に比して一箇條を増加して居るが、實質的の相違を見ない。尙同日理事官・講修官は左の公文を往復して、日韓貿易の舊弊を革除すること、及び輸出入税は賦課しないことを協定した。

逕啓者、貴國與我邦、古來好交、其爲貿易也、宗氏與貴政府爲之、不准人民各自通商、加之貴政府中年以各色貨物貿易、例准聽官吏自營、慣習如令、弊端漸滋、今新約協立、據第九款、兩國人民貿易、主歸寬裕弘通、則是等弊竇、宜速革除、其我人民所輸送于貴國之各物件、我海關不課輸出税、且我人民將貴國各物産、輸送我内地來、亦數年間不課輸入税、此事是係我政府内議決定、蓋寬裕至此者無他、貿易大旨、素自在使兩國人民、有無相通、長短相補、以利用厚生矣、然竊察

貴國現今情形、鎖閉纒解、禁網始開、料當人民交通、未可頓至親密、貿易互市、難急期繁盛、察時酌宜、則兩國政府之所最當注意保護要件、務當協議創立、而爲妨害障礙之事項、則不可不速去除、若夫相胥貌視、互爲苟合、是有通交之名、而無其實、故今揭條件、以爲後來證左。

一 從前貴國准行貿易者、限爲數名、除商譯都中及經允商民之外、他人不得復行之、嗣後宜寬裕、使人人得行之、且其或限制數量、或甲止販某貨、乙不得買某物等、其所爲類似權酷者、宜阻絕莫復行。

一 朝鮮人民與日本人民買賣貨物、不要每回照數必稟報朝鮮政府官、如欲知其出入物品多寡、則閱海關出入報單而足矣、不須復煩人民。

一 兩國人民、互相貿易、則要保護催進之、不宜無派員、其派員入有俸給、出有法度、足以養廉飭行、不可使之肆求索人民、若夫隱誘窘迫、貪賂無厭、則妨碍商路不測、故政府須速戒飭、以塞弊端、若夫證據分明、奸狀敗露者、政府須任其責、以爲處分。

一 設海關定稅額、約束兩國人民以徵收、是爲公稅、而今特有進口船公稅之一、則若其進口貨物入内地之時、出口貨物出内地之時、要路關隘、設立權酷市場、以陰徵諸種稅餉、或關吏托其點檢之勞、以納賄等、皆是公許貿易、而實沮抑之也、故自今斷然廢撤罷革、不須開弊竇。

右數款係條約附録内當載緊要條件、而至公布之人民、則有未可者、故刪去之、別錄交付、以相約

東、而其權理則不異附錄、爲此崑湧、併祈時祉、敬具。

明治九年八月二十四日

日本國理事官外務大丞 宮本小一（印）

朝鮮國講修官議政府堂上 趙寅熙閣下

奉覆者、貴示兩冊子、其一新立通商規制、務歸寬裕、官吏之營私討索、商譯之專利權酷、一切革除、及人民買賣、不要每回照數、貨物出入、特許數年免稅也、其一兩國漂民救恤、經費會計追償、及漂民留連雇賃力役、控除應償、而其所剩餘保護還業等項也、各件一一照領、益歎貴意務在交便兩國民人纖悉具備、惟當依此施行、永遵章程、茲庸回覆、敬冀照亮。

丙子七月初六日

講修官議政府堂上 趙 寅 熙（印）

大日本國理事官外務大丞 宮本小一閣下（註一〇）

日韓貿易規則は、明治九年八月二十四日（丙子年七月六日）調印、即日效力を發生したが、その實施には尙多少の準備を必要とした。特に此貿易規則は當分釜山に限り、施行せられる豫定であつたの

で、日韓修好條規第四款・第八款に基き領事を駐在せしめ、朝鮮國當該官憲と協議せしめる必要があつた。

明治九年十一月十三日、政府は外務省七等出仕近藤眞鋤を管理官となし、釜山駐在を命じた。領事に任命せず、管理官の舊名を踏襲したのは、新例を開き、兩國間に摩擦を生ずることを避ける用意によるものであらう。尙寺島外務卿は明治九年十一月十三日管理官の職務の詳細を訓令したが、日韓通商に關係ある條項は左の通りである。

三 管理官ハ東萊府伯ト對等ノ者ト心得ベシ、公事ヲ議シ、或ハ文書往復等、總テ彼ヘ對シ照會シ、日常瑣末ニ涉ル件、一々府伯ニ會晤セント欲スルトキ、道路阻隔、實察不便ノ事アルト見ル時ハ、訓導ト晤談シ、或ハ屬官ヲシテ晤セシムルモ苦シカラズト雖モ、其開端及結末、總テ後來ノ證左或ハ例規トナルベキモノハ、一切府伯ニ對シ處置スベシ。

四 朝鮮政府既ニ條約ヲ訂スト雖モ、其實彼レノ所好ニ非ズ、動モスレバ閉國守舊ノ態ヲ顯シ、或ハ官吏陰ニ賄賂ヲ貪リ、貿易ヲ妨害シ、物品輸出入ノ故障ヲ生ズル等ノ類少ナカラズト聞ク、今急ニ此弊竇ヲ填塞スルニ至ル能ハザルベシト雖モ、事事物物注意シ、彼等ガ所爲苟モ條約諸書ノ趣旨ニ背戻スル事アルト見ル時ハ、盡力シテ是ヲ沮止シ、彼ノ積習汚俗ヲ改革スルノ地位ニ進ム

ヲ要スベシ。

五 貿易ノ形況ハ深く視察ヲ加へ、内外共ニ催進シ得ベキ期ヲ見ル時ハ、彼ノ地方官へ請求シテ、其便宜ヲ開興スルノ道ヲ求ムベシ。

一四 朝鮮政府ヲシテ、海關ヲ草梁ニ設ケシムルハ、其地位我ガ借入地内ニ係ルアレバ、地ヲ割テ之ヲ返却シ、或ハ更ニ貸付スル等、都合ノ可否ニ從テ處分スベシ。(註一)

近藤管理官は隨員外務權中録石幡貞・外務權少録中野許太郎を從へ、明治九年十一月十五日東京を出發した。政府は別に外務大丞花房義質を釜山に出張せしめ、『管理官近藤眞鋤へ委任の條件貫徹し且諸般改正の事務、總べて其宜を得る様注意可致』と命じた。(註二)

近藤管理官は明治九年十一月二十五日釜山に到着し、直に其著任を東萊府使洪祐昌に通告した。東萊府使は十一月三十日日本國公館に赴き、花房外務大丞を併せて下船宴を設行した。管理官は外務大丞宮本小一より禮曹參判宛書契を傳達して、日韓修好條規第八款に從ひ、同管理官が釜山に駐在して、居留日本國臣民の保護取締竝に通商を管掌する旨通告した。(註三)

朝鮮國政府より見れば、管理官は舊時代の倭館館守の職務を繼承するものである。而して日本國政府が日韓國交革新の方針に基き改正を加へた以上、朝鮮國政府も之に對應せざるを得ない。乃ち明

治九年十二月七日(丙子年十月二十二日)倭學訓導を辦察官、別差を譯學と改稱した。管理官は東萊府使と對等で、公務があれば之と面商すべきであるが、新辦察官資憲玄昔運は釜山に在勤久しく、日韓國交刷新に功績があり、加之其秩高きを以て、勢望東萊府使を凌ぎ、日韓間の交渉は自ら管理官・辦察官の間に行はれ、東萊府使は一地方官に過ぎないこととなつた。(註四)

日本國政府は明治十三年三月に至り、管理官を領事に改稱するに決し、釜山駐在管理官近藤眞鋤を領事とし、同年五月前釜山駐在管理官前田獻吉を元山駐在總領事に任命した。(註五)

(註一) 朝鮮交際始末卷三。

(註二) 舊條約彙纂卷三(朝鮮)七頁。

(註三) 宮本大丞朝鮮理事始末卷五修好條規附錄案ノ何・同指令。

(註四) 同卷五宮本理事官へ訓令。

(註五) 同卷五山崎長崎縣權大屬書翰抄。

(註六) 同卷三明治九年八月五日理事官講修官對話書。

(註七) 同卷五修好條規附錄案ノ何。

(註八) 日使文字卷一丙子年。

(註九) 同卷五宮本理事官復命書。

(註一〇) 同卷一重稅廢止ノ照會文、同文彙考附編續通商一。



(註一) 善隣始末卷三。

(註二) 宮本大丞朝鮮理事始末卷八管理官委任狀。善隣始末卷三。

(註三) 倭使日記卷五丙子年十月二十二日・二十五日・二十八日、同文彙考附編續通商一。

(註四) 花房公使朝鮮關係記録卷一釜山日本國公館雜綴。日省錄李太王丙子年十月二十二日、備邊司謄錄李太王丙子年十月二十二日。

(註五) 同文彙考附編續通商一。

### 第三七 日韓通商章程の成立 輸出入税の協定

明治九年八月二十四日宮本理事官公文によつて、釜山に於ける輸出入共に當分無税たることに協定せられた。當時朝鮮國政府は此協定を以て不當とは考へなかつたが、其後日本及び清國に於ける外國貿易の實際を見聞するに及び、輸出入の無税は甚だ不合理であると感ずるに至つた。けれども海關を設置し、輸出入税を徴収するのは、明かに宮本理事官公文に牴觸するため、朝鮮人商民より若干の徴税を行ふに決し、明治十一年九月六日(戊寅年八月十日)釜山港輸出入品の税率を定め、慶尙道觀察使に命令した。

議政府啓言、釜山開港既年有年矣、凡貨物出入處、原有税額通行之規、而灣府州府<sup>○義</sup>即不過一年三

門、至於釜山長時和賣矣、其出與入之諸般貨物、參互酌量、各定税目、另成冊子、下送萊府、俾爲恪遵舉行、而初始之初、苟不肅邊政而嚴條式、則暗輸潛漏之弊、將至蕩無防限、我民之無賴雜亂者、一切禁遏、按律懲治、而萬一有違續失飭之歎、則該府使當有論責、辦察官難道重勸之意、各別關飭、亦以此請行會於該道臣、允之。(註一)

東萊府使尹致和・辦察官玄昔運は政府の命に従ひ、釜山豆毛鎮に税關を設置して、戊寅年九月三日(明治十一年九月二十八日)徴税を開始すべき旨、釜山駐在管理官外務五等屬山之城祐長に通告し、且「定税冊子」を送附した。(註二)

東萊府使の所謂定税冊子の内容は不明であるが、輸出入に課税することは明白に協定違反であり、且從來課税せられた經驗なき釜山居留日本商民に致命的打撃を與へ、貿易は自然停止の形となつた。山之城管理官は東萊府使に抗議し、又十月九日には在留商民一三五名が大舉して東萊府に到り陳情した。東萊府使尹致和は、輸出入に課税するのは各國の例によるもので、殊に今次は朝鮮國商民より徴税するものであるから、隣國より抗議せらるべき理由がないと主張して之を一蹴した。(註三)

山之城管理官の報告に接した日本國政府は、明治十一年十一月十八日外務大書記官兼代理公使花房義質・外務權少書記官近藤真鋤を釜山に急派し、課税停止を交渉せしめた。明治十一年十一月十九日

外務卿寺島宗則の訓令に云ふ。

一 釜山ニ至ラバ、管理官ヲシテ東萊府伯ニ書ヲ送リテ來意ヲ告ゲシメ、次ニ收税停止ノ照會ヲ爲サシムベシ。

一 右照會ヲ以テ停止ニ至ラザレバ、尙若干時間ヲ期シ、其期ニ至リ停止セズンバ、背約ノ罪ヲ不可免ヲ示シ、時宜ニ從ヒ聲援ヲ軍艦ニ借リ、以テ必行ヲ責ムベシ。

但シ税關ニ占據シ、或ハ關ヲ毀ツ等ノ事ハ、後令ヲ待ツニ非ザレバ不可行。

一 居留官民ノ保護ニ兵力ヲ要スルトキハ、之ヲ軍艦ニ托スベシ。(註四)

政府は兵力を以て示威を行ふために、最新最鋭のコレット比叡(第一)を派遣するに決し、海軍中將兼海軍卿川村純義は比叡艦長海軍中佐澤野種鐵に、花房代理公使より請求があれば、協議の上適宜の行動を取るべしとの訓令を附した。

花房代理公使は明治十一年十一月二十日東京を出發し、軍艦比叡に搭乗して、二十九日釜山に到着し、即日管理官山之城五等屬に命じ、抗議を東萊府使に提出せしめ、豆毛鎮税關の課税を即時停止しなければ、兵力によつて實行することあるべしと警告せしめ、翌十一月三十日山之城五等屬に命じて、東萊府使を訪問せしめ、反覆注意を與へた。東萊府使尹致和は課税は政府の命令によるもので、府使

の權限を以て中止は出来ない、特に課税は朝鮮國民に對して行ひ、日本國商民に及ぶものでない、いづれにもせよ政府に請訓の上回答しようとして述べ、十二月一日公文を以て前言を繰返した。(註五)

花房代理公使は十二月二日山之城五等屬に命じ、文書を以て東萊府使の主張を反駁し、明治九年八月二十四日宮本理事官公文及び日韓貿易規則の各則によつて、輸出入課税の不法を論證し、末文に『而貴政府擅自設新關、課税餉于貿易物貨、不容我政府之論駁、不顧我人民之損害、碧然沮抑貿易、是非故背條約乖信誼者何哉、則誠信之道絶、遂致兵革之禍、貴下須注意于此、先停其收税、報事情於貴政府、待兩國協議之日』と警告した。(註六)

花房代理公使の警告は單に口頭のみではない。澤野比叡艦長と協議の上、陸戰隊を揚陸して豆毛鎮に行軍せしめ、本艦に於ても錨泊のまま合戦操練を行ひ、空包を發射した。十二月六日山之城管理官に命じて、東萊府使を訪ひ、政府回訓の到着すべき時期を質問せしめたが、府使は十二月十五日より二十日に到る間であると述べた。花房代理公使自身豆毛鎮を視察したが、既に收税吏の駐在するものなく、税關は事實上停廢せられて居たと云ふ。(註七)

是より先、東萊府使尹致和は日本國政府の態度が甚だ強硬で、徵税を強行すれば、兩國の正面衝突を來すことを憂慮し、政府に事態の緊迫する事情を訴へた。政府も事態の悪化に愕き、とりあへず徵

税を中止するに決し、明治十一年十二月十九日（戊寅年十一月二十六日）慶尙道及び東萊府に回訓した。

開港處收税之待數年定行、非無著約、而何嘗有計幾朔爲當限之著約乎、大抵收税之宜亟勿許、豈由於防禁我民之雜選煩擾而然也、且其税之有無、無關於隣邦、則何乃苦懇不已、至於管理官之來接本府乎、其在修好之地、亦不必一直牢拒、收税一款、姑爲停止、更待知委舉行爲旆、此意消詳

開諭於館中、使之洞然知悉宜當也。（註八）

政府の回訓に接した東萊府使尹致和は、十二月二十六日（戊寅年十二月二日）山之城管理官に、政府の訓令に従ひ、當分徴税を中止する旨通告した。（註九）

釜山に於ける不法課税は、朝鮮國政府の全面的讓歩によつて、一時解決を告げた。残る問題は損害賠償である。十二月二十七日花房代理公使は禮曹判書尹滋承に書契を送り、朝鮮國政府が日韓兩國間の取極に違反して、輸出入品に課税し、貿易に損害を及ぼした、他日日本國公使が京城に赴任した際、賠償を要求することあるべしと示唆した。（註一〇）

明治十二年一月花房代理公使の復命を聴取した日本國政府は、通商問題を現状のまま放置すべきや、慎重に考慮する必要に迫られた。第一に釜山に於ては尙舊例による各種の制限が依然として存し、

日韓貿易振興に障害を來すことが尠くないので、之を撤廢し、更に進んで日本人の商權を擴張する必要があること、第二に朝鮮國政府が輸出入に課税するのは内政問題で、理論上之を阻止することが出来ない、けれども同國政府が日韓貿易の實情に即しない重税を課するときは、不測の損失を輸出入業者に與へる惧がある。輸出入税賦課の方針については、豫め朝鮮國政府と打合する必要があると云ふにあつた。外務當局は之に釜山不法課税損害賠償要求をも加へて、朝鮮國政府と協議する必要を認め、明治十二年三月十四日朝鮮國開港場設定の任務を帯びて、朝鮮國に差遣せらるべき花房代理公使に訓令するところがあつた。

一 去年朝鮮政府、豆毛鎮ニ於テ設關徴税ヲ以テ商路ヲ阻塞シ、我が商民ニ損害ヲ蒙ラシメタルノ非舉ヲ責メ、彼ヲシテ知過償害ノ實ヲ表セシムルハ、嘗ニ謝書ヲ致シテ其悔悟ノ意ヲ陳ズルノミナラズ、且其損害ノ額ヲ算シテ、之ヲ償フニアルナリ、然レドモ我が政府ハ兩國ノ友誼ヲ維持スルニ金額ヲ以テスルハ、好デ行フ所ニアラズ、故ニ朝鮮政府若シ別紙乙號書面ノ七件ヲ承諾セバ、他ノ要求ニ涉ラズシテ、以テ此ノ事ノ局ヲ結バント欲ス、蓋此ノ七件ノ内五件ハ、修好條規附録及ビ貿易章程一及ビ五件ハ附録第四款ノ意ヲ擴張スルモノ、二ハ同第七款、三ハ貿易章程第八則、四ハ附録第五款ニ出ヅニ載スル所ニシテ、彼之ヲ舉行スルヲ欲セズ、又會テ異議アリシモノナリ、故ニ此五件ハ必ず彼ヲシテ之ヲ實踐セシムルヲ要ス、

今他ノ二件ヲ併セテ、彼能ク之ヲ允諾スレバ、其貿易ヲ阻塞スルノ意ナキヲ表シ、且將來ノ懇親ヲ厚クシ、益々通商ヲ盛ニスルヲ欲スルノ念アルヲ證スルニ足ラン、然ト雖、彼若シ此七件ダモ尙之ヲ肯ンゼザレバ、知過償害其實ナキナリ、既ニ其實ナケレバ、我ハ責ムルニ肯約ノ罪ヲ以テセザルヲ得ザルニ至ラン、須ク此ノ意ヲ體シ、明ニ條理ノ在ル所ヲ示シ、事能ク協議ニ至ルヲ圖ルベシ。

一 朝鮮國海關稅ノ事ニ付、同政府ヨリ商議アラバ、左ノ意ヲ以テ應答スベシ。

朝鮮國開港場ニ於テ、輸出入品ニ課スベキ稅額ヲ制定スルハ、固ヨリ其ノ政府ノ權理ニ屬シ、我が政府敢テ之ニ干預スルヲ欲セズ、然リト雖モ朝鮮國從來海外ト通商セザルニヨリ、未各國ニ於テ普ク行ハルル關稅ノ法ニ慣レズ、且ツ任意貿易ノ意ヲ悟ラズ、故ニ收稅ノ際、自限制禁阻ノ弊ヲ生ジ易キヲ慮リ、曾テ數年免租ヲ約セリ、是レ永久ニ垂レントスルニアラズ、今朝鮮政府若シ修好條規第九款任意貿易ノ主意ニ則リ、無害ノ方法ヲ設ケテ、相當ノ稅額ヲ徵セントナラバ、我が政府ハ決シテ之ガ商議ヲ辭セザルベシ、但シ事兩國貿易ノ盛衰ニ關ス、必ズ討論熟議セザル可ラズ、故ニ朝鮮國政府ニ於テ、先其無害トスル所ノ關稅規則、及ビ其相當トスル所ノ稅額目錄草案ヲ作り、以テ我が政府ノ熟議ヲ經ルヲ要ス。(註二)

訓令中に見える別紙乙號七件は、(一)開港場遊歩地域内に於ては、任意貿易を認む、(二)日韓兩國通貨の通用、(三)朝鮮國民が日本商船を備船して、不開港場に航行し得ること、(四)朝鮮國民の日本國視察留學を許すこと、(五)遊歩地域内所在の部落の市日に、日本國臣民も參加し得ること、(六)日本人の朝鮮内地旅行を認むること、(七)大邱の藥令市に日本人の參加を許すことである。(註三)

花房代理公使は明治十二年三月三十一日東京を出發し、特務艦高雄丸に搭乘して、六月十三日京城に到着し、朝鮮國講修官洪祐昌と仁川・元山開港について商議を開始した。朝鮮國政府の反對は極めて強硬で、兩者の意見は全く對立し、花房代理公使は容易に通商問題について開議する機會を得られなかつた。七月六日に至り禮曹判書沈舜澤に照會を發して、釜山不法課稅損害賠償七箇條を要求した。外務卿訓令の原案に比するに、その第一・第五條を修正して之を一條とし、更に追加として、朝鮮國沿岸に燈臺・浮標の設置を要求した。同日又左の公文を講修官に送致し、輸出入稅賦課に關する日本國政府の方針を聲明した。

逕啓者、貴政府就通商港口輸出入物品徵稅、我政府以謂此其權內之事、但慮貴國未曾與海外各國通商、於普通關稅及任意貿易旨趣、恐未通曉之、收稅之際、自易啓限制禁阻之弊、故約以數年之免稅、然是一時便法、非垂永制、今若貴政府照修好條規第九款之意要徵之、我政府何敢拒焉、雖

然課税是兩國貿易盛衰之所係、不可不熟議而定之、貴政府先就其所以爲無弊者、設規例擬稅目、會商諸我政府、協立以施行之、則無有不可矣、肅此崇泐、敬具。(註一四)

朝鮮國政府は損害賠償七箇條中、燈臺・浮標設置の件を承認し、日本國民の内地旅行、大邱藥令市參加の件を拒絶し、その他の四箇條は修正の上同意する用意あることを示した。

當時仁川開港交渉の停頓に禍せられて、損害賠償は容易に進行しなかつたが、七月二十八日に至つて朝鮮國政府は日本國民の鑛山採掘・大邱藥令市參加の二箇條を除き、他の五箇條を多少の修正を以て、同意を表した。花房代理公使は此を以て、朝鮮國政府が日韓貿易を障礙する各種の困難を除去すべき誠意を有するものと認め、外務卿訓令によつて直接損害賠償金を要求しなかつた。(註一五)

釜山設關不法課税による損害賠償問題は、かくして兩國間に諒解が成立したが、輸出入税賦課は將來の問題として、實際商議に入らなかつた。

明治十四年十月朝鮮國政府は、修信使趙秉鎬・從事官李祖淵を東京に差遣した。修信使は十一月九日明治天皇に謁見、朝鮮國書を捧呈した後、十一月十七日外務卿井上馨と會見し、禮曹判書李寅命書契を提示して、通商條約締結の使命を有することを陳述し、原案を提示した。外務卿は條約締結に必要なる全權委任狀の性質を説明し、今次趙秉鎬の携帶した朝鮮國書竝に禮曹判書書契は、共に全權委

任狀の形式を具へずと述べ、正式の會商は完全なる全權を有する委員の來著後行ふこととし、とりあへず趙秉鎬の携帶した原案に就き、豫備會商を行ふことを提議し、趙秉鎬も之に同意した。(註一五)

修信使の提示した通商章程原案は、日清兩國に於ける通商條約を研究の上作成せられたもので、計三五款より成り、現行日韓貿易規則に比して、居留地地代・噸税を著しく増額し、罰則を嚴重にした事は認められるが、其外に注意すべき條款は、(第二一款)米麥大豆の輸出禁止、(第二二款)紅蔘の輸出禁止、(第二三款)輸出税の増徴は、三箇月の豫告を以て、何時なりとも實施し得ること、(第二四款)阿片及び基督教關係圖書の輸入禁止、(第二九款)在港船舶所屬船員に犯罪があれば、當該船長に引渡して、處罰せしめること、(第三四款)本通商章程の有効期限を、五箇年とすること等である。次に海關税則について見るに、輸入に於ては之を六種に分類し、米麥大豆竝に金銀貨及び金銀地金を無税とし、洋酒日本酒は一〇〇分三五、時計及び洋製珍貴の品は一〇〇分二五の從價税を課し、一般の商品は一〇〇分一〇の從價税を課する、輸出品は種類を問はず、一〇〇分五の從價税を課するにあつた。(註一六)

井上外務卿は迎接掛辨理公使花房義質・外務大書記官宮本小一等に命じて、修信使趙秉鎬と商議せしめた。花房辨理公使・宮本外務大書記官は十一月二十一日より修信使と會談すること五回に及んだ

が、遂に妥協點に到達するに至らなかつた。兩者の間の難點は、通商章程案にあつては、米穀及び紅蔘の輸出禁止、海關稅則にあつては、一般商品の輸入稅を一〇〇分一〇とするにあつた。蓋し當時日韓貿易に於て、輸出中有望な商品は米穀紅蔘以外に殆ど稀で、此兩者の輸出を禁止せられるときは、日韓貿易は衰滅の外はない、又當時日本國に於ては、輸出入共に從價稅一〇〇分五を賦課するに過ぎないのに、朝鮮の輸入稅一〇〇分一〇を承認することは不可能である。花房・宮本兩委員は修信使に以上の二點について修正を懇談したが、修信使は米穀紅蔘については考慮の餘地なく、輸入稅については日本國が最惠國約款によつて、一〇〇分五の輸入稅に甘ずることを、餘儀なくせられて居る現狀を聞きして居ることとて、一〇〇分一〇より讓歩することを肯じなかつた。井上外務卿は十二月十二日修信使を招致懇談したが、亦何等具體的效果を擧げることが出来なかつた。

修信使趙秉鎬は明治十四年十二月十六日外務省に出頭、歸國の挨拶をしたが、井上外務卿は朝鮮國禮曹判書に回答書契を致して、朝鮮國政府の提示せる通商章程案及び稅則案が、日韓貿易の實情を無視せる事實を指摘して、彼が反省を促し、日本國政府の對案は、近く赴任すべき駐韓辦理公使花房義質に携帶せしむべしと述べた。(註一七)

明治十五年四月二十五日、日本國政府は辦理公使花房義質に朝鮮國駐劄を命じ、且日韓通商條約締

結に關する全權を賦與した。花房辦理公使は五月十一日京城に著任したが、偶々此時に當り朝鮮の外交到一大變革を生じ、日本國政府の既定方針に従ひ、日韓通商條約締結が不可能となつた。即ちアメリカ合衆國政府は今次清北洋大臣李鴻章の仲介により、全權委員海軍代將ロバート・シュウフェルト(Robert W. Shufeldt)を朝鮮に派遣し、明治十五年五月二十二日韓米修好通商條約を締結した。此條約は朝鮮國政府起案の原案を、李鴻章が檢閲修正したもので、京城に於けるよりも寧ろ天津に於て作成せられ、朝鮮國全權大官申權・副官金弘集は、李鴻章より特派せられた道員馬建忠の指揮に従ひ、記名調印したに過ぎない。ついで六月六日に英韓修好通商條約、六月三十日に韓獨修好通商條約が成立した。いづれも韓米條約を基準としたものである。此三條約は宗主國が藩屬たる朝鮮の保護を考慮作成したものであるが、従前朝鮮國政府の主張しつゝあつた輸入稅最低一〇〇分一〇、最高一〇〇分三〇、噸稅の大増率、三箇月の豫告による通商條約の修正の如きは、全部明記せられた。花房辦理公使の著任と共に、先づ之を考慮せざるを得なかつた。(註一八)

明治十五年五月十九日、花房辦理公使が日韓通商章程締結を要求するや、朝鮮國政府は經理機務衙門事金輔鉉を全權大官、同金弘集を全權副官に差下した。會商は六月五日より開始せられたが、朝鮮國全權は韓米條約と同一條件を要求し、日本國政府の方針と根本的に相反するものがある。兩者の交

涉が具體的に進行するに先じて、壬午變亂が突發し、交渉は無期延期となつた。(註一九)  
 壬午變亂が鎮定せられ、明治十六年一月辨理公使竹添進一郎が朝鮮國駐劄を命ぜられるに及び、通商章程の締結は最早放置し得ない状態にあつた。日本國政府は輸出入共從價稅一〇〇分五を以て交渉の基調としたのであるが、今や國際情勢の變化により、此根本方針を改め、其他各條項についても、再検討を行ふことを餘議なくされた。

明治十六年三月二十八日、井上外務卿は竹添辨理公使に訓令して、政府の方針を説明し、且通商章程案を送致した。此案は昨明治十四年十一月、修信使趙秉鎬の提示した朝鮮國政府原案を参照して、居留地地代及び噸稅の尠からざる増率を認め、輸出入稅も井上外務卿の主張たる從價稅一〇〇分五を斷念して、輸入は從價稅一〇〇分五、一〇〇分七・五、一〇〇分一五の三種類に分ち、交渉の經過によつては、一〇〇分七・五を一〇〇分一〇、一〇〇分一五を一〇〇分二〇に増率することを承認した。又罰金及び手数料は、すべて兩國通用銅貨を以て支拂ふことにした。

次に従前より懸案となつて居た米穀及び紅蔘の輸出禁止については、前者は輸出稅を増加するとも禁止を受諾せず、後者は時宜により輸出禁止を承認するとも已むを得ずとした。

一 輸出品中、米穀ハ彼嘗テ禁出ヲ主張スル者ナリト雖、元來米穀ハ輸出額七八分ニ居ル者ナレバ、

之ヲ禁制スルトキハ、大ニ貿易催進ノ目的ヲ妨害スベク、且此輸出ニヨリ、近來穀價騰貴シ、隨テ產出額モ亦増加スルノ勢アルヲ以テ見レバ、決シテ禁止ヲ要セザルナリ、乍去騰貴甚キ時ハ、細民窮苦ノ愁訴ヲ致シ、我ニ於テモ少ク省慮スベキ者アレバ、若シ彼ヨリ輸出禁止ヲ主張スルトキハ、雙方ノ讓合ニテ一割稅ニ定ムベシ、

朝鮮ノ穀元來非常ノ廉價ナル處、三四年ヨリ日本ヘ向ケ輸出スルニ付、俄然二倍或ハ三倍ノ騰貴ヲ致セリ、故ニ此三四年來朝鮮内地ノ穀價ハ、釜山輸出ノ相場ヲ標準トシテ高低スルコトナレバ、之ニ一割ノ重稅ヲ課シタリトテ、輸出ヲ減ゼザル見込ナリ。

一 紅蔘モ亦嘗テ彼ガ輸出禁止ヲ主張スル者ナリ、此一品ハ彼ニ於テ從來專賣ノ制ヲ立テ、朝鮮ヨリ支那ヘ向ケ輸出スル者ニ對シ、大凡原價四割ノ重稅ヲ課スルモ、該商等猶五倍ノ利ヲ見ル者ナリト云ヘバ、輸出禁止ノ說ハ俄ニ從ヒ難シト雖、又彼ノ内情ヲモ酌量シ、此一品ニ限り雙方ノ協議ヲ以テ、特別法ヲ設ケザルニ似タリ。

最後に最惠國約款問題がある。日本國政府は既に明治九年二月江華會商に於て、此要求を提出したが、朝鮮國政府は第三國と通商協定を締結する意嚮なしとして之を拒否した。今や朝鮮國政情の變化により列強と條約を締結するに至つたので、當然最惠國約款を考慮しなければならぬ。

恩典均霑ノ條款ハ、元來本條約○日韓修好條規ニ掲載スベキ者タレドモ、當時修交條規議定ノ際、朝鮮痛ク他國ト通交スルヲ忌憚セシヨリ、唯我ガ國ト舊交ヲ重修スルニ止リ、議他國ノ事ニ及バズ、遂ニ此一典ヲ缺クニ至レリ、然レドモ今日既ニ清米英獨ノ諸國ト通交相開クルニ於テ、此ノ一款到底相設ケザルベカラズ、況ヤ他國條約既ニ其款ヲ載在スルニ於テヲヤ、尤貿易章程内、此款ヲ掲載スル者、外國其例多ケレバ、今之ヲ挿入スルモ體裁ニ於テ毫モ不可アルヲ見ザルナリ。○註三〇

日本國政府が竹添辨理公使に、日韓通商章程に關する交渉開始を訓令すると前後して、合衆國政府もまた新任駐韓特命全權公使リュシアス・フウト(Lucius H. Foote)に命じて、韓米通商條約を商議せしめた。井上外務卿は前回の經驗により、竹添辨理公使に訓令して、フウト公使と密接な聯絡を保たしめる一方、駐米特命全權公使吉田清成に命じて、日韓通商章程案を合衆國國務當局に内示して、その諒解を求めしめた。

竹添辨理公使は外務卿の訓令に基き、京城に於てフウト公使と協議しようとしたが、同公使は日韓兩國の貿易に干與することを好まない。竹添公使は天津駐在領事たりし當時よりの友人たる、朝鮮國協辦交渉通商事務穆麟德(バウル・ゲオルク・フォン・モェレンドルフ)に協議した。穆麟德は日韓通商章程先づ成れば、フウト公使も追隨せざるを得ないであらうと述べ、その促進を勸告した。竹添公

使之に同意し、明治十六年七月十四日より、穆麟德と通商章程に關する豫備交渉を開始した。(註二)

日韓通商章程豫備交渉に於て、竹添公使は日本國政府の原案を提示し、且日韓貿易の現状を説明して、噸税・輸入税の急激な引上は、薄資の日本貿易業者に甚大なる打撃を與へ、日韓貿易の衰微を來す所以であると論じた。穆麟德は朝鮮國政府の歳入が極めて乏しいので、關税を以て最も有力な財源とし、且日韓通商條約は直に韓米通商條約の先例としようとするのであるから、容易に同意をせず、兩者の意見は完全に一致を見るに至らずして、豫備交渉を打切つた。(註三)

日韓通商章程の成立を促進する必要があるので、朝鮮國政府は督辦交渉通商事務閔泳穆を全權大臣とし、協辦交渉通商事務金弘集・穆麟德・參議交渉通商事務李祖淵と共に、竹添辨理公使と會商せしめた。此本會議は七月十八日より統理機務衙門に於て開始せられた。朝鮮國側を代表して發言したのは、主として穆麟德で、依然朝鮮國財政の現状を訴へて、噸税・輸入税の増率を主張するに過ぎない。竹添公使は外務卿訓令の範圍内に於て適宜増率し、特に朝鮮國全權の主張たる輸入従價税一〇〇分一〇を日本生産品に限り、原則的に承認したため、大なる困難なくして妥協が成立した。最後に紅蔘の輸出禁止については、金弘集よりその政府の專賣品たる理由を詳細に説明したので、竹添公使も原則的に清國商民と同一特權に均霑することを、條約中に明記するに止めた。(註三)



日韓通商章程並に關稅稅則に關する兩國全權の意見は、全く一致したので、明治十六年七月二十五日竹添辨理公使、督辦交渉通商事務閔泳穆は統理衙門に會同して、日韓通商章程・稅則に記名調印した。

日韓通商章程は四二款より成る、その主要條款を列擧すれば、第三一款に於て噸稅を一噸韓錢一二五文（和船は六・五五石を一噸に換算す）に定め、第三六款に於て阿片輸入禁止を明記し、第三七款に於ては米穀輸出を規定した。

第三七款 如シ朝鮮國水旱或ハ兵擾等ノ事故アリ、境內缺食ヲ致スヲ恐レ、朝鮮政府暫ク米糧ノ輸出ヲ禁ゼント欲セバ、須ク其期ニ先ダツ一ヶ月前ニ於テ、地方官ヨリ日本領事官ニ照知ス可シ然ルトキハ豫メ其期ヲ在各港日本商民ニ轉示シ、一體遵守セシム可シ、米穀類ハ進出口トモニ五分稅ヲ課スト雖モ、若シ朝鮮ニ災荒アリテ進出口ヲ要シ、或ハ日本國ニ災荒アリテ進出口ヲ要スル時ハ、知照ヲ經テ進出口稅ヲ免ズベシ。

此條款を以て、朝鮮國政府は米穀の輸出を承認したが、同時に一箇月の豫告を條件として、何時なりとも防蔽令を施行する權限を保留した。此事は特に注意しなければならない。

次に第四〇款に於て、關稅及び罰金は韓錢を以て納付し、場合により日本銀貨或は墨銀で換算納付

するも差支なしと規定し、第四二款に於て日本國商民に最惠國待遇を與へること、及び本通商章程の有効期間を五個年に限ることを規定して居る。（註二四）

海關稅則を見るに、輸入は八種に分類し、藥材及び日本人の生活に絶対に必要な食料・日用雜貨・家具等は從價稅一〇〇分五、洋酒・時計・裝飾品・寶石類は從價稅一〇〇分二五乃至一〇〇分三〇、一般の商品は從價稅一〇〇分八並に一〇〇分一〇に規定した。免稅品は貨幣・金銀地金・旅客携帶品・農具・學術に關する器具等である。次に輸出稅は原則として從價稅一〇〇分五とし、貨幣・金銀地金・砂金を免稅に規定した。（註二五）

明治九年八月日韓通商暫定取極により、輸出入共に無稅と規定してより七年を経て、日韓通商章程が成立した。朝鮮國政府は之によつて稅權を回復したと云つてよい。（昭和十五年五月二日稿）

（註一） 日省錄李太王戊寅年八月十日。

（註二） 善隣始末卷四。

（註三） 倭使日記卷九戊寅年九月二十四日・十月。

（註四） 善隣始末卷四。

（註五） 同。

(註六) 同。

(註七) 同。

(註八) 倭使日記卷九戊寅年十一月二十六日。

(註九) 同卷九戊寅年十二月十四日。

(註一〇) 倭使日記卷九戊寅年十二月十四日、同文彙考附編續通商一。

(註一一) 善隣始末卷四。

(註一二) 同。

(註一三) 同。

(註一四) 善隣始末卷五、同文彙考附編續信別單。

(註一五) 善隣始末卷五。

(註一六) 善隣始末卷五、同文彙考附編續信別單。

(註一七) 善隣始末卷五。

(註一八) 同。

(註一九) 善隣始末卷七。

(註二〇) 同。

(註二一) 善隣始末卷八。

(註二二) 同。

(註二四) 舊條約彙纂卷三(朝鮮)二七一五一頁 朝鮮國ニ於テ日本人民貿易規則。

(註二五) 同五二一六六頁朝鮮國海關稅目。

### 第一四章 元山及仁川の開港

#### 第三八 開港延期論 開港場選定の困難

明治九年二月江華府會商に於て、釜山以外の海港若干を日韓通商のために開放せしめることは、日韓國交更新の絶対條件の一であると云つて差支がない。日本國全權辦理大臣に賦與せられた太政大臣訓令にも、軍艦雲揚不法砲擊事件に對する補償として、『兩國臣民は、兩國政府の定めたる場所に於て貿易する事を得べし』、『朝鮮國政府は、釜山に於て、彼我人民自由に商業を営ましむべし、且江華府、又は都府(京城を指す)近方に於て、運輸便宜の地を選び、日本臣民居住貿易の地と爲すべし』との二條を含み、更に内諭に於て、朝鮮に對して、我先づ提出すべき三條件の第一として、『釜山の外、江華港口貿易の地を定む』との明文を掲げて、全權辦理大臣の注意を促がし、最後に別訓として、同年十二月二十八日付、上述の要求事項は、『朝鮮海航行の自由』と共に、『右兩件、彼國全權と談判の上、實地施行の時限・緩急・決定の權は、使臣へ御委任の儀と可相心得事』と規定し、全權辦理大臣

の裁量權を認めて居る。(註一)

以上太政大臣訓令によつて、全權辨理大臣に賦與せられた權限は、(一) 釜山の開港を繼續し、從前行はれた貿易上の制限を撤廢せしむべき事、(二) 江華府附近に於て適當なる港市を開放せしむべき事、(三) 第二港開放の時期は全權の權限に委任すべきことの三條件であることは、先づ注意を要するところであらう。然るに明治九年二月十二日、日本國全權より朝鮮國全權に手交した日韓修好條規案に於ては、開港問題は左に見るが如く、第四・第五兩款となし、加之太政大臣の訓令内容に比して、重大なる差違のあることが認められる。

第四款 朝鮮釜山草梁日本公館、久已爲兩國人民通商之場、自今改革從前慣例、今般以新立條款爲憑準、措辦貿易事務、且朝鮮國朝廷、開第五款所指定之二口、準聽日本國人民往來通商、就該所賃借地面、造營家屋、又賃借所在朝鮮國人民屋宅、亦各隨其便。

第五款 永興府海口 屬咸鏡道永興府、開港之期、自日本曆明治九年二月朝鮮曆丙子正月算之、共以十五日爲其期、 一口 京畿・忠清・全羅・慶尙四道中、檢視通商便利之口岸、可以指定地名、開港之期、自日本曆明治九年二月朝鮮曆丙子正月算之、共以十五日爲其期、

治九年二月、朝鮮曆丙子正月(註二)起算、共以二十日爲其期。

先づ第四款について見るに、上述の太政大臣訓令の趣旨に従ひ、草梁倭館に於ける通商を既得の權利と認め、之を新條約によつて再確認せしめ、且新たな開港の意義に於て、適當なる通商の規準を

立てようとするにある。その重要なのは第五款であつて、第一に咸鏡道永興府、第二に京畿・忠清・全羅・慶尙四道中、通商に適當なる港灣を、實地視察の上決定すべしと規定し、太政大臣訓令による江華府に近き一港の字句は、全く見ることを得ない。開港地點は當初訓令に明記せられなかつたのであるが、全權出發後、朝鮮近海の地理に稍通ずる海軍士官の言に聽き、獨斷を以て修正せられたのはなからうかと考へられる。即ち全權護衛の任に當れる諸艦が、南陽府より喬桐府に至る京畿沿岸一帶の海岸を視察した結果、江華府附近に、良好なる港灣を發見し得ず、太政大臣訓令を實行し得る見込がない。之に反して、咸鏡道永興府附近の海口は、Port Lazarev の名を以て、夙に日本海軍の注目するところとなり、その開港は、國防上の見地より、海軍部内に於て強く主張せられたと信すべき理由があるからである。(註三)

日本國全權の提出した修好條規案に對し、朝鮮國全權は政府の訓令によつて、明治九年二月十九日對案を提出した。其内容を検討するに第四款に就いては、草梁倭館に於ける既得權利は無條件でその繼續を承認したが、第五款は全く新規の要求であり、充分研究を必要とし、左の如き修正對案を提示した。

永興乃是國家龍興之基、而奉有原廟、其所肅敬、與他自別、豈無他處、而必於此地乎、咸興・

安邊・文川、俱是先寢所奉、萬無以聽許耳、又一口之畿湖・兩南中云者、京畿・兩湖之不可許、無容更言、嶺南沿海中、聽其指定、可許一處耳。(註四)

乃ち永興を初め、咸興・安邊・文川の四邑は、陵寢の所在地であるから、絶対に不可であるが、咸鏡道のその他の地點に於ては、必ずしも反對するものではない。他の一港については、京畿・忠清・全羅三道は不可であるが、慶尙道に於ては、日本國全權の指定港を質した上で考慮しようと思ふにある。

朝鮮國全權の對案に接した日本國全權は、隨員外務大丞宮本小一・外務權大丞野村靖に命じて、朝鮮國接見大官申權・接見副官尹滋承を訪問、再考を求めしめるところがあつた。その結果兩者共に讓歩して、日本國側は條約面より永興を削除し、朝鮮國側は、他の一港については、京畿以下四道に加ふるに咸鏡道を以して、以上五道中より二港を選択するに協定せられた。即ち二月二十六日調印せられた日韓修好條規に見ゆるところは左の如くである。

第四款 朝鮮國釜山草梁項立有日本公館、久已爲兩國人民通商之區、今應革除從前慣例、及歲遣船等事、憑準新立條款、措辦貿易事務、且朝鮮國政府、須另開第五款所載之二口、準聽日本國人民往來通商、就該地賃借地基、造營家屋、或僑寓所在人民屋宅、各隨其便。

第五款 京畿・忠清・全羅・慶尙・咸鏡五道中、沿海擇便通商之港口二處、指定地名、開口之期、日

本曆自明治九年二月・朝鮮曆自丙子年正月起算、以二十箇月爲限。(註五)

以上兩款によつて、日本國の獲得した事項は、釜山(草梁)開港の再確認と、爾餘の二港を朝鮮沿岸のいづれかの地點に於て、二〇箇月後に開放すると云ふ二項に過ぎない。二港の確定、及び遊歩區域の規定の如き重要問題は、全然協定の域に達して居ないのである。

日韓修好條規調印後六箇月以内に、日本國政府は委員を派遣して、其施行細則を協定せしめなければならぬ。政府は明治九年六月外務大丞宮本小一を理事官として、朝鮮國差遣を命じた。而して明治九年六月二十八日太政大臣訓令に、修好條規第五款による二港開港に全然言及して居ないので、注意を要するところである。

宮本外務大丞は明治九年七月三十日京城に到着し、八月五日より朝鮮國講修官趙寅熙と會商を開始した。その特に注意を要するのは、理事官より提示した修好條規附錄原案第五款である。

第五款 在議定朝鮮各口、日本人民、可得間行道路里程、自各埠頭起算、直徑十里日本里法爲限、在此里程外之處、指定其地名、須豫徵知地方官管理官爲之所、此里程内、日本人民、可得隨意行步、或路次餉宿、買賣土宜及日本物産。

日本商民、得每歲限定時期、行商京城・西浦・珍島・濟州・河東・統營・三陟・大丘等各所、及

清國人民來商之地。(註六)

本款前半は、開港場遊歩地域を、地點の如何を問はず、直徑一〇邦里と規定し、後半は日本國商人に、朝鮮内地通商權を賦與しようとするもので、共に頗る重大なる意義を有する。但しその内地開市場として擧げた地點が、京城・大邱等を除いて、甚だ妥當を缺くのみならず、清國商民が、朝鮮内地通商權を有するものと信じ、その均霑を要求した如き、日本國上下を通じて、朝鮮國情の研究を怠つた結果が、如實に示されて居る。(但し清國人の通商に均霑するの一節は、講修官の説明により、即時撤回した)。

八月七日第二回會商に於て、講修官は答覆書を提出して、修好條規附錄案中、公使駐劄及び内地旅行、開港場遊歩規定等について、廣般なる修正を要求したが、就中その第五款日本國商民の内地行商に、強硬なる反對を表明した。

日本商民、毎歲定期行商各處事、苟如是、則開港二處及草梁和館、均無設官立規之本意矣、客商之逐利、東西載貨奔走、實非得計、孰如安坐港口、使各處商民湊會、交易之爲穩便乎、物貨之流通、市舖之殷盛、可期於開港之處、而若復散行各處、往來無常、則恐滋意外弊端、毫不兩相利益、此一款亦不得奉施。(註七)

宮本理事官は私見として、内地通商と云ふのは、畢竟釜山倭館對州商人を發して大邱に至るまで、試験的に行商せしめるの意であり、その成績によつては、修好條規第五款による二港の開放延期を受諾すべき用意あることを言明した。同理事官は「此言亦非朝廷所教、實我們之意」と繰返して居るが、本國政府の訓令なくして、かゝる重大なる提案をなす理由なきことは勿論である。講修官は、大邱が海路到達すべき地點ではなく、開市の不可能を主張したので、理事官は話頭を變へて、然らば修好條規による二港の開放について、朝鮮國政府の指定地點を明かにせられたいと要求した。之に對して講修官は「陸地決不可許、必以沿岸可合處、公等量定好矣」と答へたのみであつた。(註八)

宮本理事官の主張は、畢竟するに、二港開港無期延期の代償として、内地通商權を獲得するにあつた。朝鮮國政府にして、内地通商權を受諾しなければ、修好條規の履行を迫るにあつたもの、如くである。講修官趙寅熙の主張は、修好條規第五款に開港の事があるが、内地通商の規定がない、今俄かに日本國政府が之を強硬に要求するのは不可解である。加之朝鮮國內地は交通開けず、産業興らざるを以て、内地通商の如きは日本商人に取つても有利とは考へられず、寧ろ海岸物貨集散の地に、商館を開くを得策としよう。更に日本國商民は、朝鮮語に通じないため、彼此齟齬欺侮せられ易く、而も一々商民に官人公差を附して、その行止を領護することは不可能である。此等の點について、充分考

慮せられたならば、内地通商の失計なるは一目瞭然であらうと云ふにあつた。(註九)

此種の問答は、八月七日より、連日繰返され、殆んど果てなきを思はしめたが、八月十六日に至つて、講修官は修好條規附録對案を提出した。その第四款に於て、開港場遊歩地域を一〇韓里に規定し、内地通商に關する事項を全然削除した。

第四款 開港以草梁仍舊、某地・某地新設、三口の定、右三口自設館處、用朝鮮里尺、東西南北限十里

附寬草、梁舊制、而隨其地形爲之、此里程内日本人民可得行步、買賣土宜及日本物產、雖限内、毋得出入人家、城内及公廩非因公、則不

得出。(註一〇)

宮本理事官は、内地通商について再考を求めたが、講修官は修好條規を楯に取り之を拒絶した。理事官は内地通商を受諾せられなければ、開港を要求するの已むなきに至るであらうが、朝鮮國政府に於ては何、れの地點を開放せらるべき用意ありやと質した。講修官は咸鏡道北青府・全羅道珍島に内定した、實地視察の上決定せられたいと。理事官云ふ、曩に江華條約交渉の際、原廟ある故を以て、永興府の開港を拒絶せられたが、今春我軍艦の調査報告によれば、永興の邑と原廟と相距ること二〇韓里であると云ふ。之を以て見れば、永興開港に支障なきを推せられると。講修官答へて云ふ、永興の重すべき所以は別に詳報しよう。但同邑は甚だ蕭條として商港に適しない。北青は北部朝鮮の大都

會にして、遙かに永興に勝つて居ると。宮本理事官は、釜山より陸路視察員を派遣すべき許可を求めたが、講修官は開港に關する視察調査は、必ず海路によるべしと主張して、理事官の要求を容れなかつた。

此後八月十九日、理事官は又もや内地通商に關して考慮を求めたが、講修官は『行商事、前已歸正、以二處開港爲言、我政府以珍島・北青許之矣、公又出此說如是、而何以公幹乎』と斷言し、此に此問題の討議を打切つた。(註一一)

かくして明治九年八月二十四日、日韓修好條規附録に於ては、釜山港遊歩地域内に東萊府を加へただけで、開港・遊歩地域及び内地通商、一として日本國政府の主張を貫徹し得なかつた。

第四款 嗣後於釜山港口、日本國人民、可得間行道路里程、自埠頭起算、東西南北各直徑十里朝鮮里法

爲定、至於東萊府中一處、特爲往來、於此里程内、日本國人民、隨意間行、可得買賣土宜及日本

國物產。(註一二)

日韓修好條規締結當時、會て論議せられたことなき朝鮮内地通商權が、今俄かに提示せられるに至つたか、一考するのも徒爾ではなからう。此事は宮本理事官の私見として提議せられ、事實上明治九年六月二十八日付太政大臣訓令中にも含まれて居ない。けれども事極めて重大で、理事官の權限を

以て擅行し得べき事項ではないので、恐らく外務卿寺島宗則より、口頭を以て、私的交渉を試むべき内命があつたものと解せられる。猶開港延期の代償として、内地通商権を要求した理由については、明記せられたものを見ないが、思ふに次の三條を出でないであらう。

- 一 修好條規第五款による開港場の指定について、日本國政府は全然用意なく、又實際問題としても、釜山が開放せられて居るため、他港の開放を急速に實行せしめる必要を感じなかつたこと。
- 二 朝鮮貿易に従事せる日本國商人の殆ど全部は對州人で、彼等は太邱に於て春秋二季に行はれる藥令市が、南部朝鮮の物價を支配するに足るを知り、之が參加を切望したこと。
- 三 當時猶舊對州藩出身通譯官が、勢からざる勢力を外務省首脳部に及ぼし、對朝鮮交渉に當つて、對州民の救済を必ず關連せしめたこと。現に明治九年六月二十八日宮本理事官に對する太政大臣訓令に、『彼國より米麥を輸出するを禁止せんと請ふ時は是を許し、對州人民、年來朝鮮米を食用とする便利を失はざらしめん爲め、彼承諾するならば、公貿易に似たる變通の方法を試むべし』(註二三)との條が含まれて居るによつても知られる。かゝる事情よりして、對州民の大邱行商の希望が、強く同藩出身通譯官を動かし、外務省首脳部をして、修好條規を修正してまでも、内地通商権を要求せしむるに至つたものであらう。

宮本理事官の使命は、豫想に反して、遂に達成するに至らなかつたので、日本國外務當局は、内地通商権の要求と分離して、修好條規第五款の規定による開港場二箇所選定の必要を感じたが、恰も明治九年末より九州地方の人心穩かならず、翌明治十年二月に至つて、遂に西南大亂が勃發したため、政府は全力を擧げてその鎮定に従事し、朝鮮問題の如きは顧みるに暇がなかつた。然るに同年九月に及び、修好條規第五款に規定した開港期限に達し、しかもその地點すら未定なため、日本國政府は俄かに周章し、且戰亂も近く鎮定すべき見込であつたので、外務當局は茲に開港その他の懸案について、朝鮮國政府と交渉を再開するに決し、明治十年九月十日、外務大書記官(官制改革前の外務大丞)花房義質を兼任代理公使となし、朝鮮國差遣を命じ、外務二等屬副田節・外務四等屬浦瀨裕・外務五等屬山之城祐長・外務八等屬大井新太郎・外務九等屬住永辰安・陸軍少尉海津三雄・陸軍省十三等出仕下村修介等に隨行を命じた。(註一四)

花房代理公使は、明治十年九月十九日付を以て、『修好條規第五款所掲に従ひ、彼の政府に議し、地名を指定して、開港せしむべく』、且曩に宮本理事官の交渉に於て懸案となれる、開港場遊歩地域(程限)・公使京城駐劄等に關して、朝鮮國政府と商議すべき命令を受け、別に内訓狀及び別訓狀を以て、その内容を説明し、且その權限を規定せられた。左はその開港に關する内訓狀である。

内訓状

代理公使 花房 義 質

一 開港之事

修好條規第五款ノ旨ニ依リ、二所ノ港口ヲ開カシム可シ、即チ

其一ハ、東岸ニ於テ、威鏡道ノ豊津灣永興府又ハ「ラザレフ」タル可シ。

其二ハ、全羅道ニテハ沃溝、又ハ木浦ノ邊ニ於テスル歟、或ハ京圻道ニテ、江華府ヨリ仁川府マ  
デノ處ニ於テス可シ。

右全羅ノ二港ト、京圻ノ二府トノ間ニ於テ孰レカ最良ナリヤ、今度所乗ノ艦ニテ巡航シ、艦長

ト共ニ親ク察テ、之ヲ定メ、其最良トスルモノヲ指シ定メテ談判ス可シ、但シ開港ノ期限ハ來

ル十月○明治十年タリト雖モ、時既ニ切迫スルヲ以テ、時宜ニ依リ、多少延期スル事アルベク、且

若シ時日ナクシテ、普ク鑒定スル能ハザル時ハ、江華・仁川ノ内ヲ以テ、假ニ之ヲ定メテ開港  
ノ所トシ、追テ普ク鑒定シテ後、確定スベキヲ約スルモ可ナリ。

一 居留地之事

新開港場諸規則ハ、凡テ釜山ノ例ニ依リ、且修好條規附錄第三款ノ旨ニ從テ定ム可シ、但シ行歩

ノ規定ハ、多少延長セザル可カラズ。

一 公使駐劄地之事

使臣ノ駐劄スルハ、京城タル可キ事勿論ナレドモ、即今朝鮮未ダ京城駐劄使臣ノ故ヲ解セズ、且

外人ヲ接スルニ慣レザルヨリ、駐京實ニ便ナラザルヲ見、使臣臨機ノ處分ヲ以テ、江華・仁川兩

府ノ間若シ開港ヲ此所ニ定メベ即チ其所ヲ以テ、當分駐留ノ所ト爲ス可シ、但シ京城ニ往來ヲ要スル時ハ、何時モ

差支ナキ様定メ置ク可シ。

一 新港駐劄管理官○領事之事

新港ニハ、其開港ノ時ヨリシテ、管理官ヲ駐留セシメラル可キニ付、其期定リ次第上申ス可シ。

明治十年九月十九日

外務卿 寺 島 宗 則 (印) (註一五)

此内訓によつて知られることは、先づ(一)開港場を選定したことであるが、それは圖上に於て選  
擇したものに過ぎず、實地調査を必要とすること。(二)永興灣の復活、(三)公使駐劄を讓歩して、  
當分京城附近の開港場に公使館を設置するとも支障なき事等である。

花房代理公使は、明治十年九月二十六日東京を出發、長崎に於て、最近の内亂に殊勳を奏した特務



艦高雄丸（艦長海軍少佐杉盛道）に搭乗して釜山に向ひ、十月四日同地に著したが、偶々艦内にコレラ病患者が発生したため、艦は大消毒のため長崎に回航するに決し、公使は随員を率ゐて上陸し、日本公館に滞在すること殆ど一箇月に及んだ。超えて十一月三日再び來航した高雄丸に乗艦、釜山を出港し、翌四日所安島に假泊して風浪を避け、七日出港、全羅道海南縣上馬路島沖に投錨、九日汽艇を務安縣及び木浦鎮に派遣して、同地を測量視察せしめ、十二日上馬路島錨地を發して、全羅道沃溝縣萬頃江口に向はうとしたが、逆風急潮に妨げられ果さず、十五日京畿南陽府沖に達し、碇泊五日に及んだが、風雪依然激しく、測量意の如く進行するを得ない。二十日仁川府濟物浦沖に到り、月尾島・永宗島間の水道に投錨し、二十四日公使以下汽艇にて通津府に上陸した。（註一六）

高雄丸の釜山出港以來、風濤概ね險惡、加之艦は本年二月より、間斷なく戰鬪航海に従事した事とて、乗員の困憊その極に達し、爲に充分の測量を行ふを得なかつたが、猶木浦・南陽・濟物浦・江華四港について、實地調査を行ふ機會を得た。而も花房代理公使は、杉艦長以下高雄丸乗組將校の意見を徴した上、左の理由を以て、四港共に開港場に適せずとの結論に達せざるを得なかつた。

一 木浦 『灣内船を泊するに足れりと雖も、釜山と相距る（凡一五〇海里）尙近きに過ぎ、且近傍内地羅州を除くの外大市場なく、加るに航路鳴洋津（珍島を海南と隔る之海峡）之峻あり、開港此の

ため、最良の地と云難し』。

二 南陽 『京畿・忠清二道之間に在りて、洪州・漢城・開城等之諸都會と舟楫相通ずるの所たるを以て、此の灣中邊大船を泊すべきの港あらば、頗る便益あるべきをおもひ、船を此の灣に留め、小艇を發して、搜索を行ふ（事五）日に及びしかども、潮流頗る激しく、風雪又頻に到り、其詳を得る能はず、然れども岩礁航路に横りて起伏するあり、潮汐殆んど三〇尺之差をなすあり、大船之がため、岸に近き難きを以て見れば、此の灣亦危險なしと云難く、又良港ありと云云難し』。

三 濟物浦（仁川） 『砂洲遠く海中に延び、船を障<sup>レ</sup>通路極て便ならず、良港ならざるは、曾て諸人の見る所の如し、唯仁川は海岸渚洲之趣、稍我品川と相似たるを以て、不得已ば可用之地なれども、其海岸僅に十數軒之茅屋あるのみなるを以て、一時たりとも開港場となすには、多少の造營を要するあるべく、就ては先づ他所を探りて索め得ざるの後にあらざれば、此地の開港は議せざる方、可然と考ふ（節略）』。

四 江華 『江華は孫突項<sup>ソントルモク</sup>の險ありて、大船を入るるに危く、良港ならず（節略）』。（註一七）  
通津府に上陸した花房代理公使及び隨員は、宮本理事官と同一選路を取り、十一月二十五日京城著京畿中營（清水館）なる館所に入つた。

是より先朝鮮國政府は、東萊府使尹致和の狀啓によつて、日本國代理公使の入京を知り、禮曹參判洪祐昌(前東萊府使)を伴接官に差下し、釜山辦察官玄昔運を差備譯官に命じ、前例による接待を舉行したが、日本國使節の往來頻繁なるを喜ばず、十一月二十八日花房代理公使が禮曹判書趙寧夏に公文を送り、委任狀の譯本を提示して、會見を要求したのに對して、禮曹判書は『本曹管務、唯書契往來而已、至若他般公幹、伴接官當爲勾檢、稟定於政府而商酌矣』と稱して拒絶した。公使がその修好條規第二款違反なるを指摘するに及び、十二月一日禮曹判書は前文を取消して、『如有公幹、伴接官以本曹參判、當爲勾檢、稟定於政府而商酌矣』と修正し、伴接官に日本國代理公使との交渉を委任すべきことを通告した。(註一八)

花房代理公使と伴接官洪祐昌との交渉は、明治十年十二月一日より、館所に於て開始せられた。公使は先づ咸鏡道の一港は、文川郡松田里とし、他の一港は『全羅道・忠清道の内に於て、開港の積なれども、當年は搜り極る事能はざるを以て、假に江華か仁川に港口を開く事を申付られたれども、既に今年も斯様に推詰りたれば、明年探り極むる迄間もなき間、本使の一存を以て、假開口は先見合置き、御互に面倒少き様致度考居候』と述べた。公使の意嚮は、全羅道沃溝縣・務安縣沿岸再測量にあるので、之は朝鮮國政府の意見とも一致するが、文川郡は永興府と等しく、陵寢の所在地として、開

港は絶望であつた。會見は十二月四日・七日に引續いて行はれたが、伴接官は、朝鮮國政府の既定方針が、咸鏡道北青府・全羅道珍島郡開港にあることを強調し、且文川開港の不可を主張して、その理由を左の如く説明した。

文川即仙巖奉安之地也、所重自別、若設港於浦邊、雖定界而立標、此有不然者、雖我國人民、若係所重之地、則本不許廣開商路、爲慮其紛遷滋弊之故也、況此邑與咸興・永興・安邊沿海一帶、幅員相接、自浦而陸、其於我國所重之地、相距無非甚邇、此所以昨年春、江華公幹也、因貴大臣永興開港之言、我大官以原廟所奉、不可許施之意爲答、則貴大臣乃以事體之不敢煩請、竟爲止之者也、想應諒會、而昨夏理事官講約時、既言開港之二處、此豈無參酌兩國事勢而然哉、今不須別求他地、深量深量。(註一九)

公使は、北青が水深不充分にして、開港場に不適當なるを擧げ、開港は必ず永興灣一帶に求むべきを力説し、次に日本國民と雖も、王陵を崇敬すべきは、充分知悉するところで、之については懸念を要せざるのみならず、開港場候補地たる松田里と、王陵所在地の距離甚だ遠きを指摘して、反對論の根據なきを説明した。會見は同十一日にも行はれたが、文川開港について、伴接官は依然『我國定規、陵寢所奉之地、絶禁場市紛遷喧鬧之弊、況使開港擾闖乎』の言を繰返すのみで、何等交渉の進捗

を見るに至らず、文川開港に關する限り、殆ど決裂の状態に近かつた。(註二〇)

十二月十一日の會見に於て、伴接官は文川郡開港の絶對不可能なるを強調した後、突然文川郡と安邊府の中間に介在せる徳源府は、陵寢の所在地にあらざるを以て、その元山津を開港すべきを提議した。公使は元山津が、永興灣外にあるを以て同意せず、單に『小船には宜布候得共、大船には不適當の所に候』と述べて居るが、實は公使は北青・元山共にその實際を知らず、松田開港の見込なきに於ては、元山もし實測の上、代港として適當ならば、松田の代港とするも支障なしとの意見を懷抱するに至つた。(註二一)

かくして開港については、依然何等の決定を見ることなくして、交渉を終るの已むなきに至つたが公使は明年早々、全羅・忠清兩道及び咸鏡道徳源府沿岸に測量艦を派遣すべきを以て、當該地方に、貯炭場を臨時設置すべきを提議した。而して全羅道巨文島、及び珍島郡碧波津の兩所については、朝鮮國委員に異議がなかつたが、咸鏡道文川郡松田里については容易に同意せず、遂に伴接官は差備譯官玄昔運に命じて、外務四等屬浦瀨裕に就いて質した結果、貯炭場と云ふとも、別に開港の前例とはならず、且特に倉庫を建築し、守衛を常置するものではなく、その管理一に當該地方官に委任するものなるを確めた上、之に同意し、明治十年十二月二十日七箇條より成る協定に調印した。翌二十一日

公使は隨員を率ゐて館所を發し、通津府を経て、二十二日濟物浦沖碇泊中の高雄丸に乗艦、明治十一年一月二十日歸朝復命した。(註二二)

花房代理公使の使命は、開港問題を初め、公使駐劄問題・上京道路設定等について、盡く成らざることを、猶宮本理事官のそれと略同一であるが、唯徳源府開港の暗示を得たことは、將來重大なる意義を有するものとして、特筆に値する。

(註一) 奥義制 朝鮮交際始末卷三。

(註二) 倭使日記卷一丙子年正月二十一日、日使文字卷一丙子年正月二十一日。

(註三) 使鮮日記乾坤。

(註四) 倭使日記卷二丙子年正月二十六日、日使文字丙子年正月二十六日。

(註五) 朝鮮交際始末卷三 統監府編輯國條約類纂(明治四十一年刊)七一―七六頁、倭使日記卷二丙子年正月三十日、日使文字卷一丙子年正月三十日。

(註六) 倭使日記卷四丙子年六月十八日、日使文字卷一丙子年六月十六日。

(註七) 倭使日記卷四丙子年六月十八日、日使文字卷一丙子年六月十八日。

(註八) 倭使日記卷四丙子年六月十八日。

(註九) 倭使問答卷三丙子年六月十八日・二十日・二十一日。

(註一〇) 倭使日記卷四丙子年六月二十七日、日使文字卷一丙子年六月二十七日。

(註一一) 倭使日記卷五丙子年七月一日。

- (註一二) 善隣始末卷三 韓條約類纂七七―八〇頁、倭使日記卷五丙子年七月六日、日使文字卷一丙子年七月六日。  
(註一三) 善隣始末卷三。  
(註一四) 善隣始末卷四、日韓交渉略史、百官履歷(日本史籍協會本) 卷下三九九頁。  
(註一五) 明治九年九月十九日花房代理公使宛宛寺島外務卿訓令及内訓原本。  
(註一六) 明治十一年二月花房代理公使復命概略、子爵花房義實君事略(大正二年刊) 一〇五―一三頁、倭使日記卷六丁丑年九月十月。

(註一七) 花房代理公使復命概略別記二、高雄丸乗組海軍少尉高杉春禎測量記事。

(註一八) 花房代理公使復命概略別記開港一件、倭使日記卷六丁丑年十月。

(註一九) 花房代理公使復命概略別記開港一件、日使文字卷二丁丑年十二月二日。

(註二〇) 花房代理公使復命概略別記開港一件、倭使日記卷六丁丑年十一月三日。

(註二一) 花房代理公使復命概略別記開港一件に、明治十年十二月十一日會見に於て、講修官洪祐昌より、「元山津は如何」と發議したことが見えて居るが、倭使日記卷六丁丑年十一月七日條には、此事全く所見なきのみならず、明治十二年五月九日、講修官は、近藤外務權少書記官の詰問に對して、德源開港に關する言質を與へたことを否定して居る。「彼(近藤書記官)曰年前開港處相議時、以德源無碍爲辭、而及於昨春、俺船專往測水後、自禮曹以所重攸在不可許施、撰送書契、事甚訝惑、故仍自外務省有所明辨回書、俺又專此尙來以德源議定也、我(講修官)曰年前相議時、何嘗有無碍之說乎、彼曰貴國圖出德源地界、示以形便者、亦因無碍、而然果能記存否、我曰其時圖寫非但德源、近境列邑同幅寫出、逐論其形便、何嘗以德源一處、爲論無碍者乎(下略)」(倭使日記卷一一己卯年四月二十九日)。けれども花房代理公使は、當初元山なる港灣の所在を知悉しなかつたことは、明白であるから、同地に關する問題は、講修官より提起せられたと見るのを穩當としよう。

(註二二) 花房代理公使復命概略別記石炭貯藏一件、善隣始末卷四、倭使日記卷六丁丑年十一月、日使文字卷二丁丑年十一月十六日、同文彙考附編續通商。

### 第三九 元山の開港

明治十一年一月花房代理公使の復命によつて、日本國政府は日韓修好條規による開港が、殆ど三年を経て、何等進捗して居ないことを理解し得たであらう。先づ公使の乗艦高雄丸は、主として全羅道南東沿岸を測量したが、開港に適當なる候補地を發見せず、期待せられた南陽灣は、測量を行ふことが不可能であつたが、目測したところ良港ではない。而して東海岸について見るに、永興府の代港として指定した咸鏡道文川郡松田里は、之亦陵寢の所在地として、言下に峻拒せられた。但伴接官は、松田里の代港として、その對岸に近き德源府元山津を提議したが、同港の價値は全然日本側に知られて居ない。加之曩に朝鮮國より最初に指定しようとした北青府を、日本國委員は不適當として應じなかつたけれども、實は同港の實際を知るものがなかつた。花房代理公使・伴接官共に地圖を携帶したが、共に不完全で圖上可否を決し得べくもなかつたのである。

如上の事實は、前年度に引續き測量艦を派遣して、第一に咸鏡道北青府・德源府、第二に珍島より

安眠島に至る全羅・忠清兩道沿岸の測量を完成するのは、焦眉の急たるを思はしめた。

海軍省は乃ち軍艦天城（艦長海軍少佐松村安種）に、此困難なる任務を授け、別に前年花房代理公使に隨行した測量専門家陸軍工兵少尉海津三雄に便乗を命じた。

軍艦天城は明治十一年四月二十八日品川を出港、釜山に寄港、五月九日元山に達し、測量を開始した。朝鮮國政府は事態を重大なりとし、咸鏡道觀察使金世均に急命を發して、徳源府使李教七・文川郡守李正弼を督して、徳源地方沿岸の測量を阻止せしめようとした。その理由とするところは、徳源府湧珠里は李氏朝鮮穆祖以下度祖に至る連世の御郷として、國家根本の地であるのみならず、安邊より文川を経て、永興・咸興に至る一帯の海岸をなし、陵寢に密邇するを以て最も重すべき地である、曩に咸興・永興・文川・安邊の四邑を擧げて、徳源に及ばなかつたのは、以上四邑の名を列擧すれば、幅員相接するを以て、徳源もその中に包含せらるべきを期待したのであると。松村天城艦長は、曩に伴接官洪祐昌の花房代理公使に對する言明を引用して之に應せず、更に進んで同艦長は事情の如何を問はず、本國海軍卿より命令を有する以上、徳源の測量を中止する権限を有しない、若し強ひて之を中止せしめようとするならば、東萊府使より、釜山駐在管理官を経由して、本國外務省に抗議せられたいと注意を與へた。地方官は是以上實力を用ふることなくしては、測量を阻止せしむべき手段な

く、傍觀するのみであつた。軍艦天城は徳源海岸測量に従事すること月餘、六月十八日文川郡松田里に廻航、同二十二日元山に歸航、二十四日出港、北青府廻航の途に就き、二十六日その港市たる新浦津馬養島に投錨、北青府使趙秉稷の訪問を受け、新浦及び馬養島を視察した後、同二十八日出港、三十日釜山に著、七月四日長崎に廻航した。（註一）

長崎に於て、艦體、汽關の修理、乗員の休養を終つた後、天城は明治十一年八月十四日再び釜山入港、汽關修理のため數日碇泊、二十三日出港、二十四日全羅道所安島到着、翌二十五日莞島著、二十七日發、二十八日には忠清道庇仁縣前洋錨地に投錨、之より測量艇及び汽艇を分派して、全羅道沃溝縣沿岸、即ち萬頃江口及び忠清道群山鎮より、錦江口一帶の實測に従事し、測量艇は江を溯つて、韓山郡より恩津縣江景浦に達した。九月六日庇仁灣拔錨、八日洪州牧元山鎮投錨、再び測量艇を分派して、保寧・結城・海美三縣、及び瑞山郡一帶、所謂淺水海灣の實測に著手した。然るに偶、艦内疫病發生し、九月二十三日水兵一名、二十六日二名死亡したため、測量を中止し、九月二十七日元山鎮拔錨、三十日釜山到着、ついで長崎に廻航した。全羅・忠清兩道沿岸測量については、朝鮮國政府は當初より異議を有しないので、忠清道水軍節度使李教復を初め、地方官は各種の便宜を與へ、生糧品を贈與して、乗員を慰安したと云ふ。（註二）

軍艦天城の測量は、その要した時日と、その成果より見ても、日本國海軍の外國水路測量として空前のもので、前年度特務艦高雄丸の到底及び得ざるものである。此結果として、日本國政府は、曩に朝鮮國政府の指定した咸鏡道北青府新浦津が、當初豫想せられたところに反して良港であり、又徳源府元山津に至つては、日本國側の固執した文川郡松田里に比して、勝るとも劣ることなき開港場の良候補地たることを確認し得た。朝鮮西海岸に至つては、東海岸の如く良好なる成果を擧げることが出来なかつた。明治十年末、高雄丸は全羅道海南・務安兩縣・木浦鎮・珍島郡一帶の水路を精査して、開港に適當なる港灣なきに失望したが、今年天城は、昨年高雄丸の未著手の分、即全羅道沃溝縣より、忠清道瑞山郡に至る海面を精査して、亦豫期の結果を得なかつた。錦江口の如き、長時間を費して測深し、群山鎮も視察したが、當時の日本國海軍は、同港を必ずしも良港と認めなかつたもの、如くである。

かくの如く、明治十年・同十一年兩度の測量の結果、日本國政府は、日韓修好條規第五款による開港場を、朝鮮國東海岸に於ては、咸鏡道徳源府元山津に指定し、西海岸に於ては、適當なる地を得ないけれども、その首府に近き故を以て、京畿仁川府濟物浦を第一候補地に、忠清道牙山縣(南陽灣)・同群山鎮を第二候補地に擧げるに至つたと信せられる。

是より先、朝鮮國政府は、天城艦長が徳源・文川兩地方官の制止を可かず、兩地の測量を行つた事を重大視し、併せて徳源開港を強制せられることを豫防するため、戊寅五月二十九日(明治十一年六月二十九日)禮曹判書尹滋承の名を以て、日本國外務卿に書契を致し、天城艦長の行動に關して抗議を提出し、併せて徳源には陵寢が存在しないが、その重すべきは咸興・永興・文川・安邊四邑と異なるなしと聲明した。

昨年貴公使<sup>○花房代理公使</sup>之回也、以咸興・永興・文川・安邊等四邑之不可開港事詳陳頓委、向因萊館、獲奉復教、而屬者、貴艦派來、測水於徳源府元山浦、查該府介在四邑之間、邑名雖不同、即同一港灣耳、道里較近、陵寢密邇、且湧珠之里・銘石之院、實惟我四世御郷也、國人之所崇奉、視諸四邑少無異同、既言四邑所重、則徳源一府不必另言、而自在其中、該地方官、已與貴艦長<sup>○天城艦長</sup>有所酬酌、艦長亦審知其實、貴政府從當聞而諒之也、蓋咸鏡道安邊以北、咸興以南、沿海一帶、非仙寢所奉即御郷所住、於本邦無非尊嚴慎重之地、故厥初我朝廷單舉北青者、良以地非所重、勢便開港、可以便而無碍也、貴船將轉向北青、測水而歸云、誠宜深圖方便、不可強請於萬不可許之地滋生紛紜也。(註三)

けれども元山津の開港は、もと朝鮮國伴接官の發議にかゝるのみならず、日本國政府はその根本に

於て、陵寢の所在、御郷の所住を以て、不開港の理由と爲し得ざるを信するものであるから、朝鮮國禮曹判書の書契に接するや、明治十一年十月二十四日付、外務卿寺島宗則の名を以て、朝鮮國政府の抗議に同意すること能はずと回答した。その略に云ふ『雖然據（花房代理）公使報狀、則貴政府曾說德源地方無有障碍于開港、而今復欲併此地方而拒之、無乃與前意爲齟齬乎、要開港之事、其地不便船舶碇泊、則開之無益、若得良便之地、則事既有成約、兩國交誼所重、漫不可拒絕也』と。（註四）

軍艦天城艦長松村海軍少佐の復命によつて、開港場の選定も略決定し、直ちに朝鮮國政府に向つて交渉を開くべき筈であつたが、是より先明治十一年九月東萊府使尹致和が、中央政府の命に従ひ、豆毛鎮に税關を設け、輸出入品に課税した。是は明治九年八月二十四日宮本理事官公文に反するので、寺島外務卿は、同年十一月二十日花房代理公使に命じ、軍艦（舊）比叡に乗艦、釜山に急航、東萊府使に交渉し、一面兵力を以て示威運動を行ひ、遂に税關を撤廢せしめた。是等のため、明治十一年には、開港に關する交渉再開せられるに至らなかつたのである。（註五）

明治十二年に入り、日本國政府は開港問題を是以上放置すべからざるものと認め、竝に釜山豆毛鎮税關不當課税による損害賠償を、朝鮮國政府に要求するに決し、三月十四日又も花房代理公使に朝鮮國差遣を達し、外務權少書記官近藤眞鋤・海軍大尉木藤貞良・陸軍中尉海津三雄・外務四等屬奥義

制・外務五等屬石幡貞・外務八等屬三坂邦寧・海軍一等警吏猪俣重雄・海軍二等筆記新莊鏡等に隨行を命じた。超えて三月二十日、寺島外務卿より訓令を與賦せられたが、その頗る重要なものがあるので、左に開港に關する分を抄録する。

訓 條

代理公使 花 房 義 質

一 咸鏡道元山津開港ノ事、從來頗ル異議アリト雖モ、去ル明治十年十二月中、朝鮮政府其測量ヲ諾シ、且石炭ヲ其隣地ナル文川ニ置クヲ約セシヲ以テモ、當時既ニ元山開港ヲ承諾スルノ意ヲ見ルニ足ル、況ヤ此港單ニ貿易ニ肝要ナルノミナラズ、接壤隣邦ノ兵備ニ關シ、將來兩國利害ノ係ル所ナレバ、務メテ開港ニ異議ナカラシムルヲ要ス、既ニ昨年十月二十五日ノ書翰ヲ以テ、朝鮮國政府前後表裏ノ言ヲナスヲ責論セリ、今又其意ヲ擴張シ、斯ル緊要ノ地ニ開港ヲ拒ムハ、自護ノ方略ニ於テ、最モ取ラザル所ニシテ、又我防禦ヲ害スル者タルヲ説キ、我防禦ヲ害スルノ方略ハ、之ヲ等閑ニ付スル能ハザルノ理ヲ示シ、必ズ其了諾ヲ取ルベシ。

一 右元山津ト釜山浦トヲ除クノ外、朝鮮國沿海、未ダ船舶繫泊ニ便ニシテ、通商ニ適スルノ港ヲ見ズ、唯仁川ハ水路京城ニ往來スルノ門戸ニシテ、船艦時々繫泊セザルベカラザルノ地ナリ、先

此地ヲ以テ、當分通商ノ地トシ、徐々他ニ求メ、更ニ良好ナル所ヲ得テ、當ニ之ヲ移スベキヲ約スベシ、尤今度京畿ニ廻航スルノ路、全羅・忠清ノ間ナル錦水<sup>江</sup><sub>〇</sub>及忠清・京畿ノ間ナル牙山ノ灣ヲ探リ、果シテ良港タラバ、此二所ニ就テ、一所ヲ開港スベキヲ談ズ可キナリ。但開港手續ハ、別紙甲號ノ通りタルベシ。

一 右仁川ヲ以テ、當分通商ノ地トスルニ異議ナクバ、使臣京城ニ往來スルノ路モ、當分三年ヲ限り、之ニ由ルヲ約スルモ敢テ害ナシトス<sub>〇</sub>下。略。

明治十二年三月二十日

外務卿 寺島宗則 (印)

訓狀附屬甲

開港手續

- 一 地基ヲ借ル、廣サ拾萬坪ヨリ少カルベカラズ。
- 一 地租ハ釜山ノ例ニ準ジテ定ムベシ。
- 一 其地ノ牽碯ヲ平ニシ、荆棘ヲ除キ、船艙ヲ築ク等、専ラ朝鮮政府ノ責メニ任ズ、邸地ノ安排、

道路ノ修繕等ニ至ツテハ、日本政府ノ措辦ニ歸ス。

- 一 別ニ地基ヲ借ラザルカ、又ハ我家居未ダ建築セザルノ間ハ、在所ノ民屋ヲ賃借シ、或ハ寄寓スル等妨ナカルベシ。
- 一 遊歩里程ハ、里數ヲ以テ限ラズ、一方ハ必ず其近隣首邑ノ在所ニ至リ、其他ハ山川等著シキ經界アル地形ニ從テ、之ヲ定ルヲ可トス、尤陵廟アル地ハ、之ヲ避クルガ爲、他ノ一邑ヲ以テ代ル等、便宜ニ隨テ處置スベシ。

一 開港地議定ノ後ハ、日ヲ期シ朝鮮政府ヨリ委員ヲ派出セシメ、管理官ト議シテ細事ヲ定ムベク、或ハ公使モ之ト同行シ、實地ニ就キ、事ヲ督視スルモ亦可ナリ。<sub>(註六)</sub>

本訓條に就いて、寺島外務卿は口頭を以て、『本條第一・第二の項は、事緊要に係るを以て、韓官若し順承せざれば、飛報して定奪を請ふべし』と傳へた。乃ち今回花房代理公使の主要任務は開港交渉にあり、しかも此度は日本政府も、相當鞏固な決心を以て臨んで居ることが知られる。公使が軍艦二隻を率ゐたことも、その一證となし得られよう。

花房代理公使は明治十二年三月三十一日東京を發し、特務艦高雄丸(艦長海軍少佐青木住眞)に乗艦し、軍艦鳳翔(第一)(艦長海軍少佐山崎景則)を率ゐて、四月十三日釜山に到着した。同二十九日釜山



を出港し、五月六日忠清道庇仁縣煙島沖に假泊、測量艇を分派して、前年軍艦天城が測量に著手した、群山鎮より恩津縣江景浦に至る錦江沿岸、並びに庇仁縣・舒川郡沿岸一帯を再調査し、同十二日拔錨、翌十三日京畿南陽府桃李島(Fournier Island)沖に假泊、之より約一箇月に亘り、南陽府・忠清道牙山縣・唐津縣沿岸、即ち所謂牙山灣一帯の實測を開始した。六月四日隨員陸軍中尉海津三雄に、朝鮮語留學生淺山顯藏及び護衛海兵四名を附し、南陽府古溫浦に上陸、辦察官玄昔運の抗議を顧みず、陸路水原府を経由して、京城に向ひ、沿道地方の地理を視察せしめた。超えて五月六日高雄・鳳翔兩艦南陽灣拔錨、仁川(濟物浦)沖著、直ちに測量艇を分派して、測量に著手した。六月十二日公使一行は通津府に上陸、京城に向つた。(註七)

今回の測量は明治十一年度軍艦天城の測量の缺を補ふ意味に於て、錦江口・牙山錨地及び仁川の三港を調査したものであるが、青木高雄丸艦長・山崎鳳翔艦長協議の結果、前二者共に水路安全ならず、開港場として適當ではない。仁川は風濤の危険尠く、潮流も比較的緩慢で、干満の差が激しいが、干潮時の水深猶二尋を有するを以て、喫水三・五メートル以下の船舶は、直ちに陸岸に繫留し得べき便利があり、埠頭工事にも鉅資を要しない見込であつて、『加之海陸共京城に近く、往復尤も便利なれば、朝鮮國西岸に於て、随分開港場とするに足る最良の所と認む(節略)』との結論に達し、六

月二十五日兩艦長連署を以て、花房代理公使に意見を具申した。久しく行惱中であつた朝鮮國西海岸の開港場も、此に於て京畿仁川府濟物浦に略々決定したのである。

#### 仁川灣濟物浦ヲ以開港場ト成スベキ意見

今般朝鮮國西岸探港ノ義ニ付、兩艦共ニ先馬耳留灣[Basil's Bay] 忠清道舒川郡開也島ヨリ、庇仁縣煙島ニ至ル錨地ニ着シ、鎮江[錦江ノ誤]ヲ檢視スルニ、同江ハ全羅・忠清ノ界ヲナス頗ル名河ニシテ、兩岸ノ村落繁盛シ、巨邑名村不少、舟船ノ出入モ隨テ多ク、又天城艦略測ノ如ク、江幅モ略二里許リニシテ、唯見ル所ニ依レバ、良善ナルガ如シト云ドモ、最廣ノ所ハ、干潮ノ際洲汀諸所ニ露出シ、其間一尋或三尋、水底不同、現ニ小蒸汽船モ膠着スル如ニシテ、逆モ本船ノ錨地トス可カラズ、又江ノ屈曲シテ灣ヲナス所ハ、五六尋ノ深水各所ニ有リト云ドモ、皆狹隘ニシテ、所謂四方維ギヲ爲ザレバ、亦安泊シ難シ、而シテ河口ヨリ開也島ノ間、沙盤暗礁多ク、淺水ニシテ、滿潮ノ候ヲ待ザレバ、入江スル能ハズ、又煙島ノ錨地ハ、東北ノ風ヲ凌グ丈ニテ、南西風起レバ怒濤甚シク、現ニ碇泊中稍此ノ風ニ逢ヒ、大ニ困難ヲナス程ナリ、依テ此海灣江河共ニ良港ニアラザレバ、頓ニ測量ヲ止メタリ、夫ヨリ更ニ牙山灣ニ到リシニ、同灣ハ鎮江ニ比較スレバ、巨邑名村ト稱スベキ者尤稀ニシテ、舟船ノ出入十分ノ一ニ過ギズ、灣内又砂洲アツテ、素ヨ

リ良港ニ非ザレドモ、「ホットホルニール」〔Fournier Island 京畿南陽府桃李島〕島ヨリ、古温浦〔南陽府〕錨地ノ間、山岬島嶼四圍環繞シテ、怒濤ノ憂ナク、岸邊モ亦稍接近シ得ル所有テ、不得已トキハ、先ツ可也ノ港灣トナスベケレバ、即チ測量ヲ施セリ、是レ得ル所ノ圖面ニ於テ見ルベキナリ〔地圖闕ク〕、是ヨリ仁川灣ニ着スルニ、月尾島ノ錨地ハ、西面稍渺漫タルガ如シト云ドモ、永宗・大阜・小阜・其他ノ諸島嶼環繞シテ、大風起ルモ怒濤ノ憂ヒ寡ク、且ツ潮勢モ凡三里半〔海里ナラン〕許ニシテ、極メテ急激ト云ベカラザレバ、大船ハ常ニ此地ニ泊スベシ、又濟物浦ト月尾島ノ間、再ビ補測ノ圖ノ如ク、干潮ノ際尙一河ヲナシ、殊ニ濟物浦ノ沿岸ハ、落水ノ極ト雖モ、二尋餘ノ水深有リ、常ニ「ブーイ」ヲ入置キ、喫水十二尺ノ船ハ、潮候ヲ待ツテ之ニ繋ギ、四方維ギヲナセバ、之ニ安泊シテ、物貨ヲ陸運載積スルノ便アリ、而シテ、此岸邊ハ哨舟直ニ着岸シ、往來ノ自由、未嘗テ鎮江・牙山ノ非ザル所ニシテ、天然ノ地形ヲ有スレバ、更ニ埠頭ヲ設築スルモ、巨多ノ勞費ヲ要セズ、容易ニシテ成ルベキナリ、加之ズ海陸共京城ニ近ク、往復尤モ便利ノ地ナレバ、該國西岸ニ於テ、隨分開港場トスルニ足、最良ノ所ト認候、此段意見致具陳候也。

十二年六月二十五日

高雄丸船長海軍少佐 青木住真 (印)

鳳翔艦艦長海軍少佐 山崎景則 (印)

代理公使 花房義質殿 (註八)

花房代理公使は、明治十二年六月十二日京畿通津府に上陸、金浦を経て、十三日京城に達し、館所に充てられた京畿中營(清水館)に入つた。即日禮曹判書沈舜澤・伴接官刑曹參判洪祐昌が倉皇として來訪した。是は全く海津陸軍中尉の陸行を阻止するためである。公使は朝鮮國政府が陵寢所在地の故を以て、水原府通行を禁止する意嚮があることを甚だ不快として、『貴意を推すときは、我國人を視て、夷匪若くは禽獸にして、無禮或は不淨たる者と爲すに似たり、國辱孰れか甚だしからん、本使力を極めて之を辨せざるを得ず』と激語した。禮曹判書之を辨じて、『修好以誠信二字相孚、而今此隨員之從陸者、果約條外事、故我所以不許者、即以此也、豈以不精之徒待之乎、禽獸之說、貴使之說誠妄發也』と述べて、水原府通過拒否の理由を修正して、條約違反にありとし、更に公使の追窮に會つて、今回の事件に限り、特に條約外の旅行を默認する意を表明した。禮曹判書・伴接官共に、公使の態度前同と稍異なるものあるを理解したためと思はれる。(註九)

六月十六日、花房代理公使は、近藤外務權少書記官以下隨員を率ゐて、禮曹判書沈舜澤を訪ひ、外

務卿の委任狀を提示して、開港その他の懸案に關する商議開始を要望したが、禮曹判書は刑曹參判洪祐昌を議政府堂上に兼差し、伴接官に差下せられたので、之と會談せられたいと希望した。花房代使公使が禮曹判書が會商を拒絶するのは、修好條規第二款違反なるを指摘するに及び、六月十七日公文を公使に致して、禮判公務繁激なるを以て、政府特に講修官を差下し、日本國公使と會商せしめ、

『而至於講約著書之後、則本官（禮判）當爲交會』と聲明し、茲に此問題を終つた。（註一〇）

六月十八日より公使の館所に於て、講修兼伴接官洪祐昌・花房代理公使間に、開港に關する交渉は開始せられた。公使先づ『貴國北海岸開港の義、一昨年（明治十年）文川の地に於てせんことを望むと雖も、貴政府に御障りある趣に付、昨年（明治十一年）更に測量船を派し、探て元山津を得たり、然るに是も亦御差支の由にて、書契御差越相成たるに付、外務卿より御答申進じ置れたり、此義は貴政府にて疾くに御了解、最早此地開港に付ては、御議論無之義と存ず』と述べた。講修官は德源府が陵寢の所在地にあらざるも、却て陵寢に密邇するを以て、通商のため、開放する能はざる理由を説明し、公使との間に、元山を發議したものの、講修官自身であること、又陵寢の崇奉如何について押問答があり、最後に公使より德源府湧珠里が、穆祖以下の御郷であれば、同里に日本國人の立入ることを禁止するを條件として、元山津開放を主張して、當日の會見を終つた。後公使は近藤書記官に命じ

て、德源開港要求の理由を覺書に作成し、議政府に傳達せしめた。

我政府、客歲特派測量船、探究貴國東北海岸、探文川・元山、兩處外無適開港之地、而文川爲貴政府所曾爲有碍、後復拒元山以地迫陵寢、然其傍近豈舉陵寢、願陵寢是其中一區域、故戒我國人、慎勿侵襲其域則可也、今以一區拒全區、誰不言貴政府托辭回避之。（註一一）

此後六月二十三日以降、數次に互つて交渉は繰返されたが、問題は常に仁川に集中せられ、德源について回答を督促しても、唯『德源既係難便、遮難議定』と繰返すのみで要を得なかつた。蓋し韓廷亦開港問題の久しく遷延すべからず、且日本國政府が東朝鮮灣に著眼すること久しく、同地方開放の決心牢固なるを知り、寧ろ德源を許して、仁川を堅持する方針に出で、日本國側の讓歩を待ち、妥協する意嚮であつたと解せられる。（註一二）

然るに花房代理公使は、仁川問題の停頓に惱まされ、問題を德源に轉じ、六月二十日覺書の趣旨を敷衍して、陵寢・御郷の地には、境界を明かにして、立入を嚴禁することを條件として、通商のため開放を要求した。講修官は、七月四日を以て、政府の命により、『公以所重地、設禁之言有所屢屢、故備稟政府矣、我政府另軫隣好、特爲許施、貴政府能體念我朝廷盛意耶』と聲明し、公使は之に答へて、『今此元山設港之許施、果出於貴朝廷保好之舉、則實兩國之幸、俺朝廷寧不感頌乎』と述べ、元

山開港の件、此に確定したのである。(註一三)

既に徳源府元山津開港確定した以上、その細目を協定する必要がある。講修官は、元山に於ける細目は、釜山のそれを踏襲し、陵寢・御郷には立標禁界を明示する意を提議したが、公使は崇奉の地の犯越を、嚴に取締るは當然であるけれども、開港地點・遊歩地域は實地調査の上商議したしと述べ、ついで七月六日、元山開港議定書案を講修官に傳達して、將來商議の基準とせられたいと要請した。その第一款に二通りの案を併記したのは、朝鮮國當局をして、一を選択せしめんがためである。

豫約擬案

第一款 朝鮮政府 日本曆明治十三年三月、朝鮮曆庚辰年二月 以後、當爲日本人民貿易、開成鏡道元山津、其居留地基、凡

方八町 朝鮮二里、於長徳山及其西面海處定之。

又 朝鮮政府 日本曆明治十三年三月、朝鮮曆庚辰年二月 以後、當爲日本人民貿易、開成鏡道元山津、其官吏及商民居住地

基、東至長徳山南赤田川、西北至海爲限、賃借官衙民家、或買得之、或借地造屋、俱隨便、但雖任各自就其主商定之、賃借賣買之後、各可具狀其官廳 日本人到管理官廳、朝鮮人到地方官廳、受認許。

第二款 居留地租、仍其地從前之租額、更加除計算第三款所載兩政府經費、以議定之。

第三款 經始日本人居留地、爲朝鮮政府之任、故兩國委員同會商議、榛蕪磊塊之可芟除、道路橋梁

之可架造者、朝鮮政府爲措辦之、但按排宅地、修理街路等、日本政府任之。

第四款 居留地近傍畫一區、爲日本人墓地、租額照其他從前所入納之。

第五款 朝鮮政府築成埠頭、起自長徳山西海岸至長徳島、加意時修、以便于貨物卸載及船舶繫泊、朝鮮各種商船、亦可得就此內繫泊、且與其國內各浦口相往來運輸、及朝鮮人搭日本船、往來開港各口、亦無有妨。

第六款 朝鮮政府置海關於埠頭、檢査輸出入物貨、關前後設廠舍、以充于檢査之時、避風雨霖濕。

第七款 日本人除湧珠里・銘石院等建標禁行之地外、於徳源府管内、無不得隨意閑行、但非有允許、則不得入官衙人家者亡論耳。(註一四)

超えて七月八日、講修官は館所に來訪し、豫約擬案について逐條審議を開始した。その要は左の如くである。

一 第一款開港期限については、講修官はその延期を主張したが、結局二箇月にて妥協し、明治十三年五月(庚辰年三月)に協定せられた。次に講修官は開館基地は、一に草梁倭館の例に依るべく、第一款又以下の項全部の削除を主張した。日本國公使は、草梁の例によれば、他日その地狹隘にして、擴張を要すべく、現在尠くとも二方韓里に定めることが有利であると主張したが、議遂に決定